

遅れのある子どもの支援に関する実践調査
報告書

平成 22 年 3 月

社会福祉法人 日本保育協会

第1章 調査の概要	3
1. 調査の目的	3
2. 調査の方法と内容(全体)	5
3. 調査の方法と内容(実践調査)	8
4. 調査の方法と内容(検討会)	9
第2章 アンケート調査の結果	10
第1節 施設調査(対象:施設)	10
1. 施設の属性	10
2. 障害児ならびに遅れのある子どもの受入状況	13
3. 地域ネットワークへの参加状況	19
4. マニュアル等の活用状況	26
5. マニュアル等の現状	28
6. 望ましいマニュアル等	35
第2節 施設調査(対象:遅れのある子ども)	41
第3節 保育士調査	46
1. 保育士の属性	46
2. マニュアル等の活用状況等	50
第3章 実践調査の結果	61
1. 実践調査結果の概要	61
2. 個別の実践調査結果	68
第4章 マニュアル評価検討委員会における検討結果	74
1. マニュアル評価検討委員会における検討結果の概要	74
2. マニュアル評価検討委員会の検討内容詳細	77
第5章 調査結果のまとめ	83
1. 遅れのある子どもへの対応に関する保育所の現状と課題	83
2. 遅れのある子どもへの対応に関する保育所の課題解決の方向性	91
参考資料 1: アンケート調査票	97
参考資料 2: マニュアル評価検討委員会における検討資料	109

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

これまで保育所における「遅れのある子どもへの支援」については、平成 19、20 年度において実施している。平成 19、20 年度調査では、遅れのある子どもの受け入れ実績のある保育所を対象にアンケート・ヒアリング調査を実施し、保育所における遅れのある子どもの早期発見・支援に関する実態、マニュアルの整備状況、地域の他主体、特に小学校との連携状況を把握した。その結果、早期発見・支援に向けたマニュアル等の整備・活用、小学校との連携、保育士の資質向上等に関して、現状いくつかの課題が存在することが判明した。

以上のことを踏まえ、本年度調査では次の3つの調査を行うこととした。第一に、平成20年度調査に引き続き、遅れのある子どもの早期発見・支援に関するマニュアルの全国保育所における整備状況を把握する。第二に、新たな取り組みとして、マニュアル等の作成・適用に必要な保育士の資質向上への取り組み状況を把握する。第三に、これもまた新たな取り組みとして、遅れのある子どもの早期発見・支援に関する保育士の資質向上のための調査・実践を行う。以上、平成19年度から20年度における調査内容の位置づけは次ページの図表1のとおりである。

なお、本調査でいう「遅れのある子ども」とは、平成19年度調査および平成20年度調査で定義したとおり、障害児に限らず、通常より手がかかるケースも含めて、支援が必要となる子どもを指す。「遅れのある子ども」という表現にした経緯は、保育所を利用している子どもに対する支援が通常より手がかかるケースも含めて実態を把握するために、通常使用されている「発達障害」¹という言葉は使用せずに、「遅れのある子ども」としたものである。

遅れの分類については、「言葉の遅れ」、「知能の遅れ」、「行動の遅れ」、「運動の遅れ」とした。いわゆる「気になる子」と「遅れのある子ども」の関係は、次ページの図表2のように表すことができる。

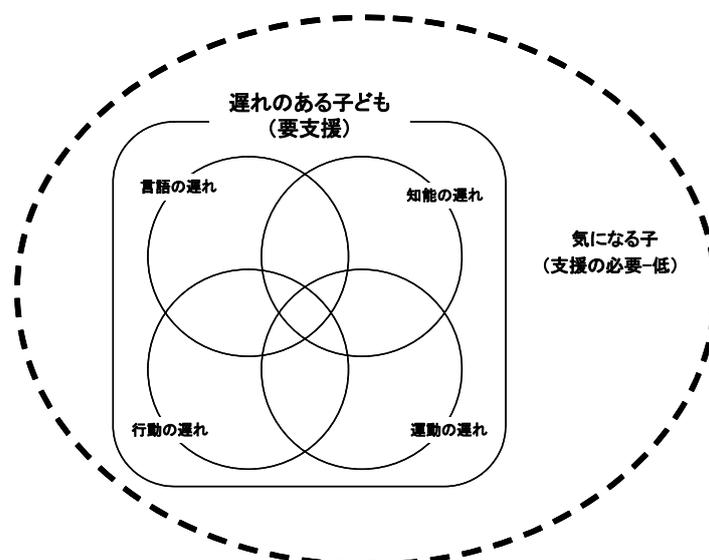
¹ 「発達障害」とは、発達障害者支援法において、「自閉症」、「アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」及び「その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されており、昨年度同様、今回の調査対象者に含まれている。

図表1 平成19～21年度調査内容の位置づけ

調査名 調査内容	「遅れのある子どもの支援に関する実践調査」 (平成21年度)	「遅れのある子どもの支援に関する事例調査」(平成20年度)	「遅れのある子どもへの対応に関する調査研究」(平成19年度)
保育所での遅れのある子どもの早期発見・支援に関する実態把握	○ (アンケート調査)	○ (アンケート・ヒアリング調査)	○ (アンケート・ヒアリング調査)
遅れの早期発見・支援に関する地域の他主体との連携状況	○ (アンケート調査)	○ (アンケート・ヒアリング調査)	○ (アンケート・ヒアリング調査)
小学校との連携状況(進学状況、遅れの改善状況)	○ (アンケート調査)	○ (アンケート・ヒアリング調査)	-
遅れの早期発見・支援に資するマニュアルの整備状況	○ (アンケート調査)	○ (アンケート・ヒアリング調査)	-
マニュアル等の作成・適用に必要な保育士の資質向上への取り組み状況把握	○ (アンケート調査)	-	-
遅れの早期発見・支援に関する保育士の資質向上のための調査・実践	○ (実践調査)	-	-

図表2 遅れのある子どもの位置づけ(イメージ)

「遅れのある子ども」の考え方：障害児に限らず通常より手がかかる子どもを含めて支援が必要となる子ども。支援を必要とする原因は問わず、「遅れ」の実態に着目したもの。



2. 調査の方法と内容(全体)

(1) 調査方法

今回の調査の目的は前述したとおり、①遅れのある子どもの早期発見・支援に関するマニュアルの全国保育所における整備状況把握、②マニュアル等の作成・適用に必要な保育士の資質向上への取り組み状況把握、③遅れのある子どもの早期発見・支援に関する保育士の資質向上のための調査・実践、の3つである。それぞれの目的を達成するため、以下のような調査方法をとった。アンケート調査、実践調査の個別の内容は後述する。

また、上記の調査を総括、横断的に調査・検討するため、アンケート調査、実践調査に加えて、有識者等をメンバーとする検討会を実施した。

(2) 調査方法

郵送配布・郵送回収にて実施した。都道府県別、運営主体別の調査対象保育所数は以下のとおりである。

図表3 調査対象保育所数(都道府県別)

	配布数			回収数		配布数			回収数
	公営	民営	合計			公営	民営	合計	
北海道	38	45	83	12	滋賀県	12	11	23	6
青森県	7	41	48	10	京都府	18	30	48	10
岩手県	16	17	33	11	大阪府	40	76	116	16
宮城県	21	12	33	14	兵庫県	36	50	86	19
秋田県	10	14	24	6	奈良県	10	8	18	4
山形県	12	10	22	6	和歌山県	15	13	28	4
福島県	20	11	31	8	鳥取県	13	0	13	9
茨城県	19	28	47	12	島根県	8	19	27	9
栃木県	19	14	33	6	岡山県	20	19	39	10
群馬県	12	29	41	9	広島県	38	23	61	11
埼玉県	44	42	86	15	山口県	13	17	30	6
千葉県	44	28	72	9	徳島県	13	8	21	7
東京都	94	73	167	24	香川県	13	8	21	4
神奈川県	32	63	95	18	愛媛県	23	10	33	7
新潟県	45	24	69	15	高知県	17	10	27	4
富山県	19	11	30	15	福岡県	20	68	88	24
石川県	20	17	37	7	佐賀県	6	15	21	6
福井県	15	12	27	10	長崎県	6	36	42	11
山梨県	14	10	24	6	熊本県	17	41	58	24
長野県	48	12	60	11	大分県	7	21	28	8
岐阜県	29	14	43	7	宮崎県	9	30	39	7
静岡県	23	27	50	13	鹿児島県	10	35	45	15
愛知県	80	39	119	22	沖縄県	12	24	36	10
三重県	26	16	42	13	無回答・不明	-	-	-	12
					全体	1,083	1,181	2,264	522

(4) 調査内容

アンケート調査の内容は、以下のような項目・内容を設定した。

		調査分野	アンケート項目
施設票	調査1	遅れのある子どもの受け入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅れのある子どもの受け入れ数 ○ 遅れの種類・重症度 ○ 遅れの発見時期(入所からの経過時間、子どもの年齢) ○ 年齢・性別
	調査2	地域ネットワークへの参加状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ネットワークへの参加状況 ○ 参加しているネットワークの種類 ○ 連携先の外部の専門機関(種類) ○ 連携の内容 ○ 小学校との連携状況
	調査3	マニュアルの整備状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアル等の整備・活用状況 ○ マニュアルの内容(マニュアルに盛り込むべき内容・項目) ○ マニュアルの活用により遅れの改善、円滑な就学支援につながった事例 ○ マニュアル等の作成・適用あるいは円滑な就学支援に必要な保育士の資質向上への取り組み内容および保育所管理運営者が望む保育士の資質
保育士票	調査1	マニュアルの活用事例と保育士資質向上の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアル作成・運用に関わる保育士資質向上の取り組みに対する保育士のニーズ・感想

(5) 調査期間

平成21年8月28日～9月11日(締切日) ※10月16日到着分まで回収・集計を行った。

(6) 有効回答数および回収率

① 施設票

発送数: 2,264件、到着数: 2,264件、有効回収数: 522件(有効回収率: 23.1%)

※これまでに受け入れた遅れのある子どもについては、計1,027名分の有効回答を得た。

1施設あたり、平均1.98人の子どもについて回答があった。

② 保育士票

有効回収数: 516件(有効回収率: 22.8%)

3. 調査の方法と内容(実践調査)

(1) 調査対象

平成20年度のヒアリング調査対象保育所のうち、マニュアルの整備、保育士の資質向上の取り組み等に関して先駆的な取り組みを行っていると考えられる保育所(清水台保育園)を対象とした。

(2) 調査内容

上記の保育所(以下、対象保育所)において、保育士の資質向上への取り組みの調査および実践を行った。具体的には、次の2つの調査・実践等を行った。

①保育所における保育士育成方針・マニュアルの策定・実践

遅れのある子どもの早期発見・支援の考え方を保育士等が効果的に取得できるようにすることを目的として、対象保育所において、遅れのある子どもの早期発見・支援に関わる保育士育成方針・マニュアルを作成する。かかる育成方針・マニュアルが実際に保育士等の指導に関して有効に機能したかどうか、保育士による実践調査終了後、施設長に対するヒアリング調査を実施し、把握検証する。

【上記調査項目①に関するヒアリング項目案】

	調査分野	ヒアリング項目
保育士	遅れの早期発見・支援 マニュアルについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅れの早期発見・支援マニュアルの理解度 ○ マニュアルの使いやすさ ○ マニュアルについてのその他感想(課題・要望等)
	保育所の研修システム について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修システムの効果 ○ 研修システムについての課題・要望
施設長	育成方針・マニュアル 作成について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成方針・マニュアル作成における留意点(ポイント) ○ 育成方針・マニュアル作成における課題 ○ 育成方針・マニュアル作成における費用
	育成方針・マニュアル の運用・効果について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成方針・マニュアル運用における留意点(ポイント) ○ 育成方針・マニュアル運用の効果 ○ 育成方針・マニュアル運用における課題 ○ 育成方針・マニュアルの改善の方向性

③外部関係者による検討会(マニュアル評価検討委員会)

実践調査の対象保育所およびその他保育所(以下、調査対象保育所等)における、既存の遅れの早期発見・支援マニュアルや研修システムの効果・汎用性等を把握・検証するため、小林芳文氏(横浜国立大学 教育人間科学部教授)、巷野悟郎氏(社団法人母子保健推進会議会長)、山崎晃資氏(目白大学、臨床児童精神医学研究所所長)の3名の有識者、外部の保育所関係者である若山望氏(社会福祉法人高原福祉会村山中藤保育園櫻副園長)、行政関係者である畠山光則氏(町田市子ども家庭支援センター所長)の以上5名を構成員とする検討会を組織し、検討を行った。

【マニュアル評価検討委員会における検討項目案】

検討項目
○ 調査対象保育所等が作成・運営している遅れの早期発見・支援マニュアル(アセスメントシート含む)の内容についての各関係者の対場からの意見・評価、改善の方向性の提示
○ 調査対象保育所等が作成・運営している保育士育成方針・マニュアルの内容についての各関係者の対場からの意見・評価、改善の方向性の提示

4. 調査の方法と内容(検討会)

今回調査では、アンケート調査、ヒアリング調査に加えて、小林芳文氏、巷野悟郎氏を筆頭に、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課、社会福祉法人日本保育協会、株式会社日本総合研究所により構成される検討会を通じ、調査項目や調査・提言の方向性等について検討を行った(全4回)。

第2章 アンケート調査の結果

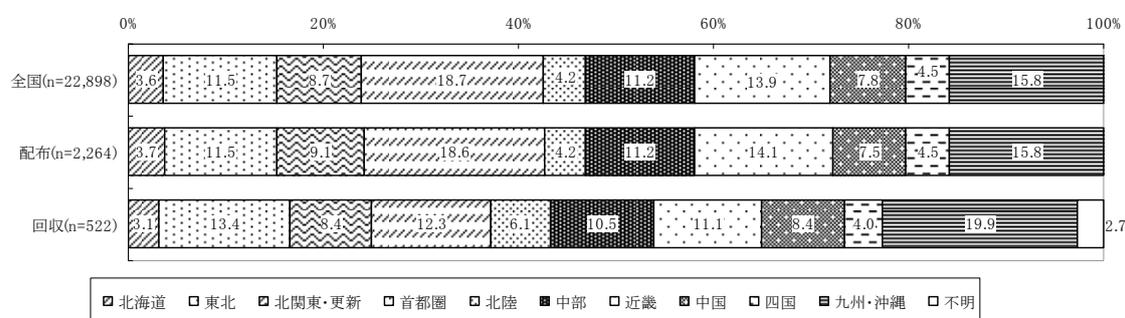
第1節 施設調査（対象：施設）

1. 施設の属性

(1) 所在地

回答施設の所在地は、全国の施設分布と比べると、九州・沖縄(19.9%)の割合が高く、首都圏(12.3%)の割合が低い。

図表 4 回答施設の所在地



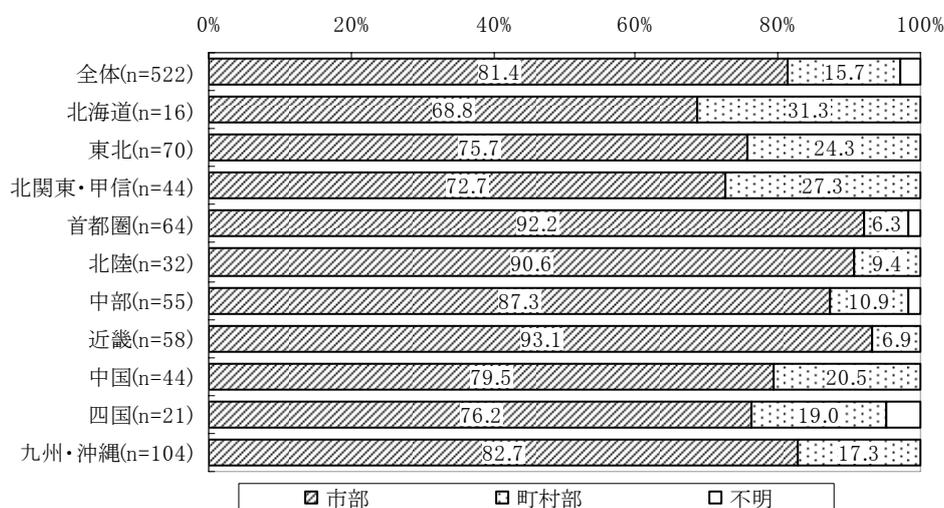
全国の施設分布は、平成20年社会福祉施設等調査による。

(2) 自治体種別

回答施設の自治体種別は、「市部」と回答した施設が全体の81.4%を占めた。

地方別に見ると、各地方ともに「町村部」に比べて「市部」の割合が高い。特に首都圏(92.2%)、北陸(90.6%)、近畿(93.1%)では、9割以上が「市部」と回答している。

図表 5 地方別 自治体種別

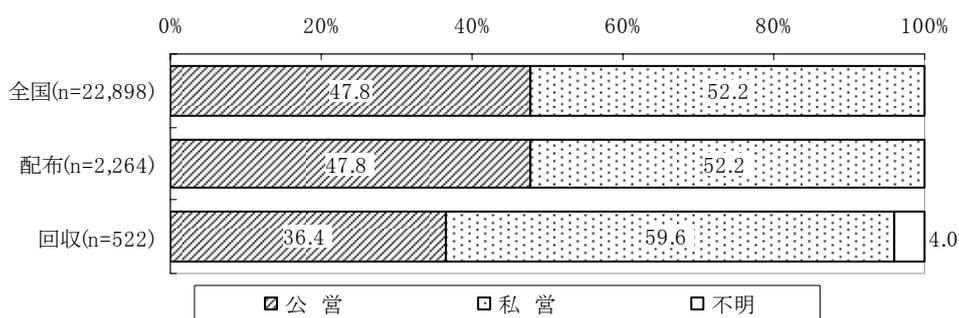


(3) 経営主体

経営主体については、公営は全体の36.4%を占め、民営は59.6%であった。全国の施設と比べると、公営の割合が低い。

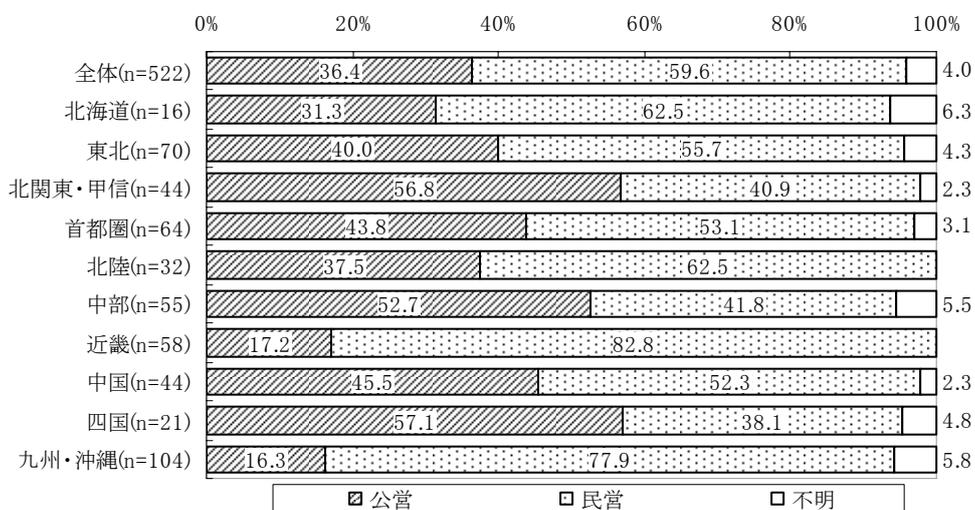
地方別に見ると、公営・民営の構成比は、地方によって大きく異なり、北関東・甲信、中部、四国では公営施設からの回答が5割を超え、民営施設からの回答を上回った。

図表 6 経営主体



全国の施設分布は、平成20年社会福祉施設等調査による。

図表 7 地方別 経営主体

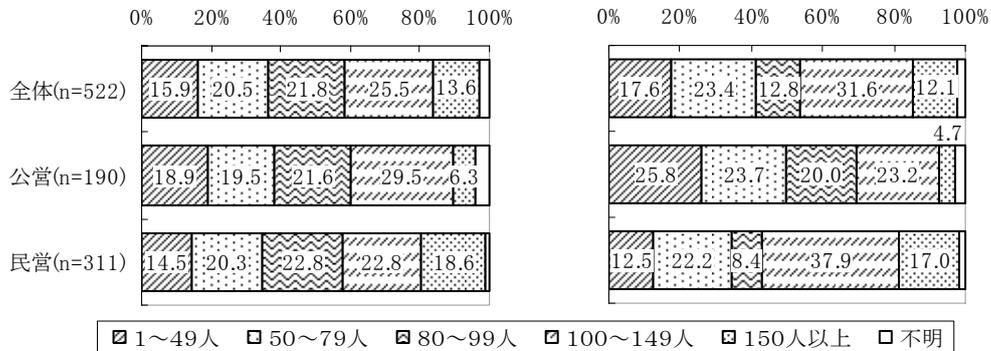


(4) 児童定員ならびに入居児童数

児童定員規模を経営主体別に見ると、昨年度調査結果と同様に、公営のほうが、民営に比べて定員が100人以上である施設の割合がやや高いという結果を示した。

入所児童数規模を経営主体別に見ると、100人以上である施設の割合が、公営(27.9%)に比べて民営(54.9%)のほうが高く、半数以上を占める。

図表 8 経営主体別 児童定員規模ならびに入所児童数規模
児童定員規模 入所児童数規模



(5) 定員充足率

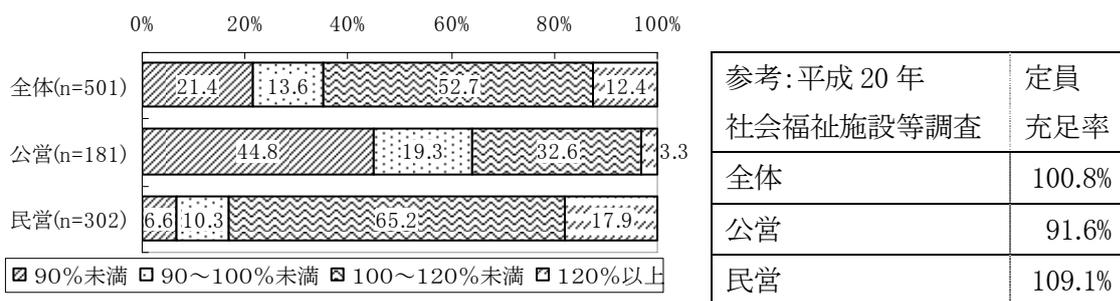
入所児童数を定員で割って、定員充足率を算出したところ、定員充足率が 100~120%の施設が 52.7%と過半を占めた。

全体で見ると、定員充足率 100%以上の施設が 65.1%を占める。

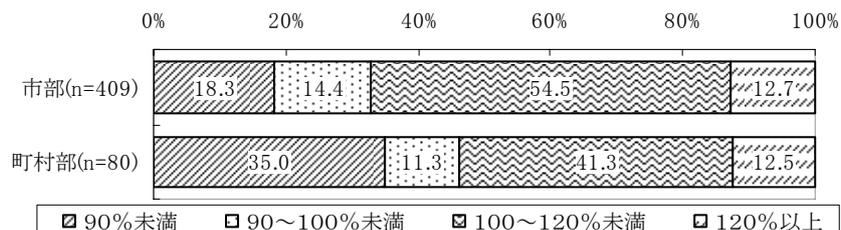
経営主体別に見ると、公営のほうが民営に比べて定員充足率が低い施設の割合が高く、「90%未満」(44.8%)、「90~100%未満」(19.3%)を合わせて 65.1%である。この傾向は平成 20 年社会福祉施設等調査と同様の傾向である。

自治体種別に見ると、定員充足率が 100%以上の施設が、市部では 69.2%を占めるが、町村部では 53.8%に留まる。

図表 9 定員充足率



図表 10 自治体種別 定員充足率



2. 障害児ならびに遅れのある子どもの受入状況

(1) 身体障害、知的児童児、自閉症児の有無

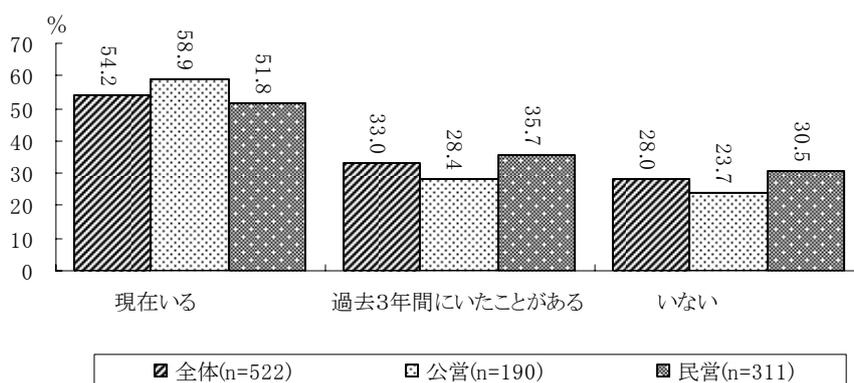
本設問は、単数回答を想定した設問だったが、複数回答が多かったため、複数選択の回答も有効として集計を行った。

身体障害、知的児童児、自閉症児の有無について、「現在いる」と答えた施設は 54.2%に上った。

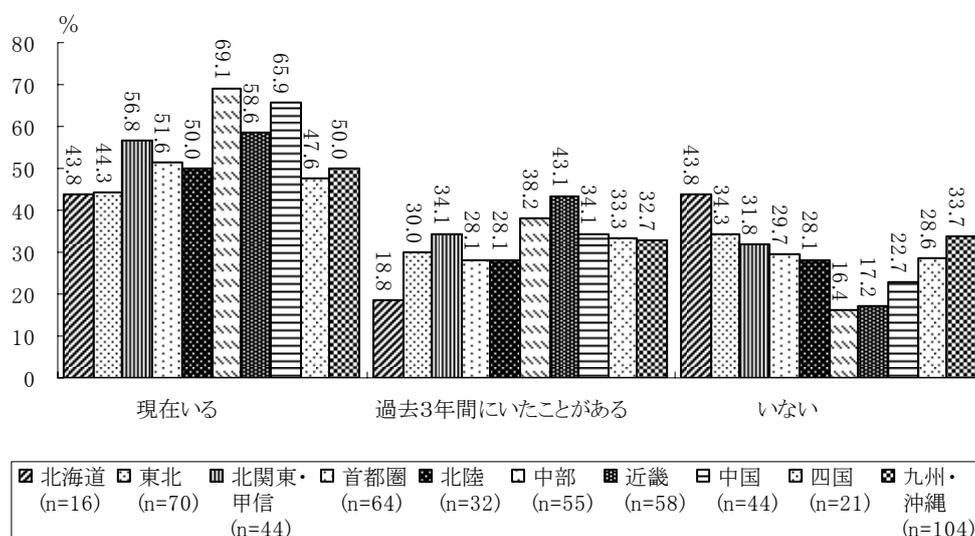
地方別に見ると、北関東・甲信(56.8%)、中部(69.1%)、近畿(58.6%)、中国(65.9%)で、「現在いる」と答えた施設の割合が高く、北海道(43.8%)では「いない」と回答した割合が他の地方と比べて高かった。

入所児童数規模別に見ると、入所児童数が多いほど「現在いる」の割合が高い傾向を示した。これは昨年度調査と同様である。

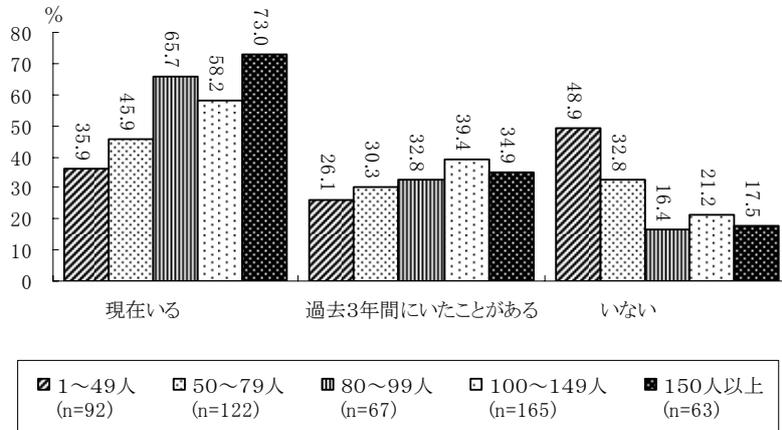
図表 11 経営主体別 身体障害、知的児童児、自閉症児の有無



図表 12 地方別 身体障害、知的児童児、自閉症児の有無



図表 13 入所児童数規模別 身体障害、知的児童児、自閉症児の有無



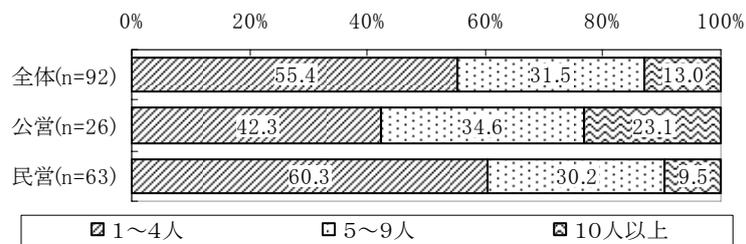
(2) 受け入れている障害児の人数

「現在いる」人数と「過去3年間にいたことがある」人数を合計した人数を算出した。

障害児人数は、全体では5人未満が最も多く、55.4%であった。

経営主体別に見ると、公営のほうが民営よりも多くの障害児を受け入れている傾向があり、「10人以上」と答えた施設は民営の9.5%に比べて公営のほうが23.1%と高かった。

図表 14 経営主体別 障害児人数



(3) 遅れのある子どもの有無

本設問は、単数回答を想定した設問だったが、複数回答が多かったため、複数選択の回答も有効として集計を行った。

遅れのある子どもの有無について、「現在いる」と回答した施設は、65.5%に上った。

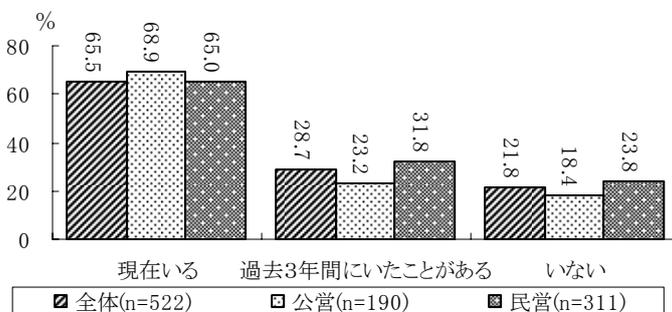
経営主体別に見ると、目立った傾向は見られなかった。

地方別に見ると、「現在いる」と回答した割合がほとんどの地方で5割を超えたが、東北、四国がそれに満たなかった(それぞれ48.6%、47.6%)。また、東北、四国では「いない」と回答した施設の割合が高かった(それぞれ37.1%、33.3%)。

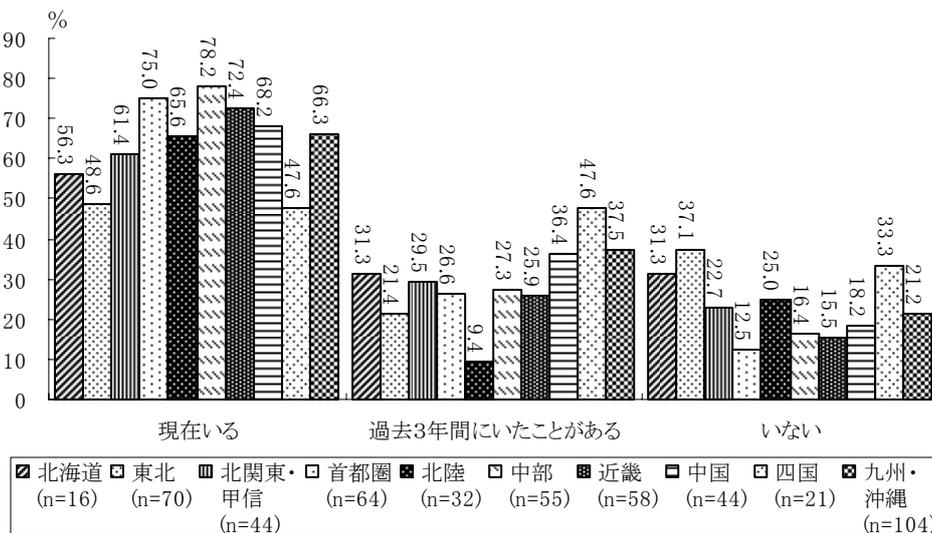
入所児童数規模別に見ると、入所児童数80人以上の施設は、80人未満の施設に比べて

「現在いる」と回答した割合が高い傾向を示した。

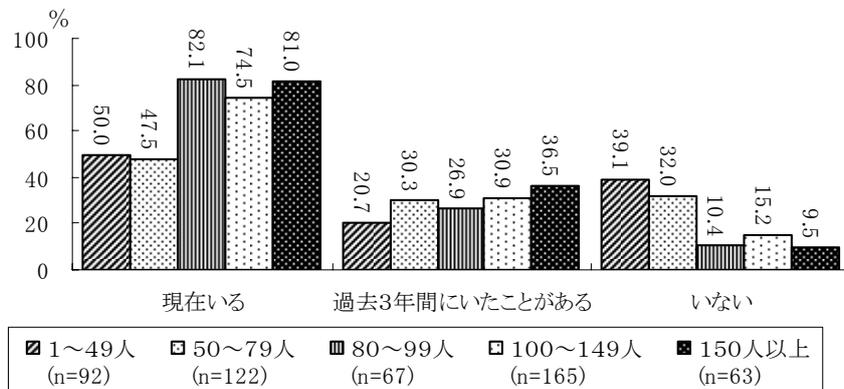
図表 15 経営主体別 遅れのある子どもの有無



図表 16 地方別 遅れのある子どもの有無



図表 17 入所児童数規模別 遅れのある子どもの有無



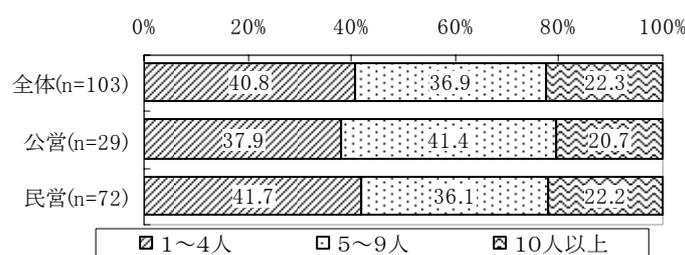
(4) 遅れのある子どもの人数

「現在いる」人数と「過去3年間にいたことがある」人数を合計した人数を算出した。

遅れのある子どもの人数は、10人未満が全体の7割を超え、「1～4人」が40.8%、「5～9人」が36.9%となった。

経営主体別に見ても、目立った傾向は見られなかった。

図表 18 経営主体別 遅れのある子どもの人数



(5)遅れのある子どものケアに資する設備・備品の有無

遅れのある子どものケアに資する設備・備品の有無は、「特にない」と回答した施設が53.1%と、過半であった。

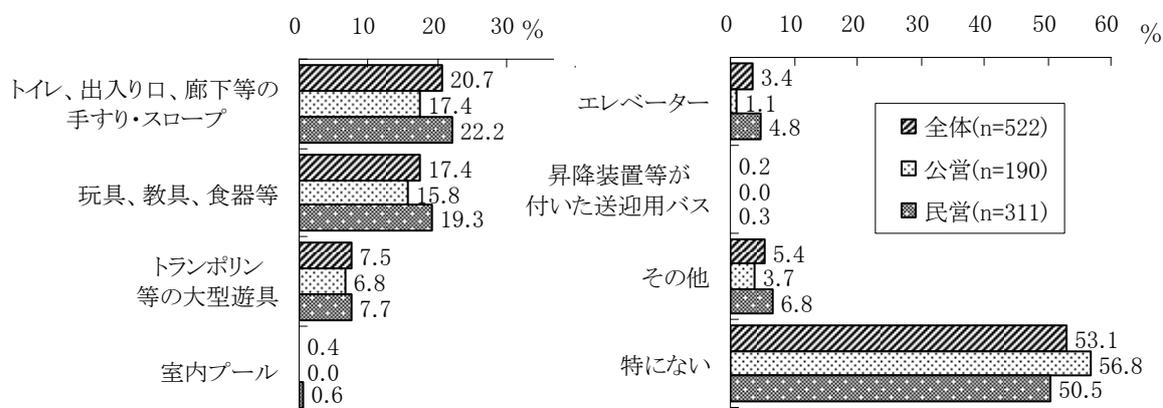
経営主体別に見ると、公営よりも民営のほうが、どの設備・備品についても「ある」と回答した割合が高い。

入所児童の規模別に見ると、入所児童数が多くなるにつれ、設備・備品が「ある」と回答した割合が高い傾向を示した。

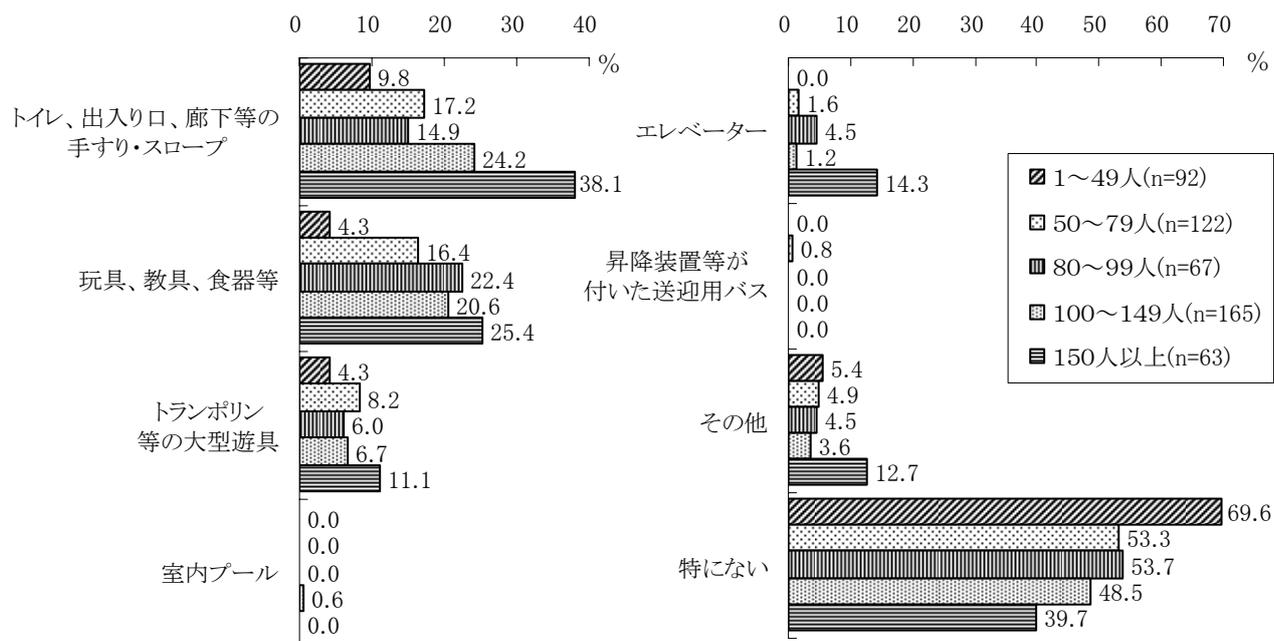
障害児・遅れのある子どもの有無別にそれぞれ見ると、障害児・遅れのある子どもがいると回答した施設のほうが、いないと回答した施設に比べて、すべての設備・備品において、「ある」と回答した割合が高い。

マニュアル等の活用の有無別に見ると、マニュアル等の活用がある施設のほうが、活用していない施設に比べて、ほぼすべての設備・備品において、「ある」と回答した割合が高い。

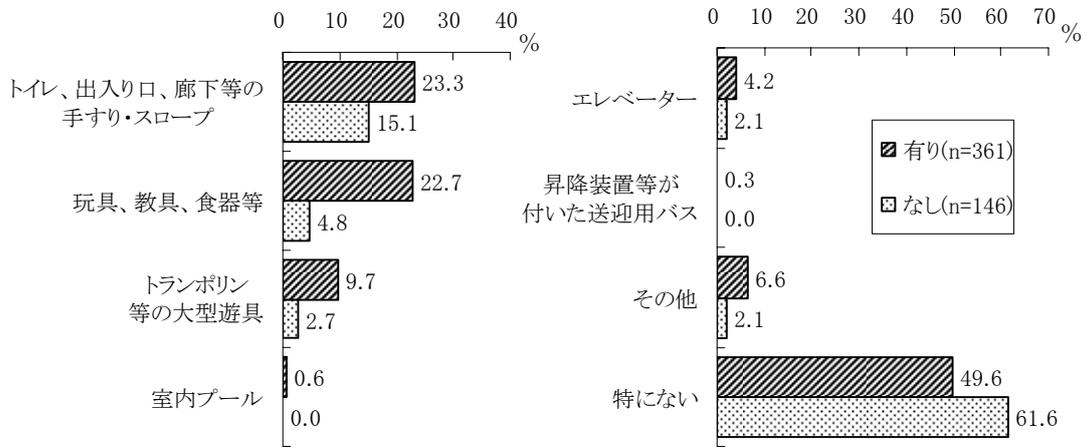
図表 19 経営主体別 遅れのある子どものケアに資する設備・備品の有無



図表 20 入所児童数規模別 遅れのある子どものケアに資する設備・備品の有無

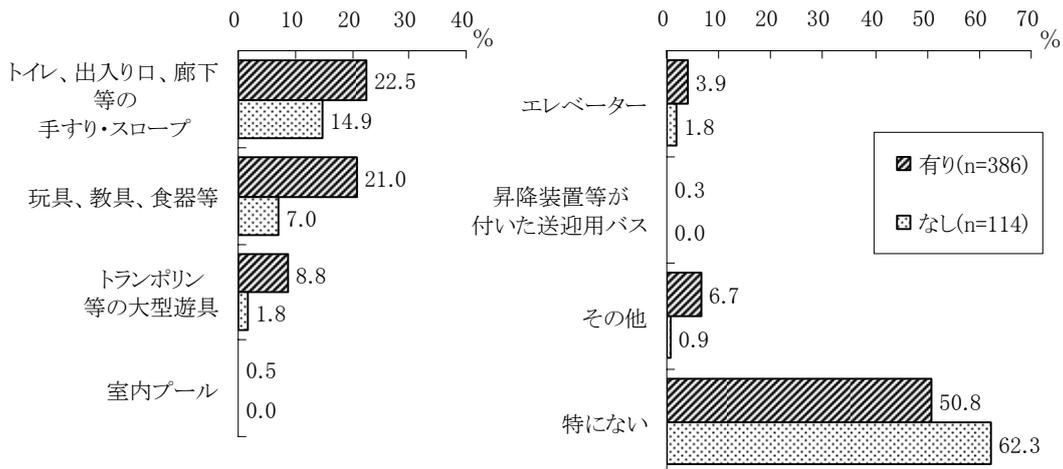


図表 21 障害児の有無別 遅れのある子どものケアに資する設備・備品の有無



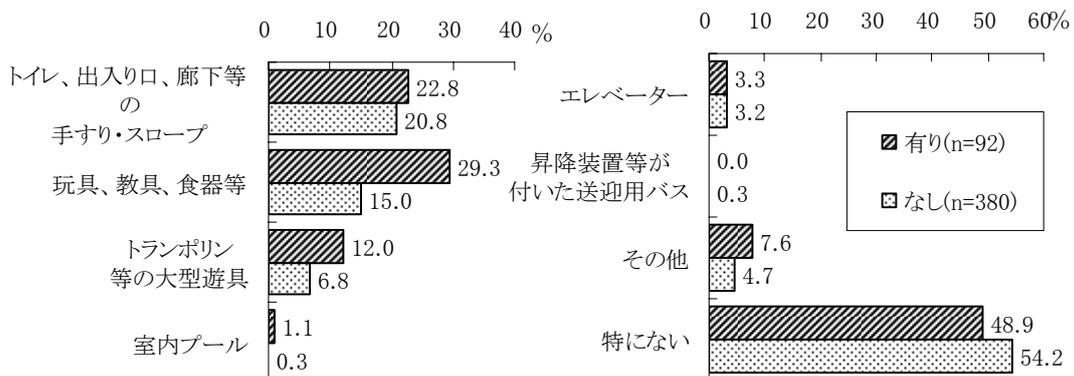
※「有り」は、「現在いる」または「過去3年間にいたことがある」と回答した施設。

図表 22 遅れのある子どもの有無別 遅れのある子どものケアに資する設備・備品の有無



※「有り」は、「現在いる」または「過去3年間にいたことがある」と回答した施設。

図表 23 マニュアル等の活用の有無別 遅れのある子どものケアに資する設備・備品の有無



3. 地域ネットワークへの参加状況

(1)地域ネットワークへの参加状況

地域ネットワークへの参加状況は、「園として地域ネットワークに参加している」(31.6%)、「保育所関係者が参加しており、会議等で情報を共有している」(36.2%)を合わせて全体で6割を超えた。

経営主体別に見ると、「園として地域ネットワークに参加している」、「保育所関係者が参加しており、会議等で情報を共有している」のどちらも公営が民営よりも占める割合が高い。

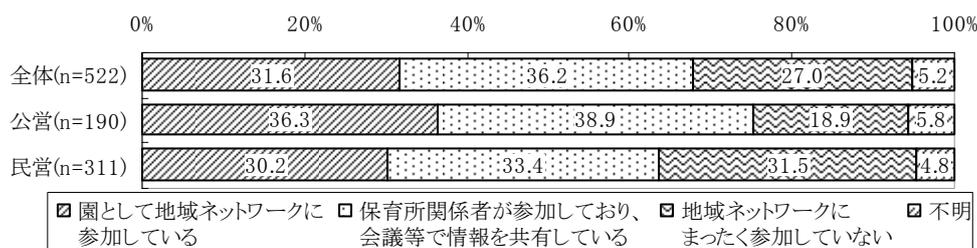
自治体種別に見ると、母数が少ないものの、「園として地域ネットワークに参加している」の割合が最も高いのは四国(47.6%)で、「保育所関係者が参加しており、会議等で情報を共有している」と合わせても、76.4%と最も高い。「地域ネットワークにまったく参加していない」と回答した割合が最も高いのは東北(38.6%)であった。

入所児童規模別に見ると、「地域ネットワークにまったく参加していない」と答えた施設の割合は、規模が大きくなるにつれ高い。

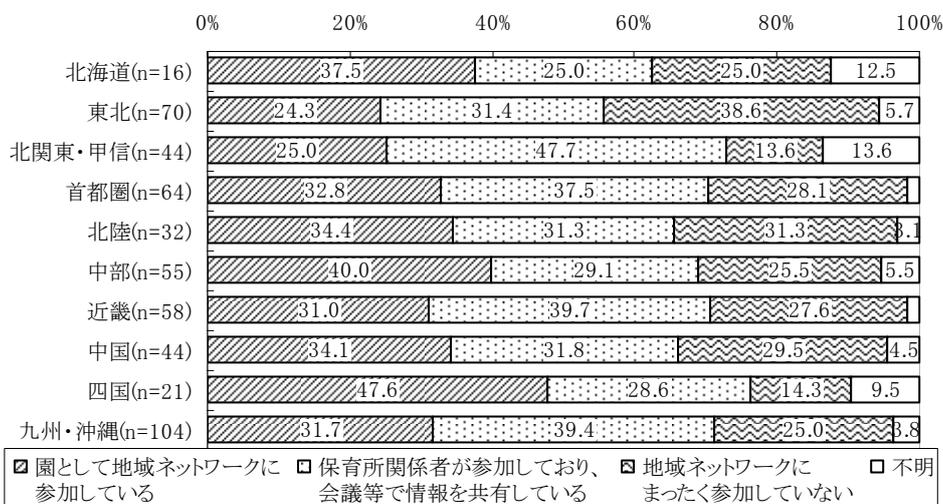
障害児の有無別に見ると、障害児がいる施設のほうが「園として地域ネットワークに参加している」(34.3%)、「保育所関係者が参加しており、会議等で情報を共有している」(36.8%)のいずれも高い割合を示した。

遅れのある子どもの有無別に見ると、遅れのある子どもがいる施設のほうが「園として地域ネットワークに参加している」(36.5%)、「保育所関係者が参加しており、会議等で情報を共有している」(36.8%)のいずれも高い割合を示した。

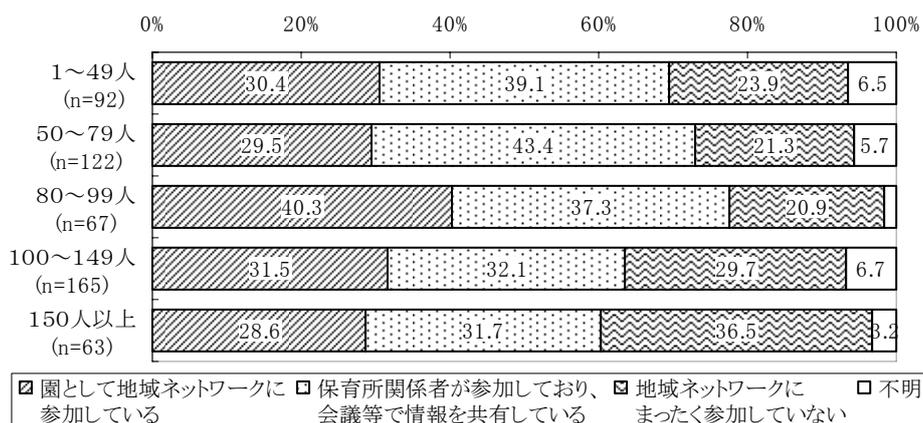
図表 24 経営主体別 地域ネットワーク参加状況



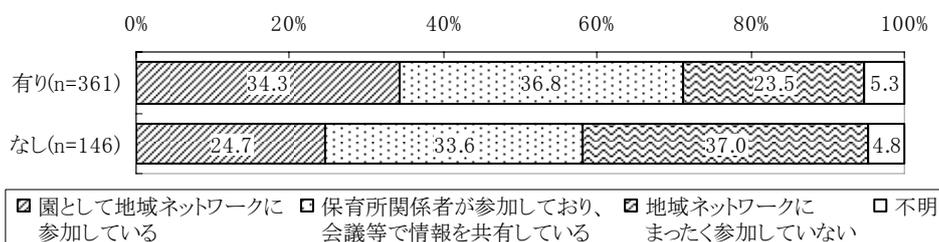
図表 25 地方別 地域ネットワーク参加状況



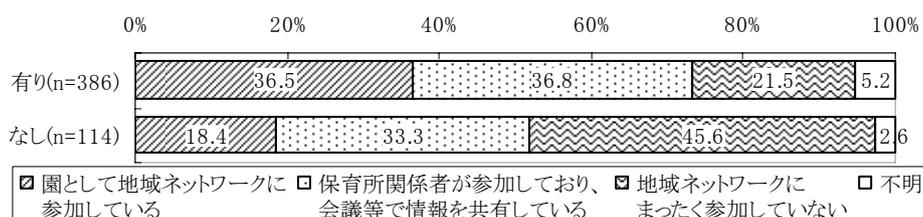
図表 26 入所児童規模別 地域ネットワーク参加状況



図表 27 障害児の有無 地域ネットワーク参加状況



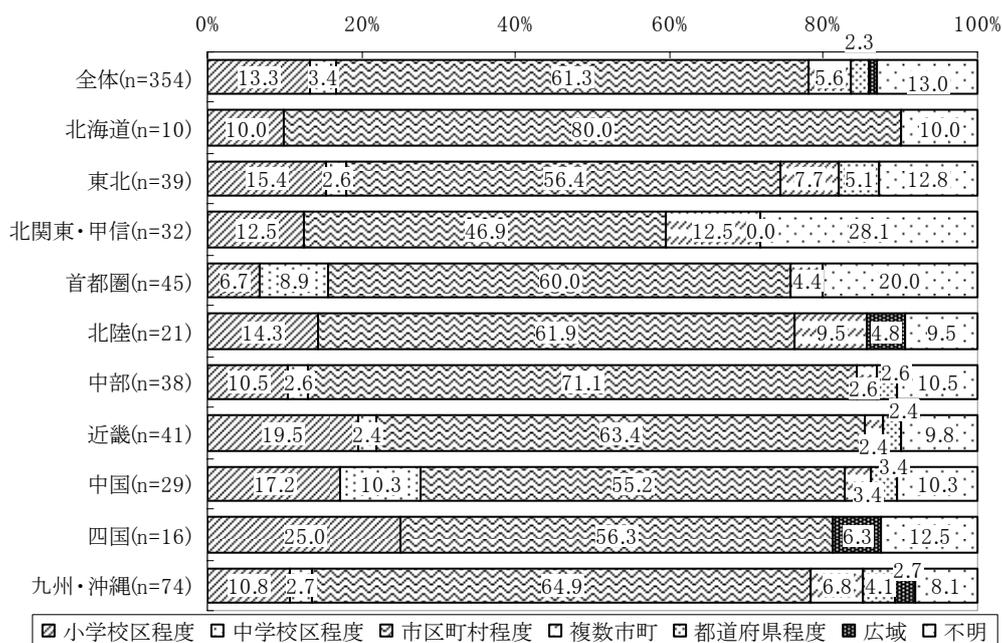
図表 28 遅れのある子どもの有無 地域ネットワーク参加状況



(2)地域ネットワークのカバー範囲

地域ネットワークのカバー範囲は、どの地方においても「市町村程度」と回答した割合が最も高かった。また、母数が少ないものの、北関東・甲信では、「複数市町」(12.5%)と答えた施設の割合が他の地方に比べて高い。

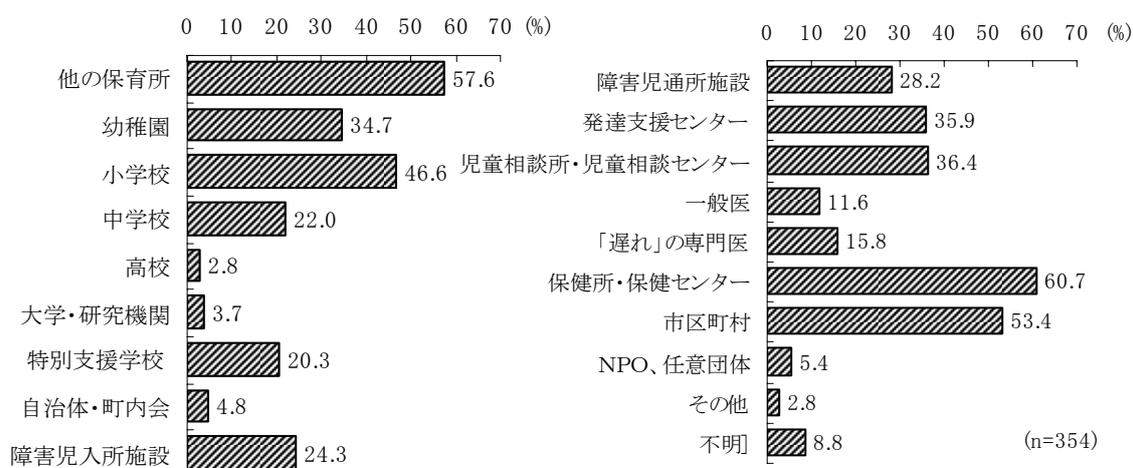
図表 29 地域ネットワークのカバー範囲



(3)地域ネットワークへの参加団体

地域ネットワークに参加している団体については、「保健所・保健センター」(60.7%)、他の保育所(57.6%)、市区町村(53.4%)の順で高く、次いで「小学校」(46.6%)、「児童相談所・児童相談センター」(36.4%)、「発達支援センター」(35.9%)の順となった。昨年度調査に比べると、全体的に「参加している」と回答した割合が低い、「他の保育所」「小学校」の割合は高くなった(昨年度調査ではそれぞれ 47.6%、44.1%)。

図表 30 地域ネットワークへの参加団体



(4)小学校との連携・交流実施状況

小学校との連携・交流実施状況について、「連携・交流はほとんどない」と答えた施設は全体で 6.7%に留まったが、遅れのある子どものスムーズな就学にとって重要と思われる「保育所と小学校教職員の交流(勉強会や相互訪問等)を実施している割合も、43.9%に留まった。ただし、この値は昨年度調査の 35.1%と比較すると、8.8ポイント上昇している。

連携・交流の種類では、「園児による学校訪問、授業・行事や給食体験等」(59.0%)、「保育士が卒園後の様子を見届ける交流の機会」(47.1%)、「保育士と小学校教職員の交流(勉強会や相互訪問等)」(43.9%)の項目が高い割合を示している。

経営主体別に見ると、目立った傾向は見られない。

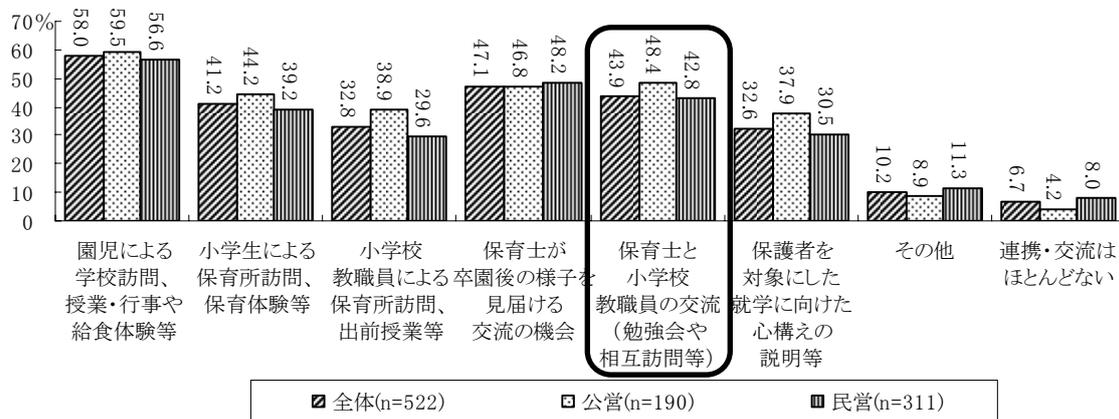
自治体種別に見ると、「連携・交流はほとんどない」と答えた施設は町村部(3.7%)に比べて市部(7.3%)が若干高く、連携の種類についての項目の割合はすべて町村部のほうが高かった。

入所児童規模別に見ると、「連携・交流はほとんどない」と答えた割合が最も高いのは 50 人未満の施設であり(14.1%)、規模の大きい施設ほど実施している割合が高い傾向が見られる。

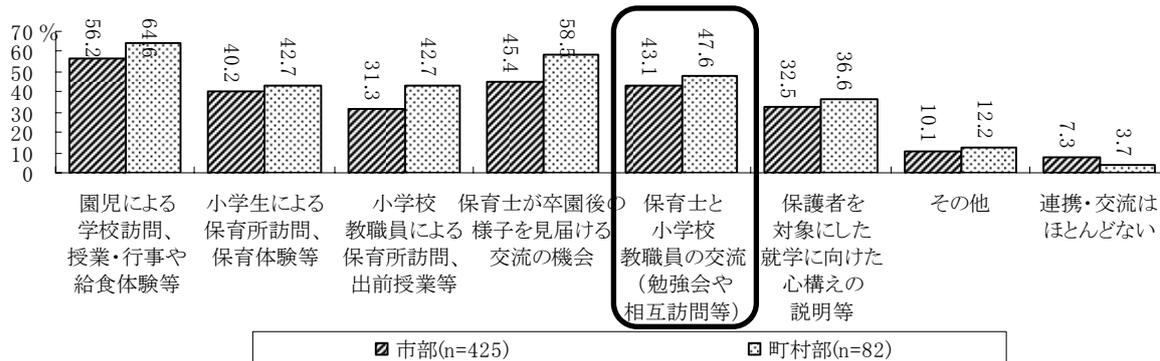
障害児・遅れのある子どもの有無別にそれぞれ見ると、目立った差はないが、「連携・交流はほとんどない」と回答した施設の割合は、それぞれ障害児・遅れのある子がいない施設のほうが、いる施設よりも高い(障害児のいる施設 10.3%、遅れのある子のいる施設 12.3%)。

地域ネットワークの参加状況別に見ると、「連携・交流はほとんどない」と答えた割合が最も高いのは地域ネットワークに参加していない施設(12.1%)で、地域ネットワークの参加状況が高いほど小学校との連携・交流を実施している割合が高い。

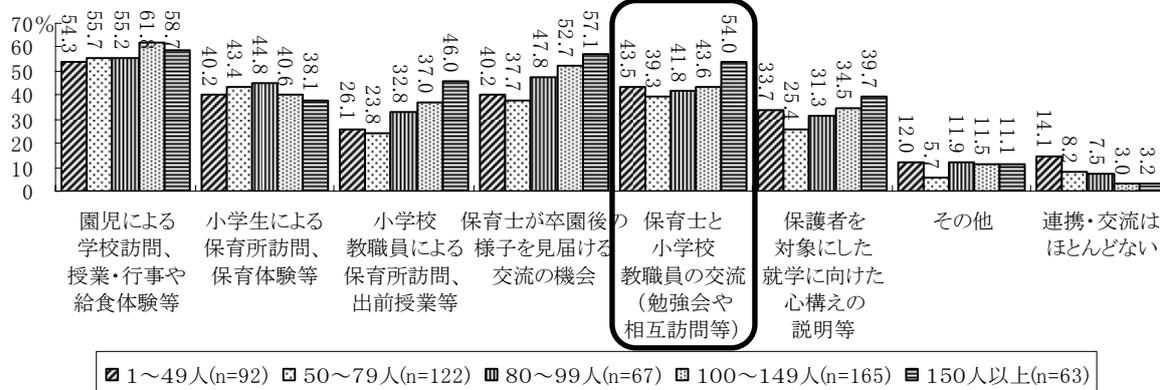
図表 31 経営主体別 小学校との連携・交流実施状況



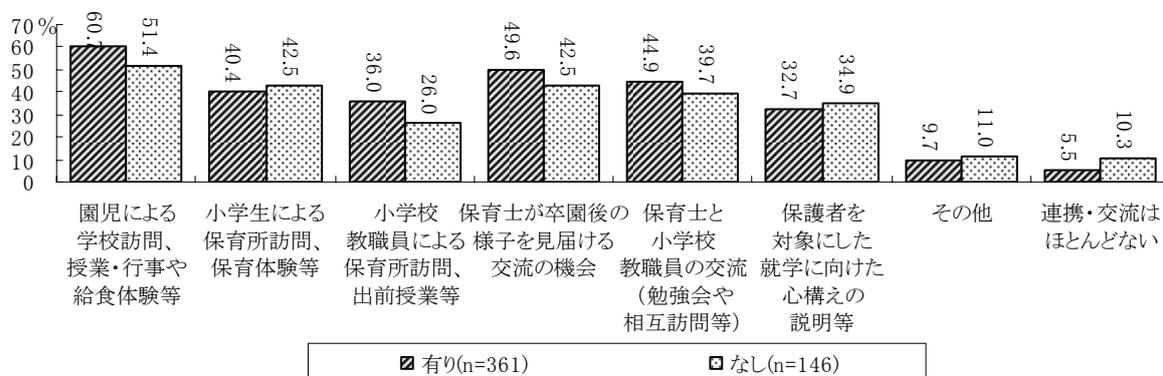
図表 32 自治体種別 小学校との連携・交流実施状況



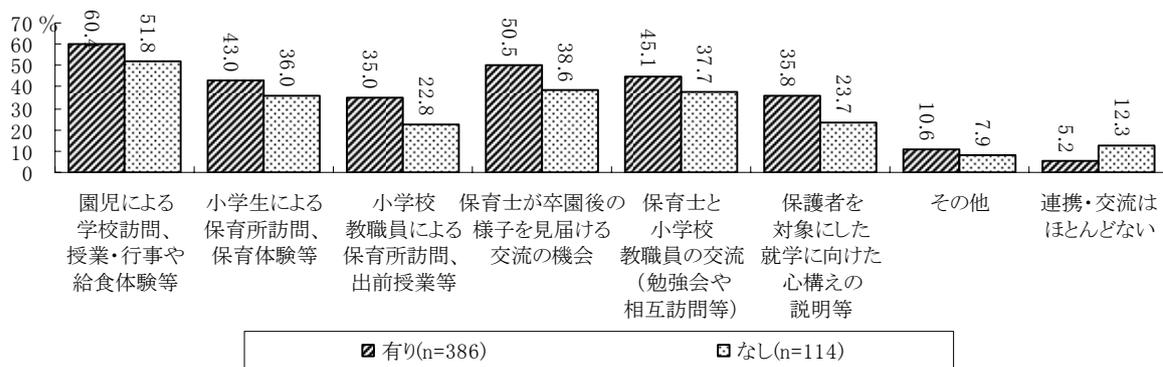
図表 33 入所児童数規模別 小学校との連携・交流実施状況



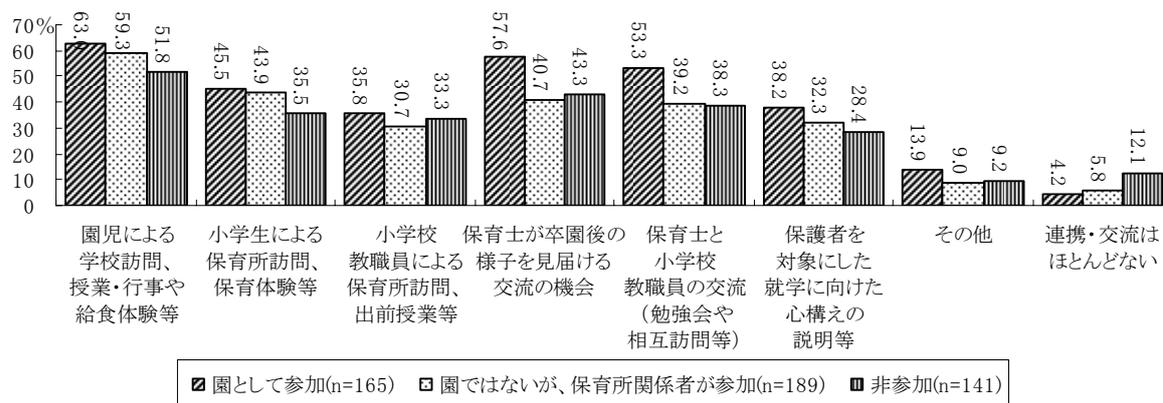
図表 34 障害児の有無 小学校との連携・交流実施状況



図表 35 遅れのある子どもの有無 小学校との連携・交流実施状況



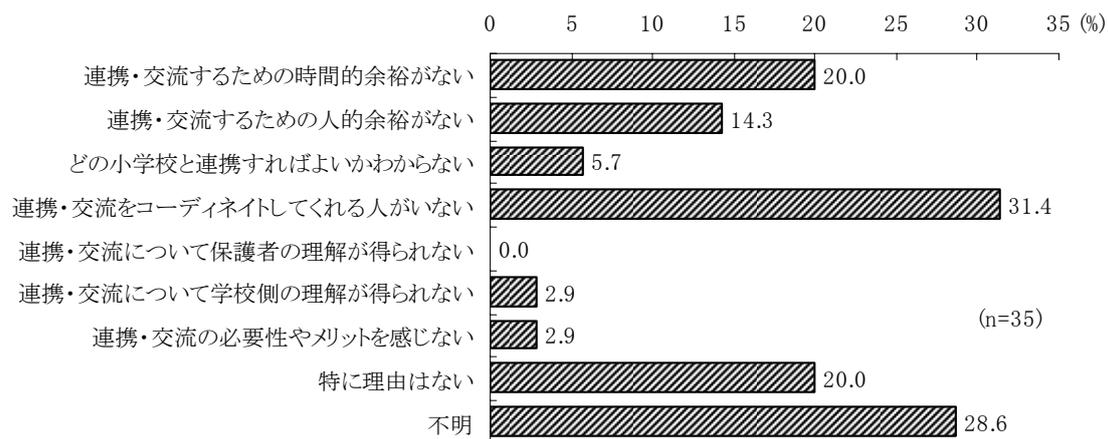
図表 36 地域ネットワークの参加状況別 小学校との連携・交流実施状況



(5) 小学校と連携をしない理由

小学校との連携・交流はほとんどないと回答した施設 35 箇所を対象に、小学校と連携をしない理由について尋ねたところ、「連携・交流をコーディネートしてくれる人がいない」が 31.4% (35 施設中 11 施設)と、最も高かった。これは昨年度調査と同様の傾向である。

図表 37 小学校と連携をしない理由



4. マニュアル等の活用状況

(1)チェックリストやアセスメント、対応マニュアルの活用状況

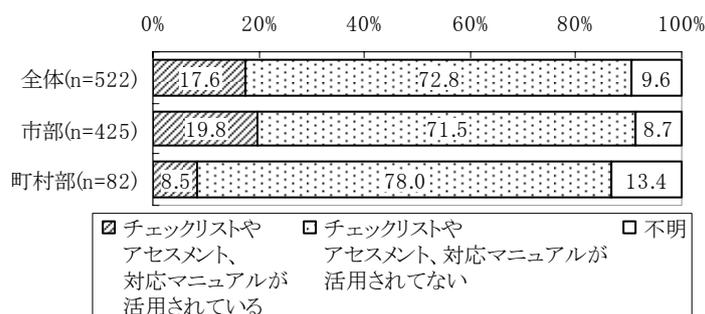
チェックリストやアセスメント、対応マニュアル(以下、マニュアル等という)の活用状況について、「活用されていない」と答えた施設が全体の7割に上り、「活用されている」と答えた施設は17.6%であった。

自治体種別に見ると、市部では「マニュアル等が活用されている」と答えた施設は19.8%で、町村部の8.5%を上回っている。

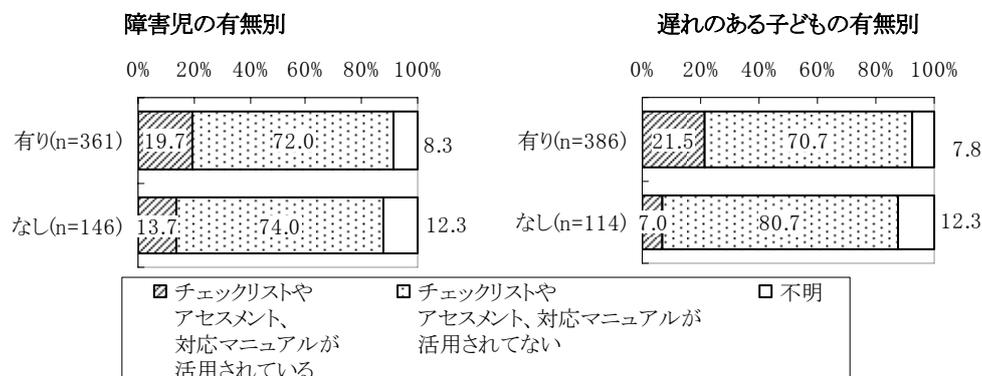
障害児・遅れのある子どもの有無別にそれぞれ見ると、障害児や遅れのある子どものいる施設のほうが、いない施設よりもマニュアル等が活用されている傾向がある。

地域ネットワークの参加状況別に見ると、園として参加している施設は「マニュアル等が活用されている」と答えた割合が27.3%と最も高く、参加していない施設では「マニュアル等が活用されている」と回答した施設の割合は7.1%に留まった。

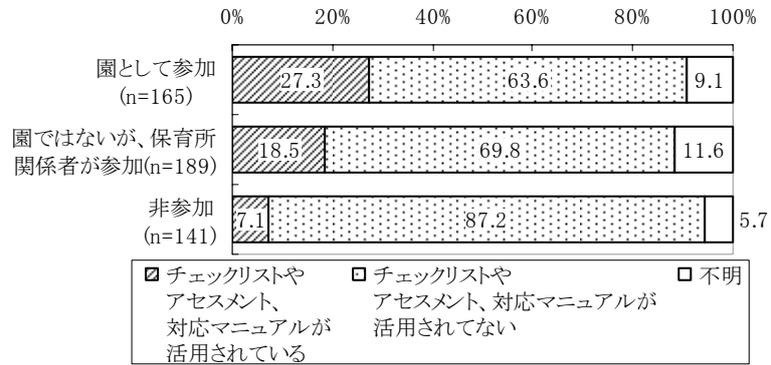
図表 38 自治体種別 チェックリストやアセスメント、対応マニュアルの活用状況



図表 39 障害児・遅れのある子どもの有無別チェックリストやアセスメント、対応マニュアルの活用状況



図表 40 地域ネットワークの参加状況別 チェックリストやアセスメント、対応マニュアルの活用状況



5. マニュアル等の現状

「マニュアル等が活用されている」と回答した施設に対し、マニュアル等の現状について尋ねた。

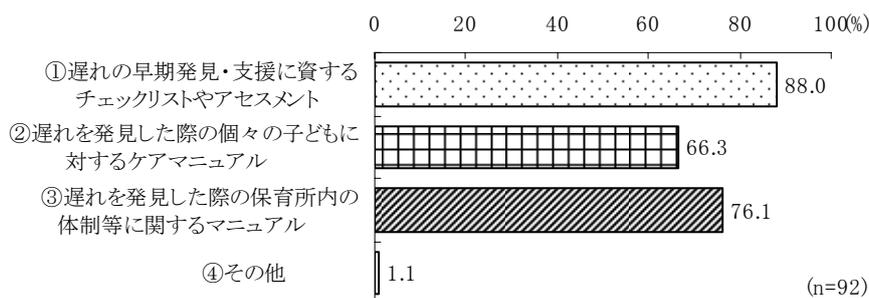
(1)現在のマニュアル等の記載内容

活用しているマニュアル等の内容について、下記の中から複数回答で選択を求めた。

①遅れの早期発見・支援に資する チェックリスト、アセスメント	1. 子どもの悪い面・否定的行動(攻撃、逸脱など)に関する ネガティブ・チェックリストや行動観察記録
	2. 子どもの良い面・行動等に関するポジティブ・チェックリストや 行動観察記録
	3. チェックリストや行動観察記録シートのつけ方の手引き
②遅れを発見した際の、個々の子ども に対するケアに資するマニュアル	4. 遅れの種類やその特徴に関する情報
	5. 遅れの種類に対応したケアの方法に関する情報
③遅れを発見した際の、保育所内の 体制等に関するマニュアル	6. 遅れを発見したときの園内の意思決定のフロー
	7. 保育所管理職と保育士との情報共有のルール
	8. 保育士同士の情報共有のルール
	9. 保護者への説明手順
	10. 連携している機関のリストと連携の種類
	11. 遅れや障害のある幼児の保育に関する法令・規則についての情報
④その他	12. その他

大きく分けて、「①遅れの早期発見・支援に資するチェックリストやアセスメント」のいずれかが記載されていると回答した施設の割合が最も高く87.0%であった。次いで「③遅れを発見した際の保育所内の体制等に関するマニュアル」が76.1%、「②遅れを発見した際の個々の子どもに対するケアマニュアル」が66.3%であった。

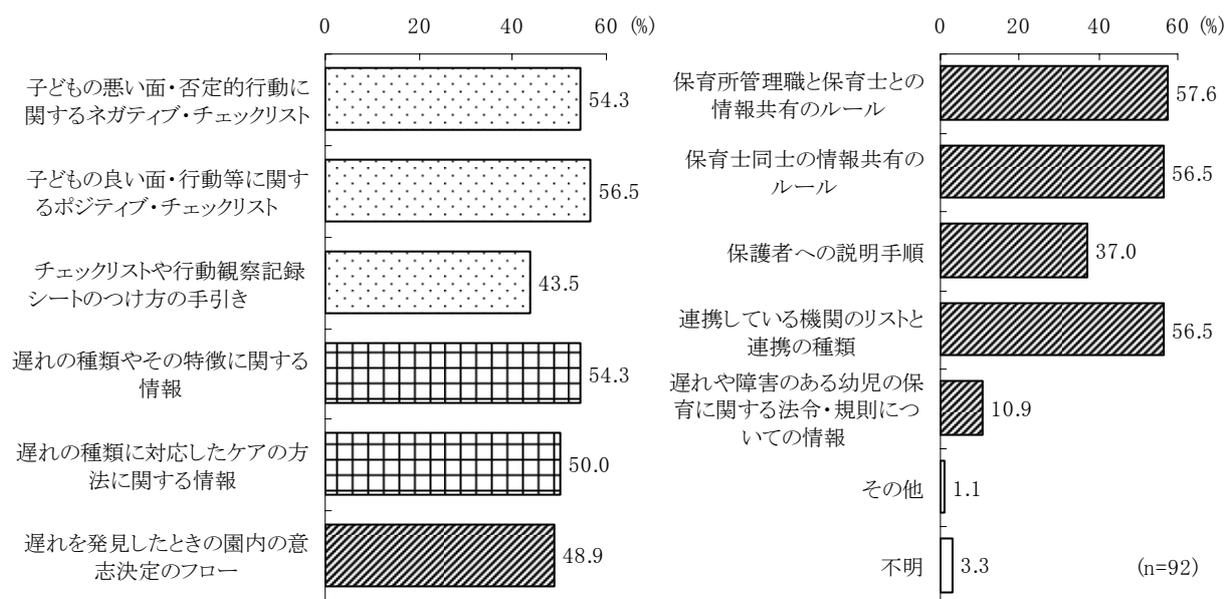
図表 41 現在のマニュアル等の記載内容



(2)現在のマニュアル等の記載内容(詳細)

マニュアル等の記載内容を詳細に見ると、「保護者への説明手順」(37.0%)、「遅れや障害のある幼児の保育に関する法令・規則についての情報」(10.9%)以外の項目はすべて、4割超から6割弱の高い値を示した。

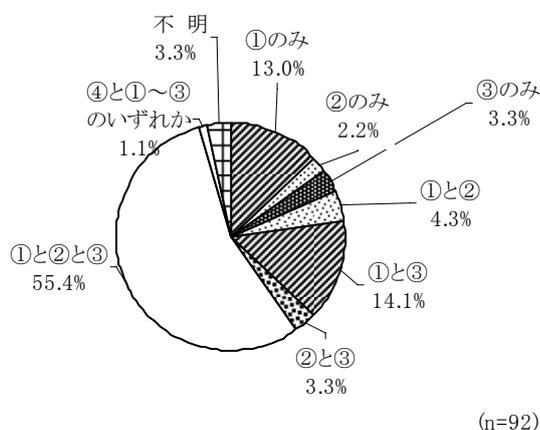
図表 42 現在のマニュアル等の記載内容(詳細)



(3)マニュアル等の内容組み合わせ

マニュアル等の内容の組み合わせとしては、上記①②③のすべてを盛り込んでいると回答した施設が 55.4%と過半であった。そのほかに高い割合を示したのは、「①と③」(14.1%)、「①のみ」(13.0%)であった。

図表 43 現在のマニュアル等の記載内容の組み合わせ

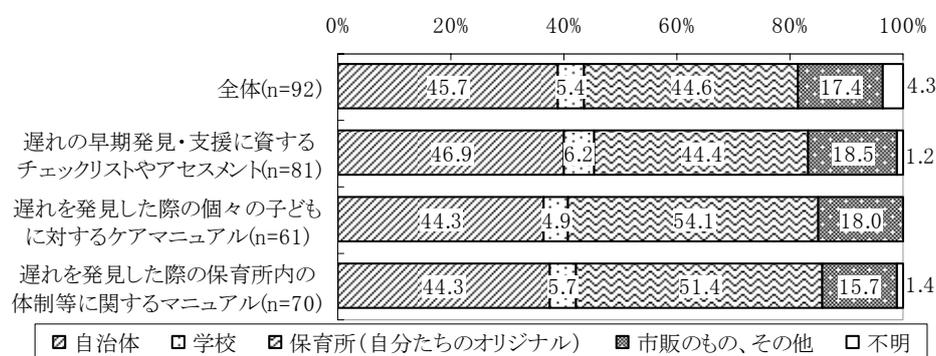


(4)マニュアル等の作成主体

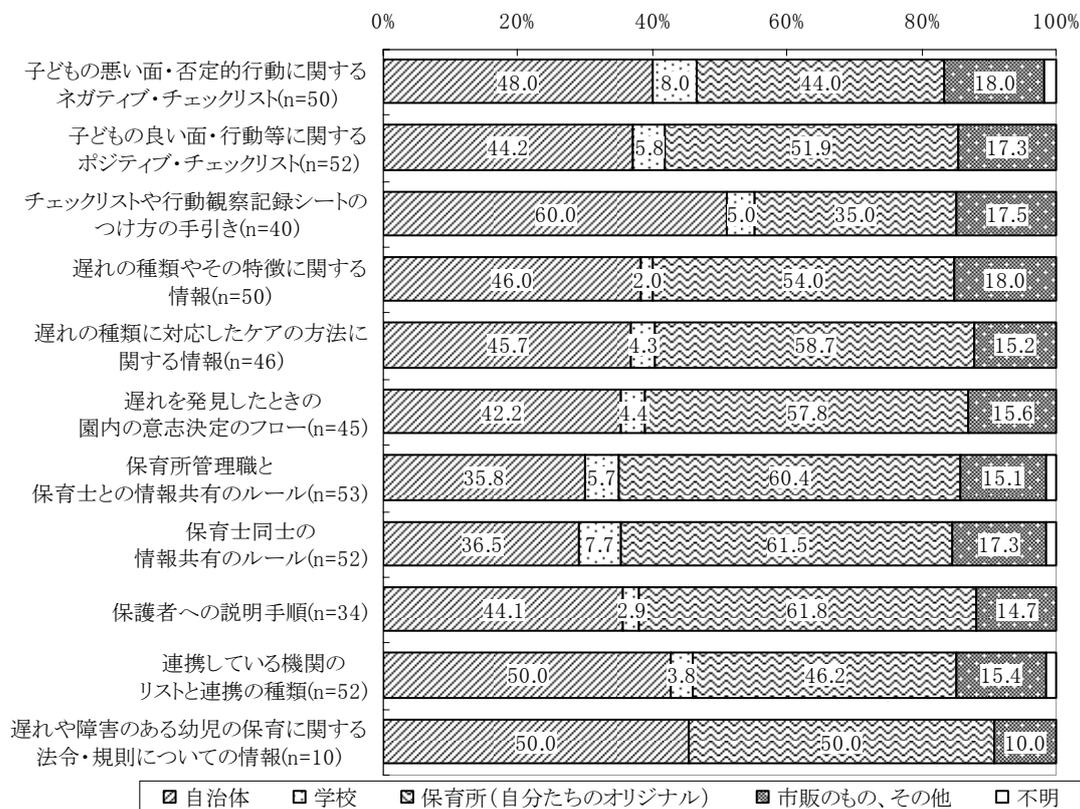
マニュアル等の作成主体については、全体を見ると、「自治体」が 45.7%、「保育所(自分たちのオリジナル)」が 44.6%で、同程度の割合を占めている。

マニュアル等の詳細な内容別に見ると、「保育所管理職と保育士との情報共有のルール」、「保育士同士の情報共有のルール」(60.4%)、「保護者への説明手順」(61.5%)については保育所の占める割合が 6 割を超え、また、「チェックリストや行動観察記録シートのつけ方の手引き」では、自治体が 60.0%を占めた。

図表 44 マニュアル等の内容(単純版)別 マニュアル等の作成主体



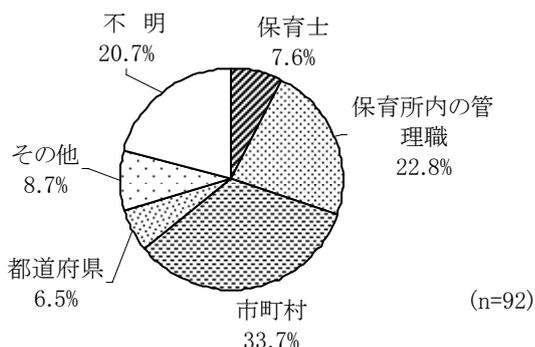
図表 45 マニュアル等の内容別 マニュアル等の作成主体



(5) マニュアル等を発案・指示した主体

マニュアル等を発案・指示した主体については、「市町村」が 33.7%と最も高く、次いで「保育所内の管理職」(22.8%)であった。

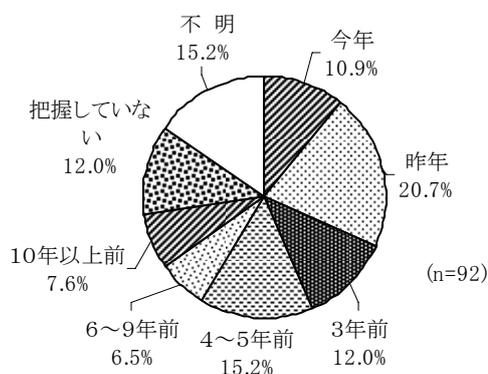
図表 46 マニュアル等を発案・指示した主体



(6) マニュアル等の最新版作成時期

マニュアル等の最新版作成時期については、「昨年」(20.7%)が最も高く、5 年以内との回答が 58.8%であった。

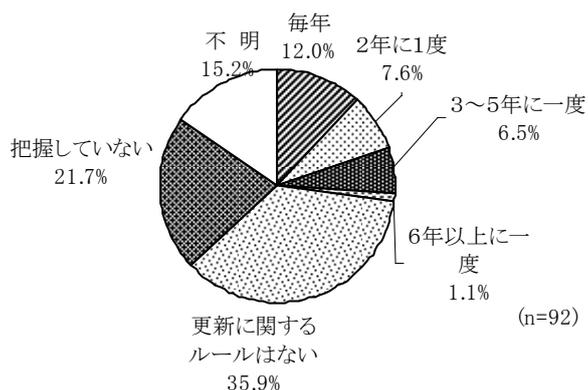
図表 47 マニュアル等の最新版作成時期



(7)マニュアル等の更新頻度

マニュアル等の更新頻度については、「更新に関するルールはない」が 35.9%で最も高く、「把握していない」も 21.7%に上った。

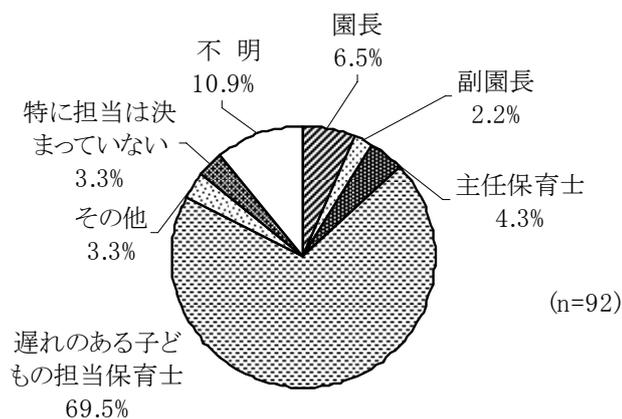
図表 48 マニュアル等の更新頻度



(8)マニュアル等の記入・活用者

マニュアル等の記入・活用者については、「遅れのある子どもの担当保育士」は 69.5%と約 7割を占めた。

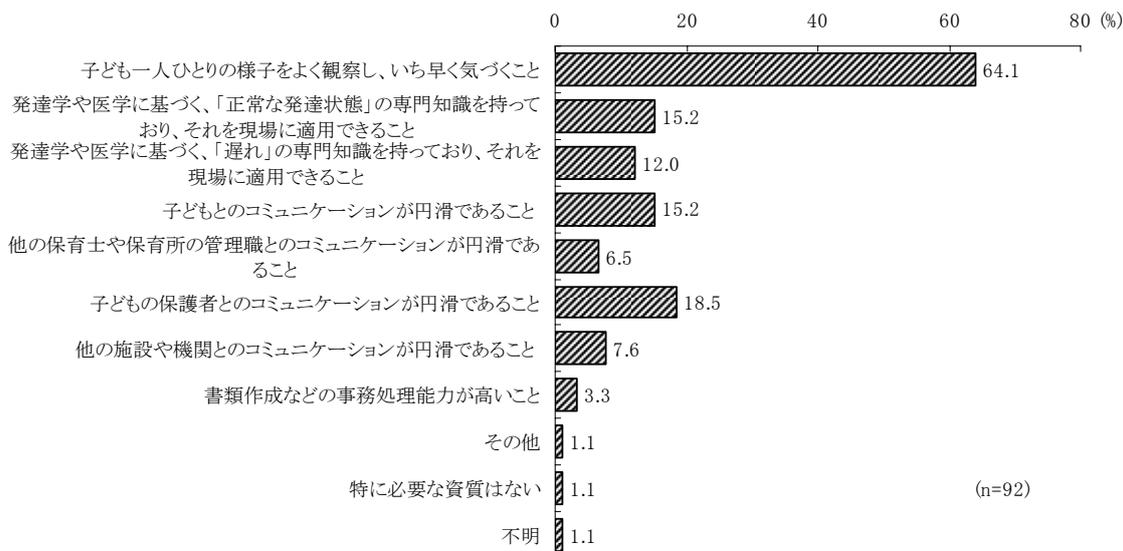
図表 49 マニュアル等の記入・活用者



(9)マニュアル等の記入・活用に求められる資質【施設】

マニュアル等の記入・活用に求められる資質については、「子ども一人ひとりの様子をよく観察し、いち早く気づくこと」が最も高く、64.1%を示した。

図表 50 マニュアル等の記入・活用に求められる資質【施設】

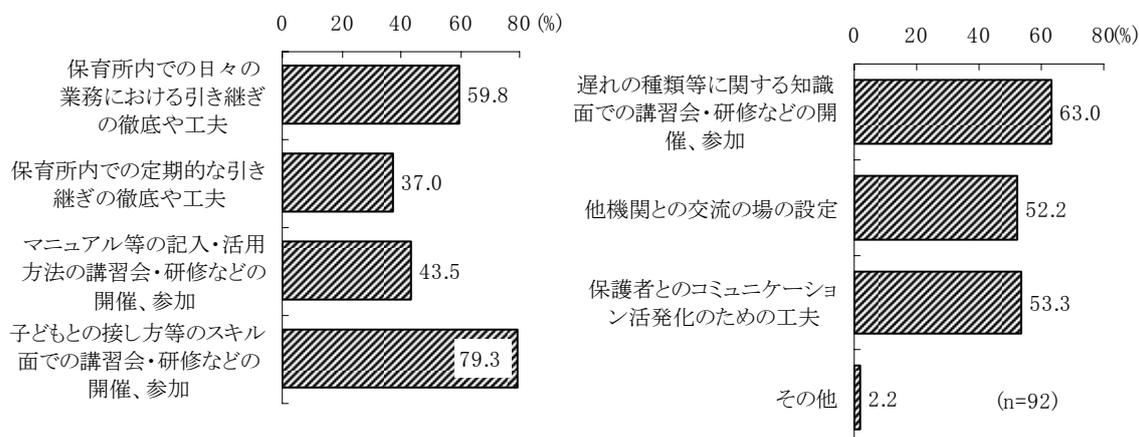


※単数回答を想定した設問だったが、複数回答が多かったため、複数選択の回答も有効として集計を行った。

(10)保育士の資質向上のために取り組んでいること【施設】

保育士の資質向上のために取り組んでいることとして、最も高い割合を示したのは、「子どもとの接し方等のスキル面での講習会・研修などの開催、参加」(79.3%)で、次いで「遅れの種類等に関する知識面での講習会・研修などの開催・参加」(63.0%)、「保育所内での日々の業務における引き継ぎの徹底や工夫」(59.8%)であった。

図表 51 保育士の資質向上のために取り組んでいること【施設】



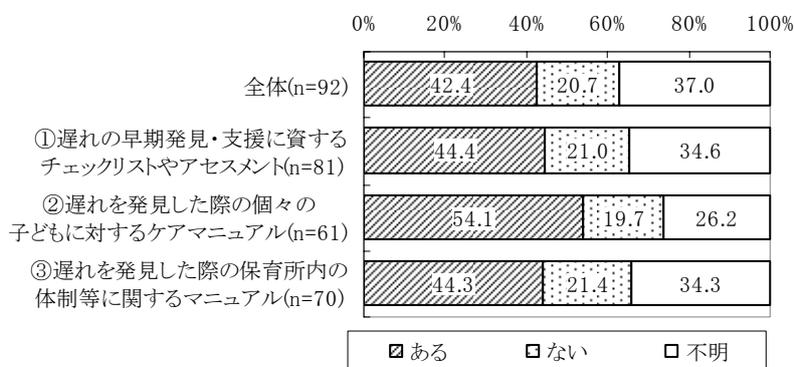
(11)マニュアル等の活用が遅れの改善に役立った例

マニュアル等の活用が遅れの改善に役立った例は、「ある」と回答した施設は全体の 42.4% を占め、「ない」と回答した施設は 20.7% に留まった。

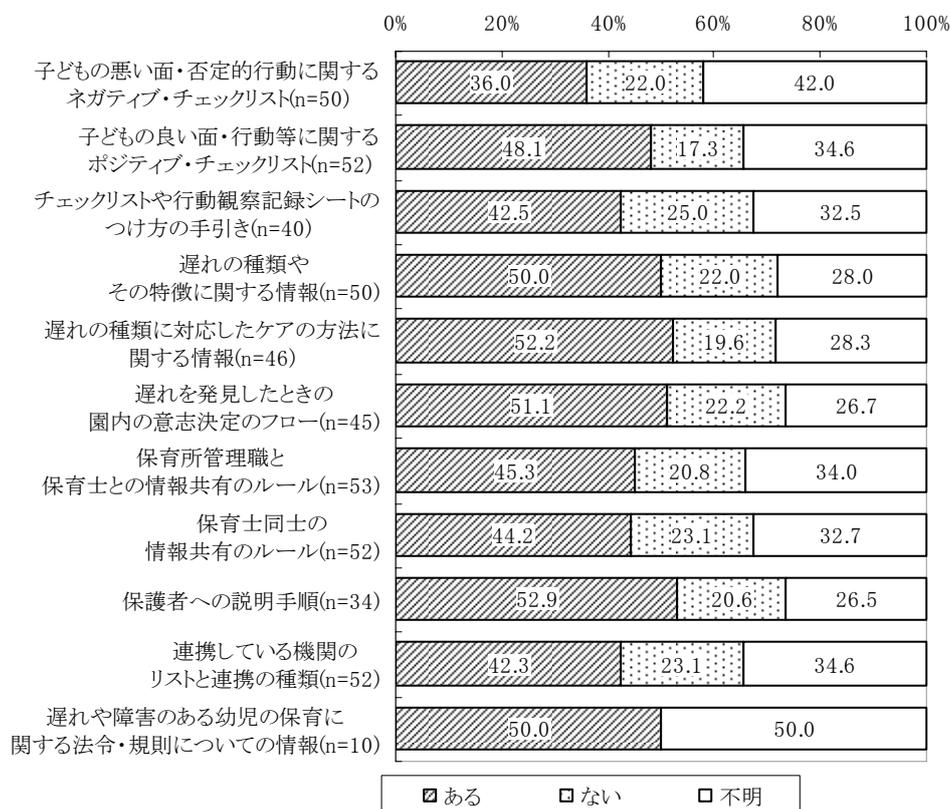
マニュアル等の内容別に見ると、遅れを発見した際の個々の子どもに対するケアマニュアルが遅れの改善に役立った例が「ある」と回答した施設の割合は、他のマニュアル等に比べて高く、54.1% となった。

マニュアル等の内容別に見ると、遅れの改善に役立って例が「ある」と回答した割合が最も低いのは子どもの悪い面・否定的行動に関するネガティブ・チェックリストで、36.0% であった。

図表 52 マニュアル等の内容(単純版)別 マニュアル等の活用が遅れの改善に役立った例の有無



図表 53 マニュアル等の内容別 マニュアル等の活用が遅れの改善に役立った例の有無

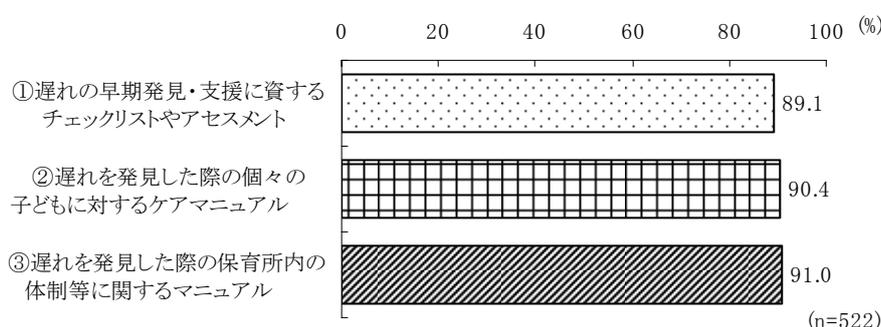


6. 望ましいマニュアル等

(1) 望ましいマニュアル等の内容【施設】

すべての施設に対して、マニュアル等に盛り込まれているべきと考える内容について、前掲(28頁)の表を示し、複数回答で尋ねたところ、「①遅れの早期発見・支援に資するチェックリストやアセスメント」「②遅れを発見した際の個々の子どもに対するケアマニュアル」「③遅れを発見した際の保育所内の体制等に関するマニュアル」のいずれの項目についても、どれかを選択した割合が9割前後と高かった。

図表 54 望ましいマニュアル等の内容【施設】

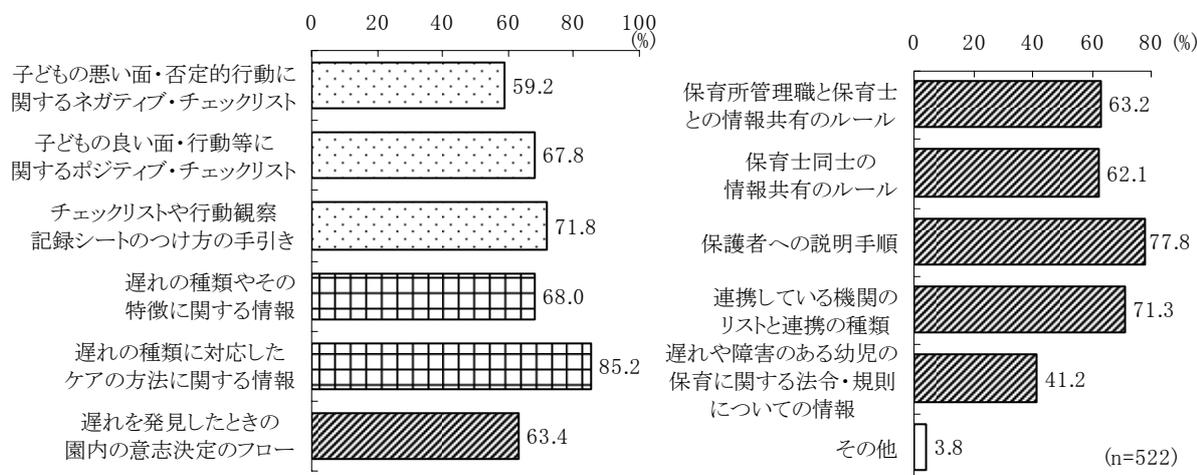


(2)望ましいマニュアル等の内容(詳細)【施設】

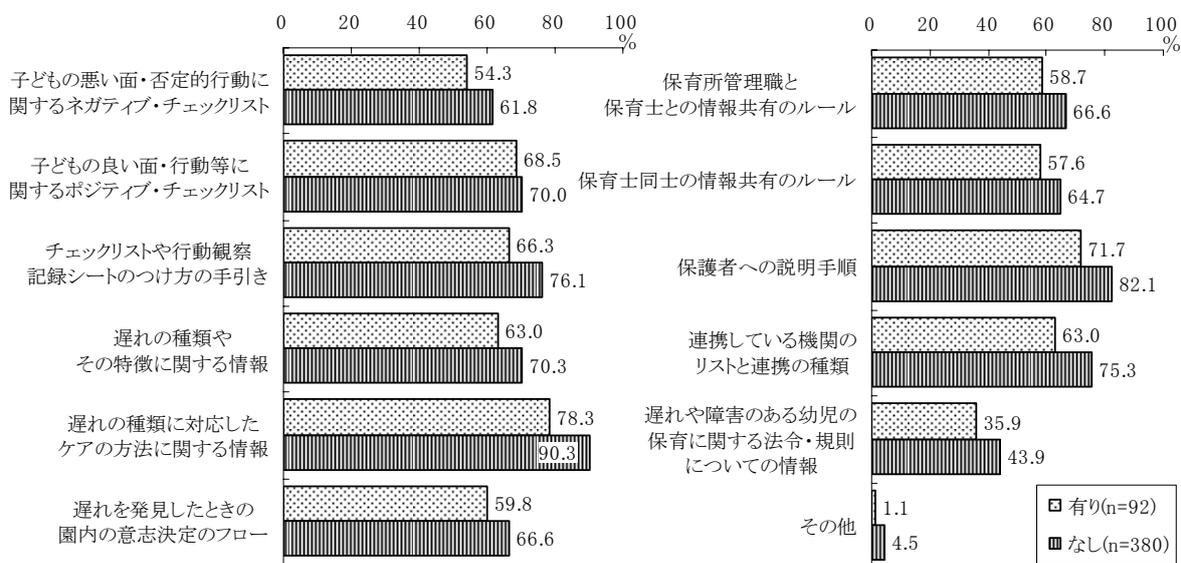
マニュアル等に盛り込まれるべきだと思う内容の中で高い割合を示したのは、「遅れの種類に対応したケアの方法に関する情報」(85.2%)、「保護者への説明手順」(77.8%)の順であった。

マニュアル等の活用の有無別に見ると、活用していない施設が、活用している施設よりも、すべての項目で「盛り込まれるべきである」と回答した割合が上回った。

図表 55 望ましいマニュアル等の内容(詳細)【施設】



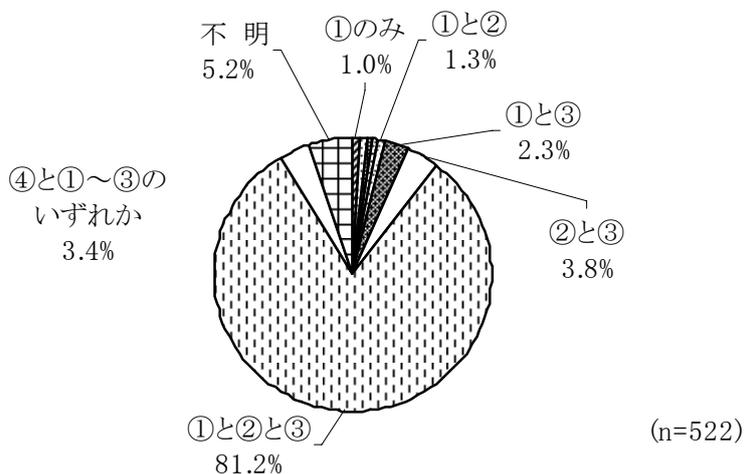
図表 56 マニュアル等の活用の有無別 望ましいマニュアル等の内容(詳細)【施設】



(3)望ましいマニュアル等の内容組み合わせ【施設】

マニュアル等に盛り込まれるべきだと思う内容の組み合わせは、「①と②と③」すべてだと回答した割合が 81.2%と最も高かった。

図表 57 望ましいマニュアル等の内容組み合わせ【施設】



(4)マニュアル等の配布先

※本設問では、マニュアル等の配布先に関して、マニュアル等を現在活用している施設には、現在配布されている先について、現在活用していない施設には、配布されるべきだと思う先について回答を求めた。

マニュアル等の配布先については、「保育士」(78.7%)、「保育所内の管理職」(73.9%)の割合が全体的に最も高く、それぞれ7割以上を示した。

マニュアル等の活用の有無別に見ると、「保育所内のその他の職種」、「保護者」、「児童相談所」、「学校」において、配布されるべきだとする割合が、実際のマニュアル等の配布先よりも高い(それぞれ、38.4%と31.5%、24.5%と8.7%、31.3%と20.7%、35.5%と29.3%)。

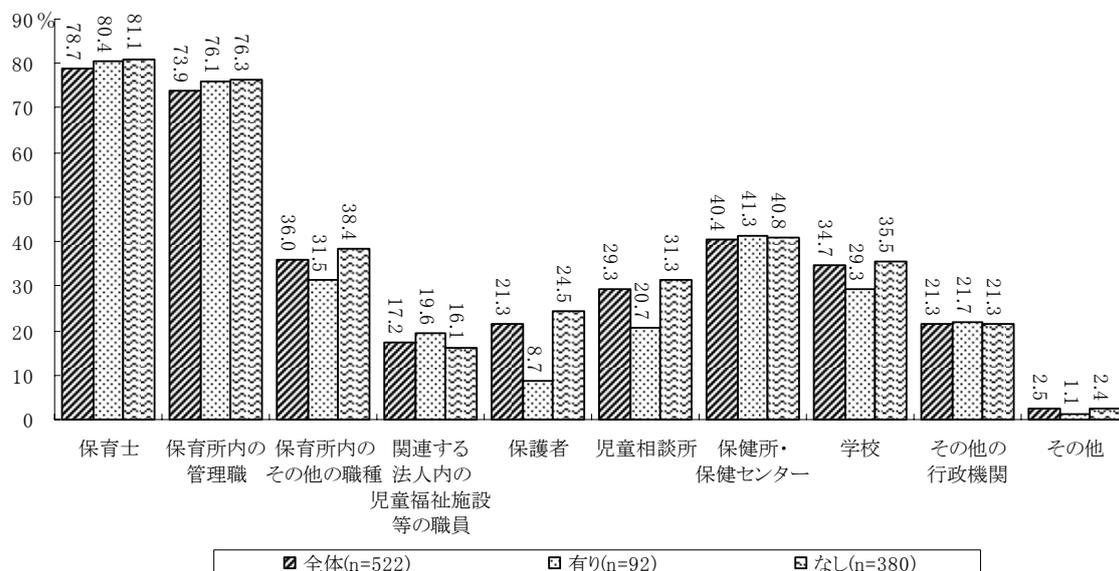
経営主体別に見ると、「保育所内のその他の職種」の割合が、公営に対して民営が高く(41.8%)、逆に「保健所・保健センター」では公営の割合が高い(48.4%)。

入所児童数規模別に見ると、目立った傾向は見られない。

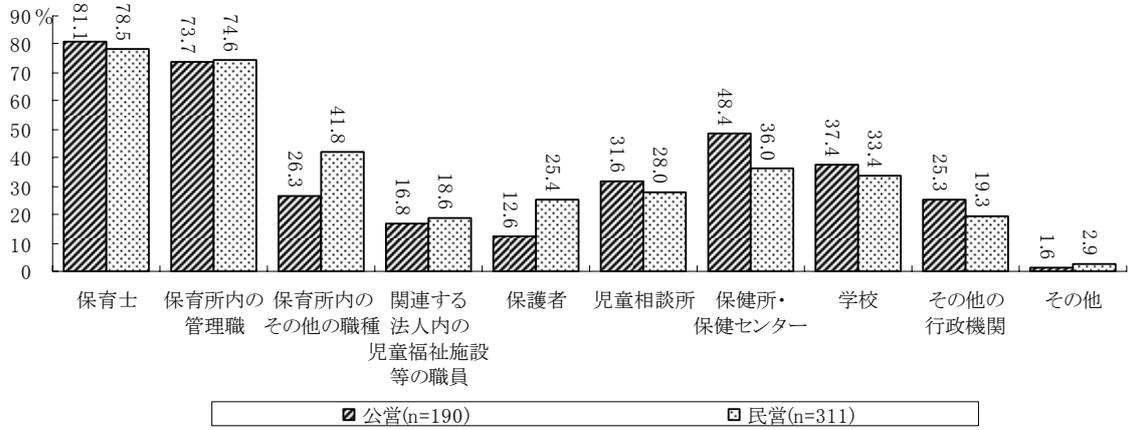
障害児の有無別に見ると、障害児のいない施設のほうが特に「学校」の割合が高く(40.4%)、障害児のいる施設については「保育士」、「保育所内の管理職」、「その他の行政機関」の割合が高い。

地域ネットワークの参加状況別に見ると、「保育士」、「保育所内の管理職」以外の項目について、ネットワークに園として参加している施設の割合が最も高い。

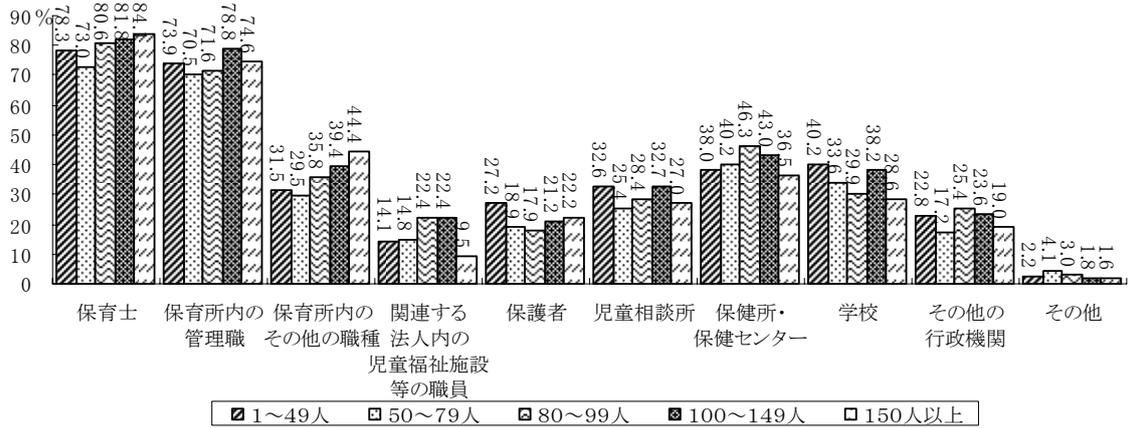
図表 58 マニュアル等の活用の有無別 マニュアル等の配布先



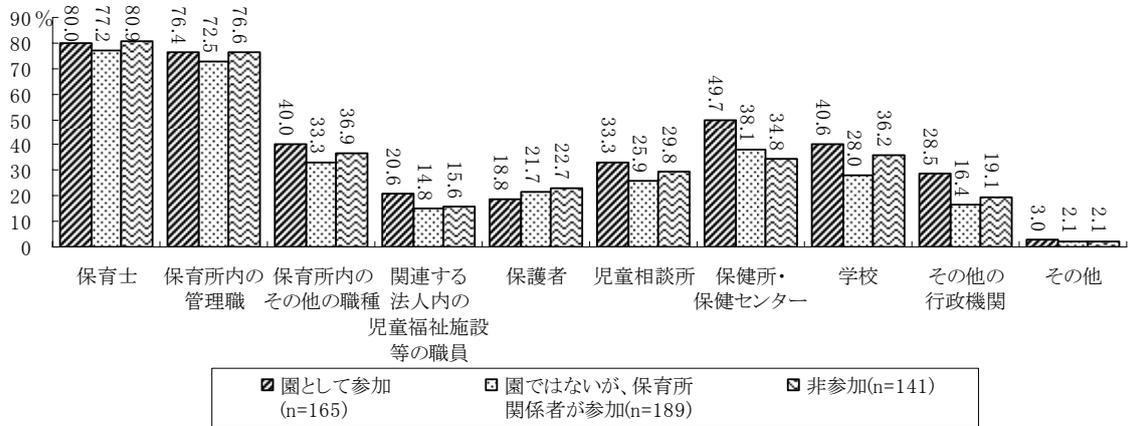
図表 59 経営主体別 マニュアル等の配布先



図表 60 入所児童数規模別 マニュアル等の配布先



図表 61 地域ネットワークへの賛歌状況別 マニュアル等の配布先



(5)マニュアル等の活用機会

※本設問では、マニュアル等の活用機会に関して、マニュアル等を現在活用している施設には、現在の姿について、現在活用していない施設には、あるべきだと考える姿について回答を求めた。

マニュアル等の活用機会については、「定期的に確認する」(52.7%)、「必要に応じて各自で参照する」(47.7%)がそれぞれ5割前後で最も高い割合を示している。

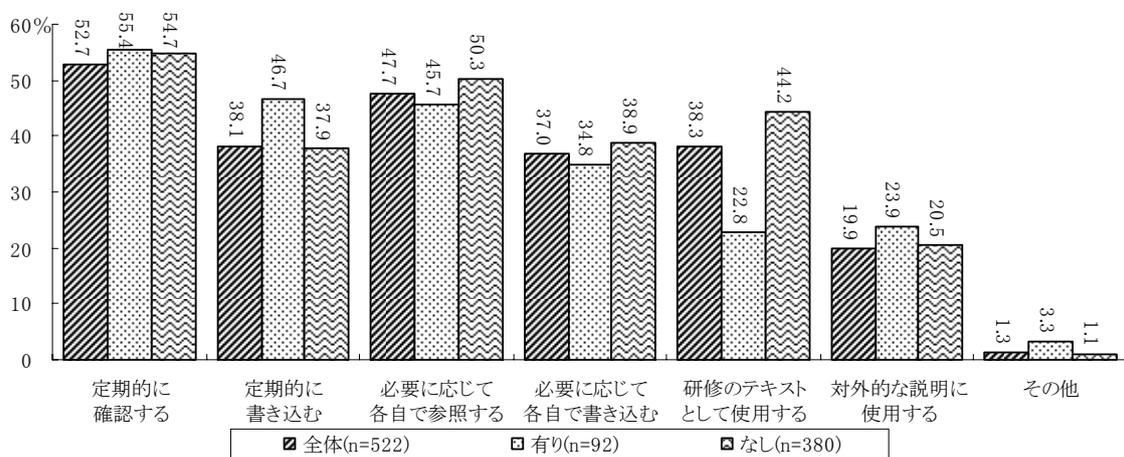
マニュアル等の活用の有無別に見ると、「定期的に確認する」において、実際の活用機会(46.7%)よりも、活用されるべきだとする割合(37.9%)よりも高い。逆に、「研修のテキストとして利用する」においては、活用されるべきだとする割合(44.2%)が、実際の活用機会(22.8%)を大きく上回った。

経営主体別に見ると、「定期的に確認する」以外の項目では、民営が公営よりも高い割合を示した。

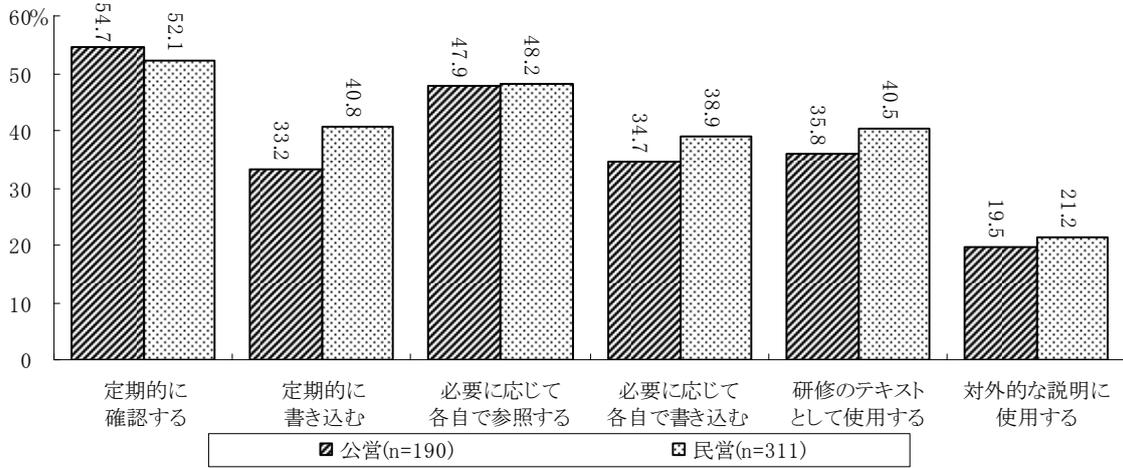
入所児童数規模別に見ると、「定期的に確認する」は50人未満の施設で最も高く(57.6%)、逆に「研修のテキストとして利用する」は150人以上の施設で高かった(44.4%)。

地域ネットワークの参加の有無別に見ると、「定期的に確認する」以外の項目で、ネットワークに(園としてではなく)保育所関係者が参加している施設において、回答した割合が低かった。

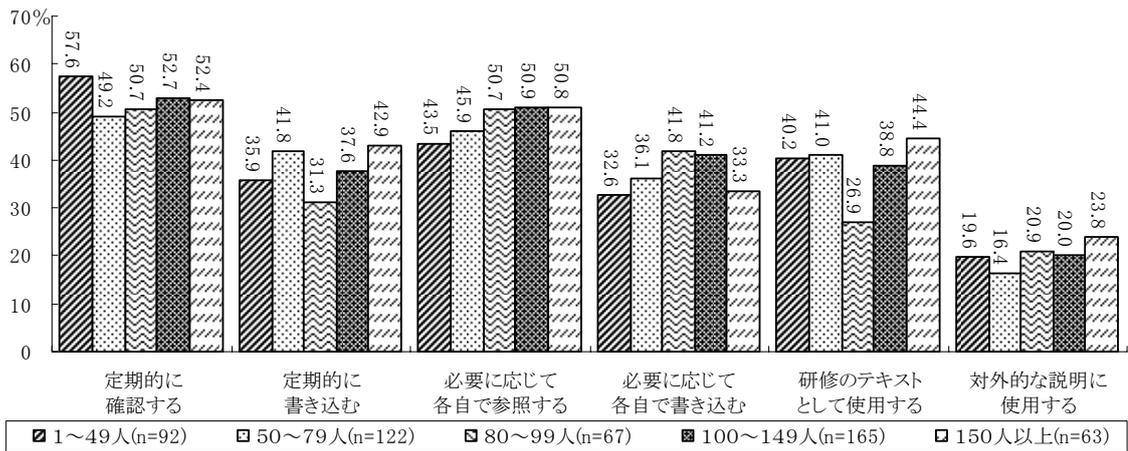
図表 62 マニュアル等の活用の有無別 マニュアル等の活用機会



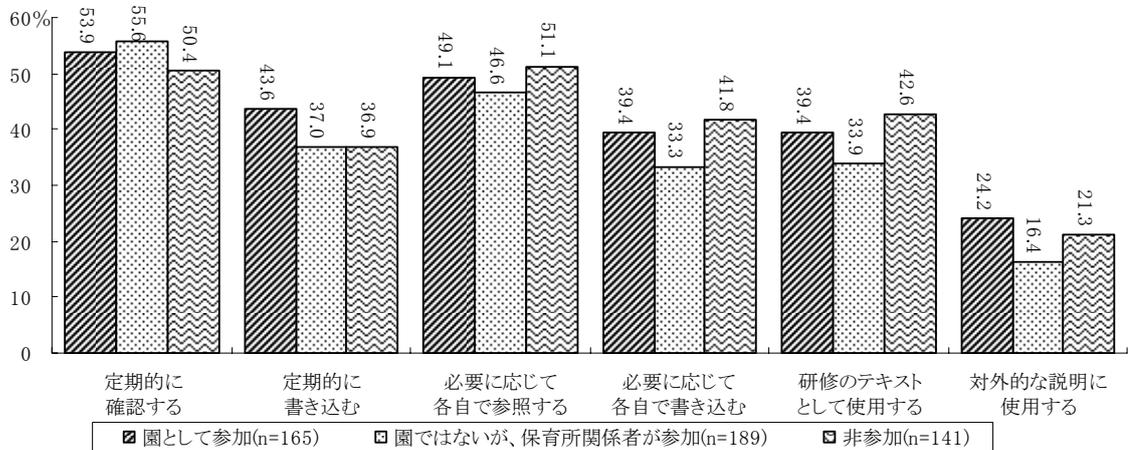
図表 63 経営主体別 マニュアル等の活用機会



図表 64 入所児童数規模別 マニュアル等の活用機会



図表 65 地域ネットワークの参加状況別 マニュアル等の活用機会

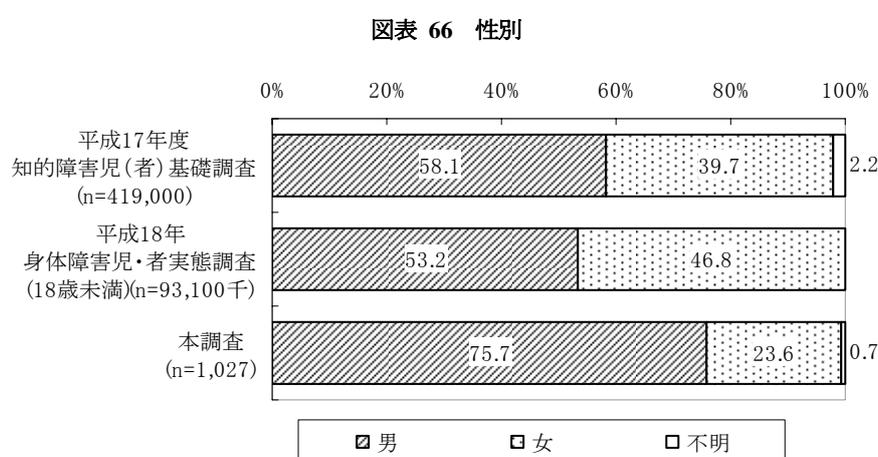


第2節 施設調査（対象：遅れのある子ども）

この節では、回答のあった「遅れのある子ども」の数(1,027人)を母数としている。

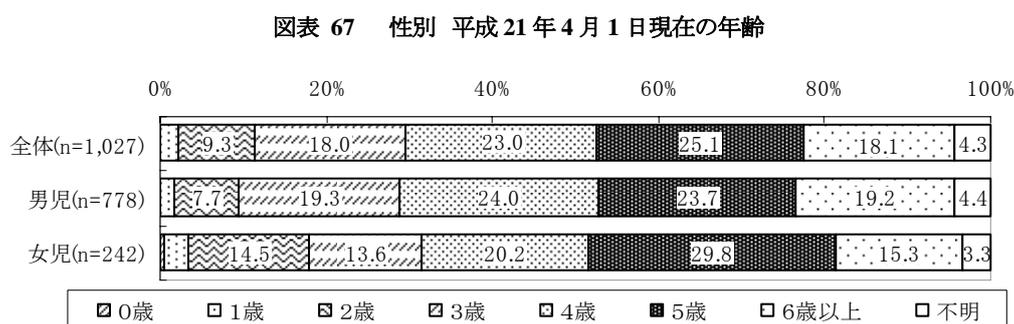
(1)性別

対象者の性別は、男児が75.7%と高い割合を示した。本調査の対象は「遅れのある子ども」であり、手帳を取得するなど、はっきりと障害が認められている子どもとは異なるものの、参考までに比較すると、厚生労働省の知的障害児(者)基礎調査、身体障害児・者実態調査のいずれの男女比と比べても、男児の割合が高い。



(2)平成21年4月1日現在の年齢

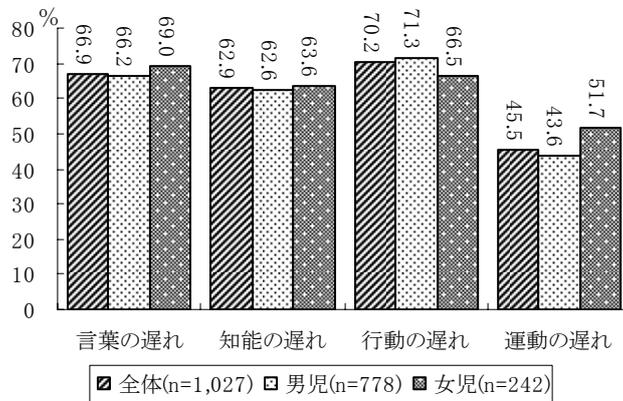
平成21年4月1日現在の年齢は、「5歳」の割合が最も高い。



(3)遅れの分野

遅れの分野では、「行動の遅れ」の割合が高く(70.2%)、「運動の遅れ」が低い(45.5%)。「運動の遅れ」では、女の占める割合が男に比べて高い。

図表 68 性別 遅れのある分野



(4)遅れのある分野の組み合わせ

遅れのある分野の組み合わせでは、「言葉・知能・行動・運動の遅れ」(遅れのある分野すべての組み合わせ)が28.9%で最も高く、単一の遅れでは「行動の遅れのみ」と回答した割合が11.4%と最も高い。

図表 69 遅れのある分野の組み合わせ

遅れの組み合わせ	人数(人)	割合 (%)	小計 (%)
言葉の遅れのみ	73	7.1	単一の遅れ 計 25.6
知能の遅れのみ	51	5.0	
行動の遅れのみ	117	11.4	
運動の遅れのみ	22	2.1	
言葉と知能の遅れ	79	7.7	2種類から成る 複合的遅れ 計 22.4
言葉と行動の遅れ	48	4.7	
言葉と運動の遅れ	16	1.6	
知能と行動の遅れ	35	3.4	
知能と運動の遅れ	15	1.5	
行動と運動の遅れ	36	3.5	
言葉・知能・行動の遅れ	123	12.0	3種類から成る 複合的遅れ 計 19.9
言葉・行動・運動の遅れ	35	3.4	
知能・行動・運動の遅れ	30	2.9	
言葉・知能・運動の遅れ	16	1.6	
言葉・知能・行動・運動の遅れ	297	28.9	28.9
不明	34	3.3	3.3
全体	1,027		100.0

(5)遅れを発見した年齢

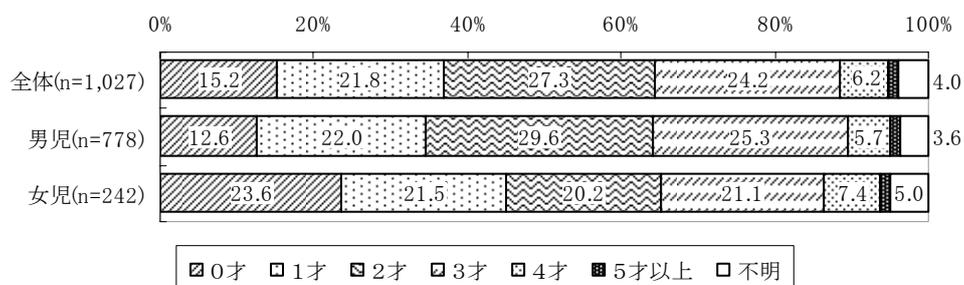
遅れを発見した年齢は、最も割合が高いのが「2歳」で、次いで「3歳」、「1歳」となっている。

性別に見ると、男児の「2歳」の占める割合は女の20.2%に比べて29.6%と高く、「3歳」の占める割合も、女児の21.1%に比べて25.3%と高い。逆に、女児の「0歳」の占める割合は男児の12.6%に比べると、23.6%と高い。

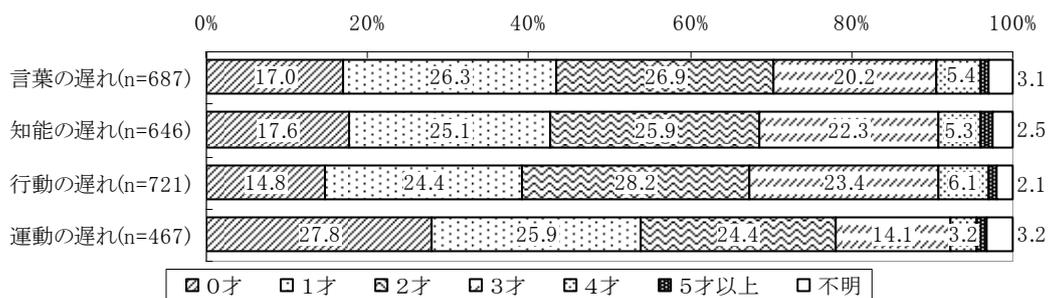
遅れの分野別に見ると、「運動の遅れ」における「0歳」の占める割合が他の遅れに比べると高く、また「3歳」の占める割合が低い。

マニュアル等の活用の有無別に見ると、マニュアル等の活用がある施設では「0歳」と「1歳」の占める割合がない施設に比べると高く、マニュアル等の活用が遅れの早期発見に寄与している可能性が示唆されている。

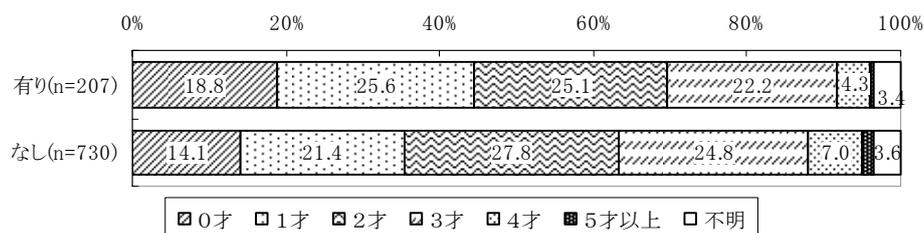
図表 70 性別 遅れを発見した年齢



図表 71 遅れの分野別 遅れを発見した年齢



図表 72 マニュアル等の活用の有無別 遅れを発見した年齢



(6)遅れの状況の変化

遅れの状況の変化については、「改善軽減した」と答えた割合は全体の 62.6%で最も高く、「変わらない」が 29.8%、「重度化した」が 5.3%となった。

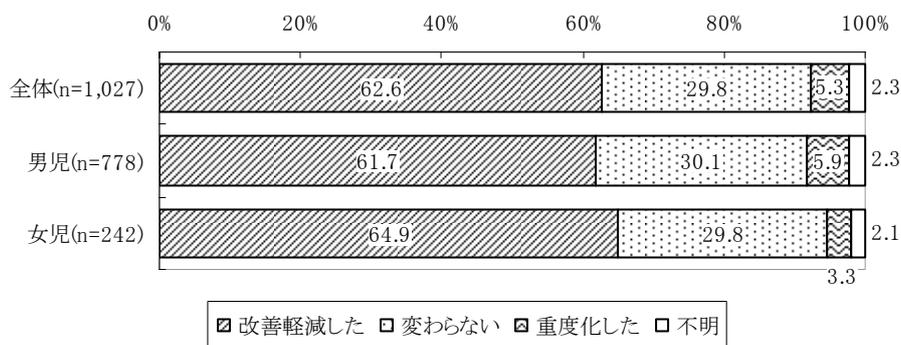
性別に見ると、男児のほうが女児よりも若干「重度化した」の割合が高く、逆に女児のほうが男児よりも若干「改善軽減した」の割合が高かった。

遅れの分野別に見ると、目立った傾向は見られなかった。

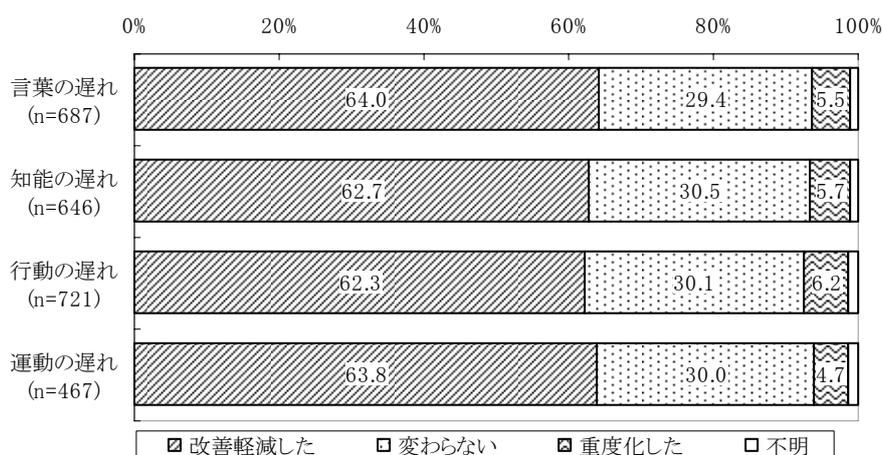
遅れを発見した年齢別に見ると、目立った傾向は見られなかった。

マニュアル等の活用の有無別に見ると、マニュアル等の活用のある施設のほうが、ない施設に比べて「改善軽減した」と答えた割合が高い(66.2%と 59.5%)。マニュアル等の活用が、遅れの改善軽減に寄与している可能性が示唆されている。

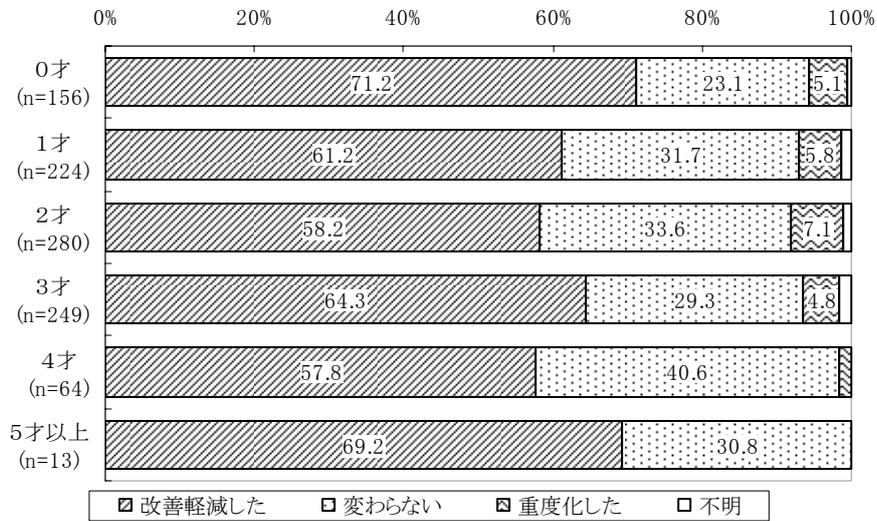
図表 73 子ども性別 遅れの状況の変化



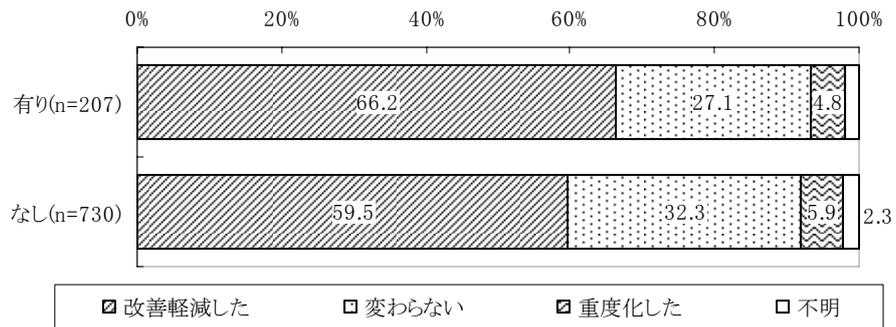
図表 74 遅れの分野別 遅れの状況の変化



図表 75 遅れを発見した年齢別 遅れの状況の変化



図表 76 マニュアル等の活用の有無別 遅れの状況の変化



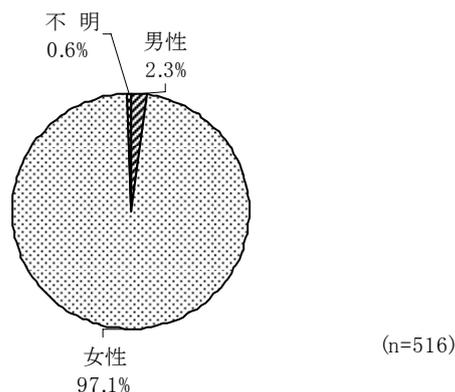
第3節 保育士調査

1. 保育士の属性

(1) 性別

保育士の性別は、女性が97.1%と、大半を占めた。

図表 77 性別



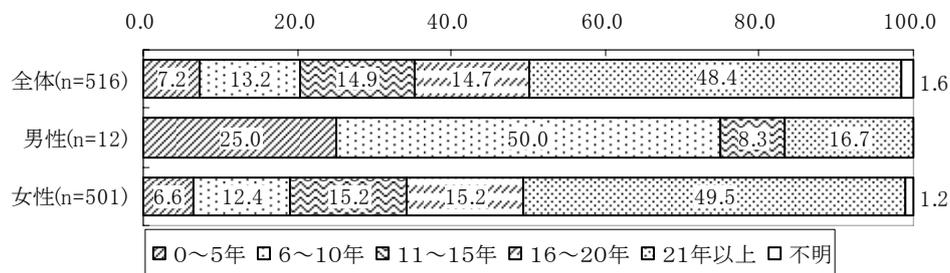
(2) 保育士としての勤続年数

保育士としての勤続年数は、全体で最も高いのは「21年以上」の48.4%である。

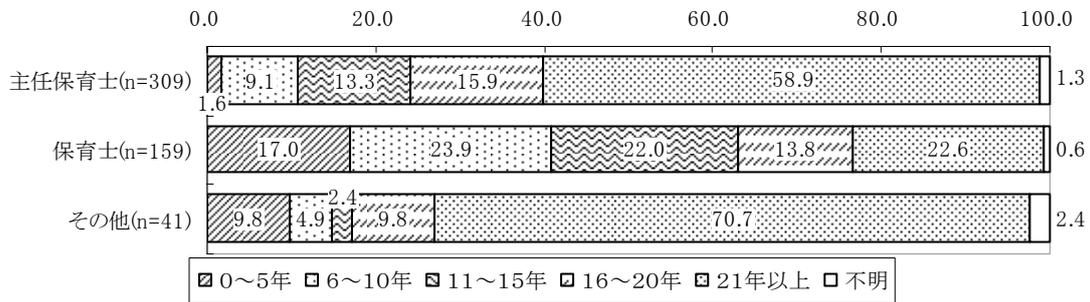
性別に見ると、男性は「21年以上」と答えた割合が16.7%に留まり、10年以内の割合が7割に上った。対して、女性は「21年以上」と答えた割合が49.5%と最も高かった。男性保育士が近年になって増加してきたことが示唆される。

現在の肩書き別に見ると、主任保育士では「21年以上」と回答した割合が58.9%と、全体よりも高かった。

図表 78 性別 保育士としての勤続年数



図表 79 現在の肩書き別 保育士としての勤続年数



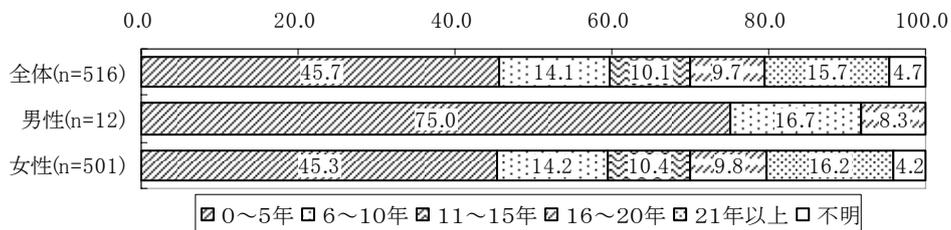
(3) 当該保育所での勤続年数

当該保育所での勤続年数は、「5年以内」の割合が最も高く、全体の45.7%を占めている。

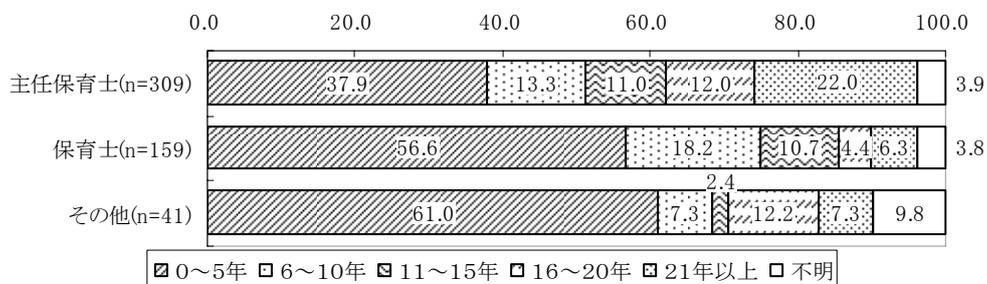
性別に見ると、男女ともに「5年以内」が最も高い割合を占めるが、女性の45.3%に対して男性は75.0%と、より高い結果を示した。

現在の肩書き別に見ると、肩書きに関わらず「5年以内」が最も高い割合を占めたが、主任保育士は保育士(56.6%)、その他(61.0%)に比べて37.9%と低く、逆に、「21年以上」の割合は他の肩書きに比べて高い(22.0%)。

図表 80 性別 当該保育所での勤続年数



図表 81 現在の肩書き別 当該保育所での勤続年数



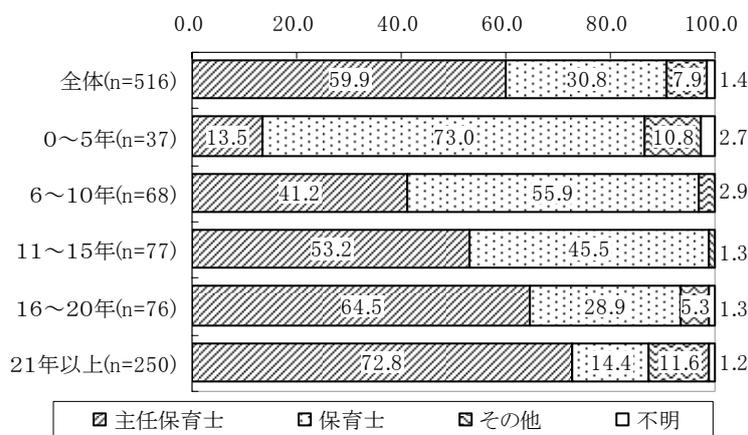
(4)現在の肩書き

現在の肩書きは、「主任保育士」が全体の 59.9%と、ほぼ 6 割を占めた。

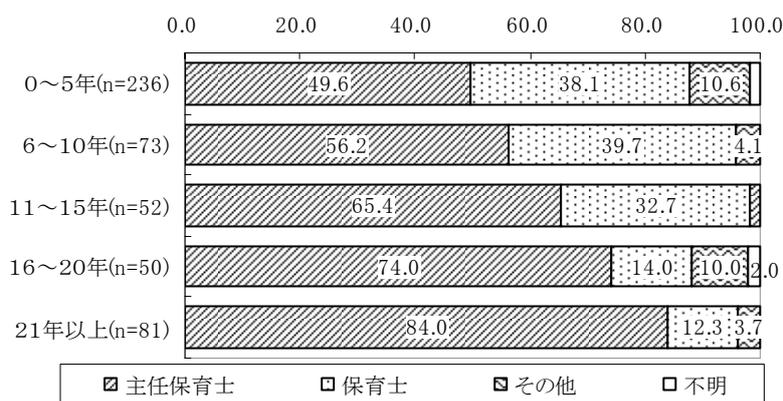
保育士としての勤続年数別に見ると、年数が上がるにつれ主任保育士の割合も高くなる傾向を示した。

当該保育所での勤続年数別に見ると、年数が上がるにつれ主任保育士の割合も高くなる傾向を示した。

図表 82 保育士としての勤続年数別 現在の肩書き



図表 83 当該保育所での勤続年数別 現在の肩書き



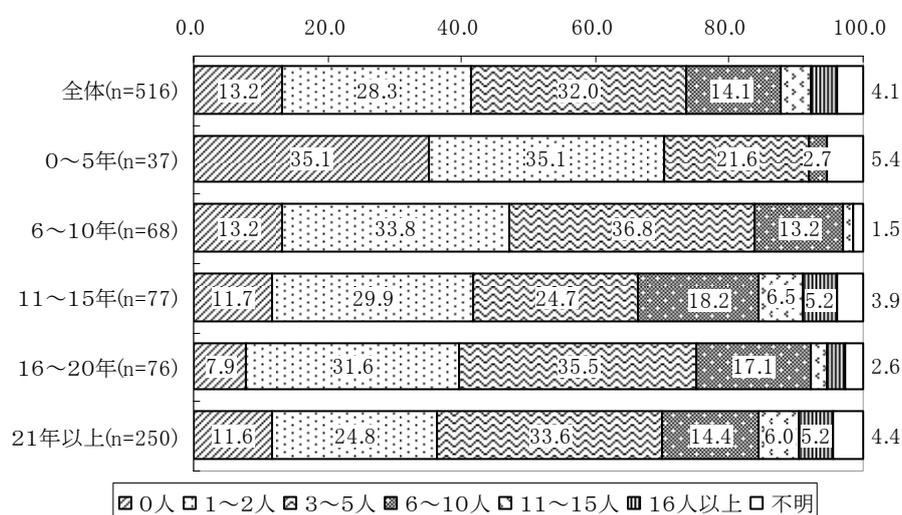
(5)関わったことのある遅れのある子の人数

関わったことのある遅れのある子の人数は、「3～5人」と回答した割合が最も高く、全体の32.0%を示した。次いで高い割合を示したのは「1～2人」(28.3%)であった。

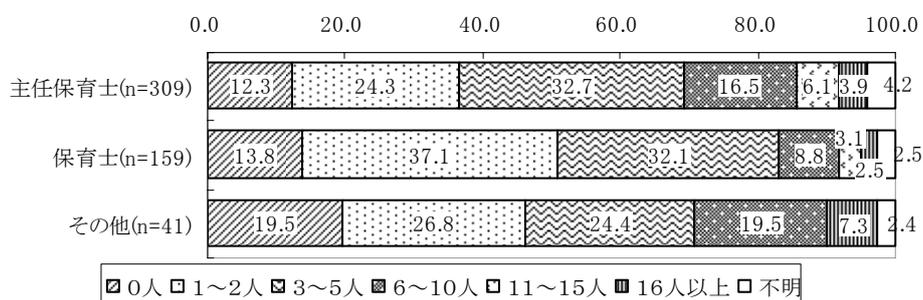
保育士としての勤続年数別に見ると、勤続年数5年以内において占める割合が最も高いのは「0人」と「1～2人」のそれぞれ35.1%であり、3人未満が合計で70.2%と、他の年数の割合に比べて高い。また、勤続年数5年以内と答えた保育士の「6～10人」の割合が2.7%に対して、勤続年数6年以上において、それぞれ10%以上を占めている。

現在の肩書き別に見ると、関わった人数6人以上の割合が最も高いのは主任保育士(26.5%)である。3人未満の割合が最も高いのは保育士(50.9%)であった。

図表 84 保育士としての勤続年数別 関わったことのある遅れのある子の人数



図表 85 現在の肩書き別 関わったことのある遅れのある子の人数



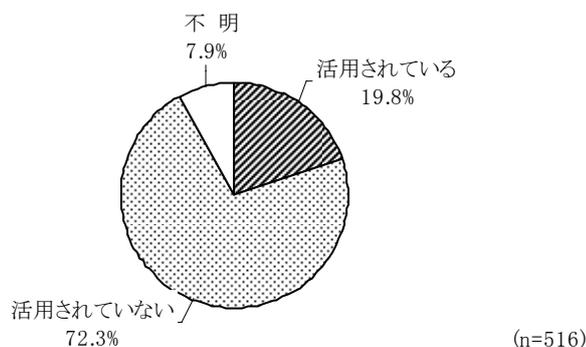
2. マニュアル等の活用状況等

遅れの早期発見・支援に資するチェックリストやアセスメントが活用されているかについて、前掲の前掲(28頁)の表を示し、①②③それぞれについて、活用されているかどうかを尋ね、活用されていると回答した回答者については、それぞれの使いやすさ・理解しやすさと遅れのある子への対応に関して役立っているかどうかについて尋ねた。

(1)マニュアル①(遅れの早期発見・支援に資するチェックリストやアセスメント)の活用状況

遅れの早期発見・支援に資するチェックリストやアセスメントは、19.8%(102名)の保育士が「活用されている」と回答した。

図表 86 マニュアル①の活用状況



(2)マニュアル①(チェックシート・アセスメント)の使いやすさ、遅れの早期発見・支援に対する役立ち度

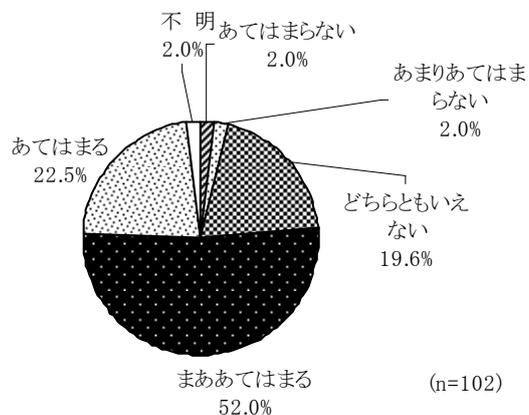
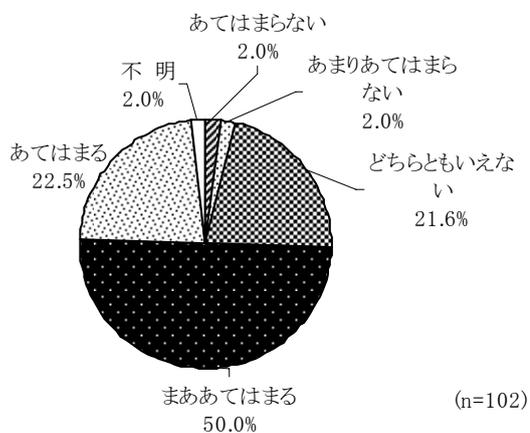
マニュアル①を活用していると回答した保育士に、マニュアル①は使いやすいかどうかを尋ねたところ、「あてはまる(使いやすい)」と「まああてはまる(まあ使いやすい)」を合わせて72.5%と、7割以上を占めた。「あてはまらない(使いにくい)」「あまりあてはまらない(あまり使いやすくない)」は合わせて4.0%(4名)、「どちらともいえない」が21.6%であった。

また、遅れの早期発見・支援に対する役立ち度については、「あてはまる(役立っている)」「まああてはまる(まあ役立っている)」を合わせて74.5%であり、「あてはまらない(役立っていない)」「あまりあてはまらない(あまり役立っていない)」は合わせて4.0%(4名)であった。

図表 87 マニュアル①の使いやすさならびに遅れの早期発見・支援に対する役立ち度

マニュアル①は使いやすいか

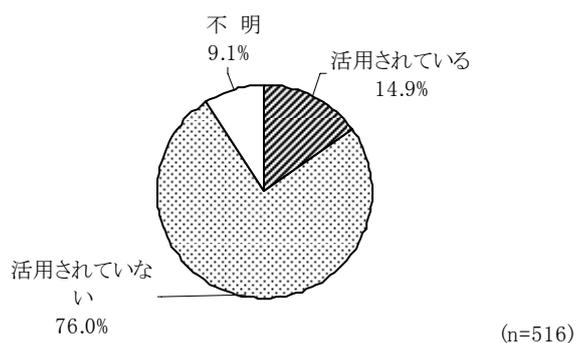
マニュアル①は役立っているか



(3)マニュアル②(遅れを発見した際の個々の子どもに対するケアマニュアル)の活用状況

遅れを発見した際の個々の子どもに対するケアマニュアルは、14.9%(77名)の保育士が「活用されている」と回答した。

図表 88 マニュアル②の活用状況

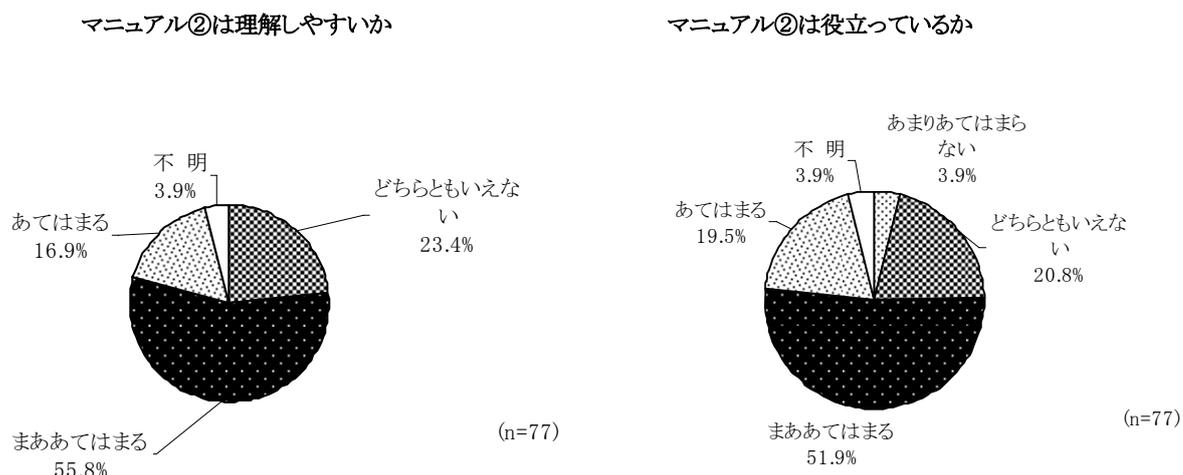


(4)マニュアル②(個々の子どもケアマニュアルのケア)の理解しやすさ、ケア・支援への役立ち度

マニュアル②を活用していると回答した保育士に、マニュアル②は理解しやすいかどうかを尋ねたところ、「あてはまる(理解しやすい)」と「まああてはまる(まあ理解しやすい)」を合わせて72.7%と、7割以上を占めた。「あてはまらない(理解しにくい)」「あまりあてはまらない(あまり理解しにくい)」との回答はなく、「どちらともいえない」が23.4%であった。

また、遅れのケア・支援に対する役立ち度については、「あてはまる(役立っている)」「まああてはまる(まあ役立っている)」を合わせて71.4%であり、「あてはまらない(役立っていない)」との回答はなく、「あまりあてはまらない(あまり役立っていない)」との回答が3.9%(3名)であった。

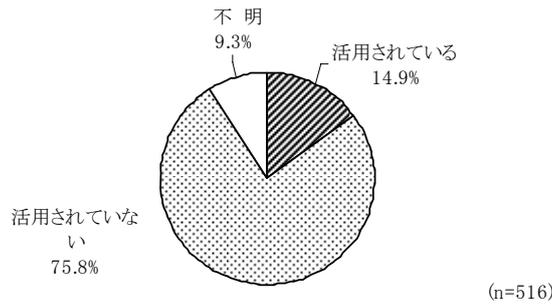
図表 89 マニュアル②の理解しやすさならびにケア・支援への役立ち度



(5)マニュアル③(遅れを発見した際の保育所内の体制等に関するマニュアル)の活用状況

遅れを発見した際の保育所内の体制等に関するマニュアルは、14.9%(77名)の保育士が「活用されている」と回答した。

図表 90 マニュアル③の活用状況

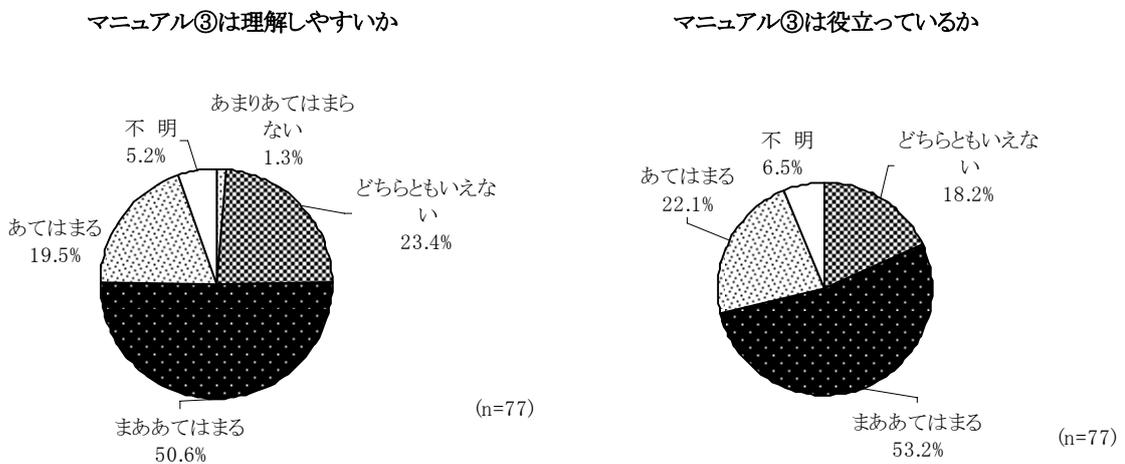


(6)マニュアル③(体制等)の理解しやすさ、対応体制構築への役立ち度

マニュアル③を活用していると回答した保育士に、マニュアル③は理解しやすいかどうかを尋ねたところ、「あてはまる(理解しやすい)」と「まああてはまる(まあ理解しやすい)」を合わせて70.1%と、7割以上を占めた。「あてはまらない(理解しにくい)」との回答はなく、「あまりあてはまらない(あまり理解しにくい)」との回答も1.3%に留まり、「どちらともいえない」が23.4%であった。

また、保育所における対応体制の構築に対する役立ち度については、「あてはまる(役立っている)」「まああてはまる(まあ役立っている)」を合わせて75.3%であり、「あてはまらない(役立っていない)」「あまりあてはまらない(あまり役立っていない)」との回答はなかった。

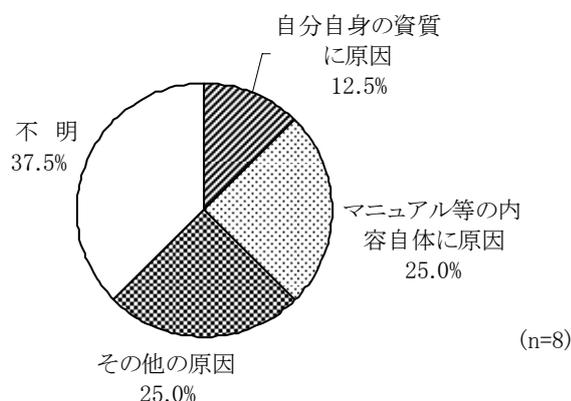
図表 91 マニュアル③の理解しやすさならびに対応体制構築への役立ち度



(7)マニュアル等が使いにくい原因(参考)

母数が 8 名と非常に少ないため、参考値であるが、マニュアル等が使いにくい、理解しにくいと回答した保育士に対して、その原因を尋ねたところ、「自分自身の資質に原因がある」と回答した人が 1 人、「マニュアル等の内容自体に原因がある」「その他の原因がある」と回答した人がそれぞれ 2 人であった。

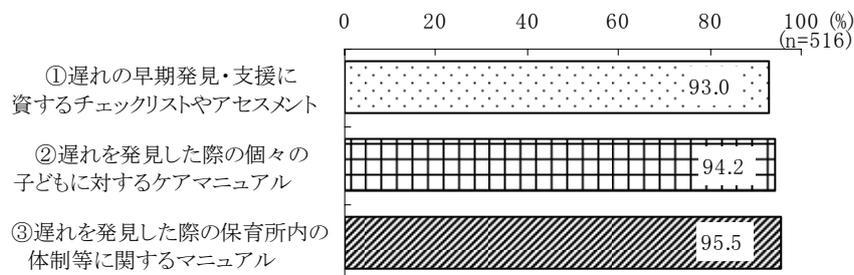
図表 92 マニュアル等が使いにくい原因



(8)望ましいマニュアル等の内容【保育士】

マニュアル等の内容として、盛り込まれているべきだと考えるものについて尋ねたところ、大きく分けて、「③遅れを発見した際の保育所内の体制等に関するマニュアル」のいずれかが記載されていると回答した施設の割合が最も高く 95.5%であった。次いで「②遅れを発見した際の個々の子どもに対するケアマニュアル」が 94.2%、「①遅れの早期発見・支援に資するチェックリストやアセスメント」が 93.0%であった。いずれも 9 割超の高い割合を示した。

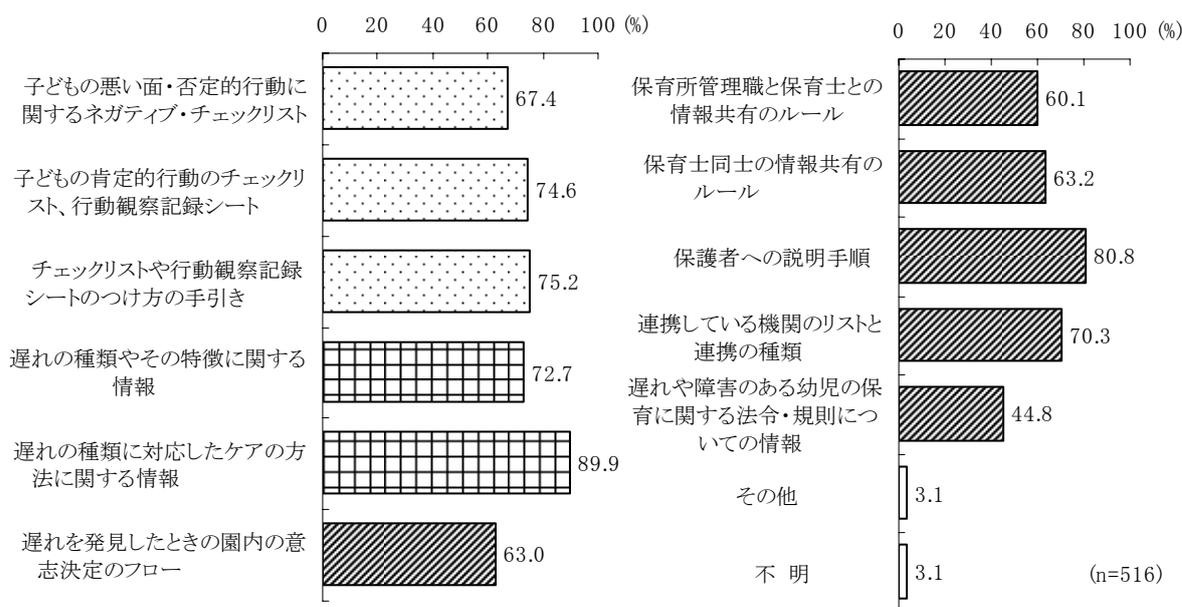
図表 93 望ましいマニュアル等の内容【保育士】



(9)望ましいマニュアル等の内容(詳細)【保育士】

盛り込まれているべきだと考えるマニュアル等の内容について詳細に見ると、最も高い割合を示したのは、「遅れの種類に対応したケアの方法に関する情報」で、89.9%であった。次いで、「保護者への説明手順」(80.8%)、「チェックリストや行動観察記録シートのつけ方の手引き」(75.2%)であった。

図表 94 望ましいマニュアル等の内容(詳細)【保育士】



(10)望ましいマニュアル等の内容(詳細、抜粋)【保育士】

盛り込まれているべきだと考えるマニュアル等の内容について、「子どもの悪い面・否定的行動に関するネガティブ・チェックリスト(以下、「ネガティブリスト」という)」と「子どもの肯定的行動のチェックリスト、行動観察記録シート(以下、「ポジティブリスト」という)」の2項目に注目し、グループ間比較を行った。

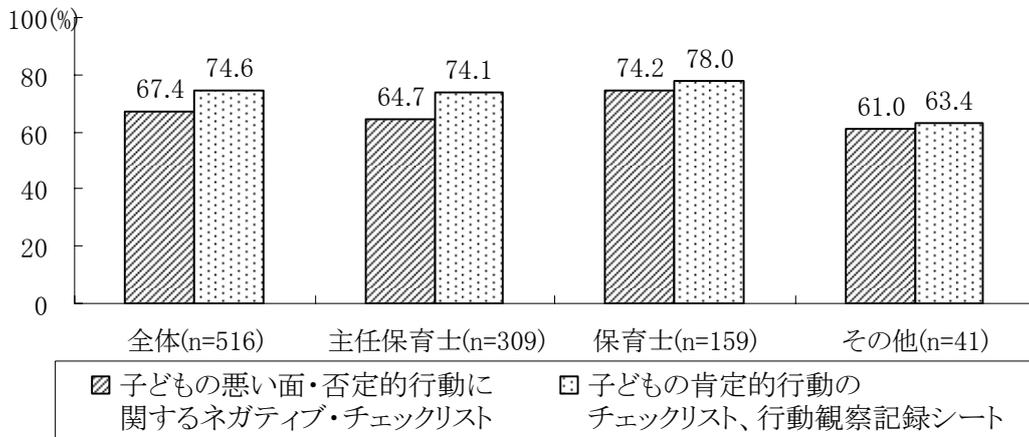
全体で見ると、ネガティブリスト 67.4%に対し、ポジティブリストは 74.6%と、7ポイント程度高かった。

現在の肩書き別で見ると、いずれの肩書きでもポジティブリストのほうが高い値を示した。

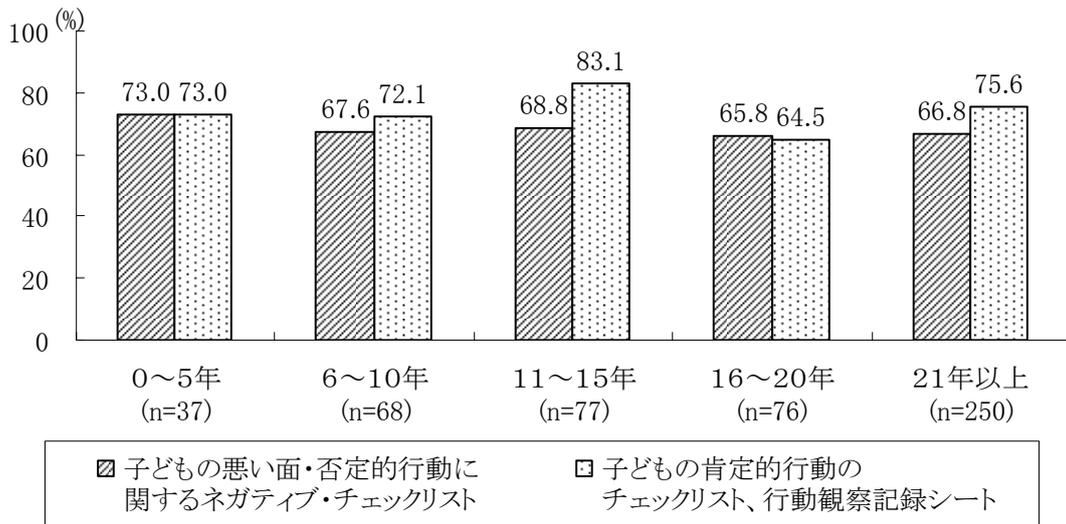
保育士としての勤続年数別で見ると、勤続5年未満や16~20年については両項目の差があまり見られなかったのに対し、11~15年や21年以上の保育士ではポジティブリストがネガティブリストを上回った。

関わったことのある遅れのある子どもの人数別に見ると、16人未満のグループではいずれもポジティブリストがネガティブリストを上回ったが、母数が少ないので参考値ではあるが、16人以上関わったことがある保育士では、ネガティブリストがポジティブリストを上回った。

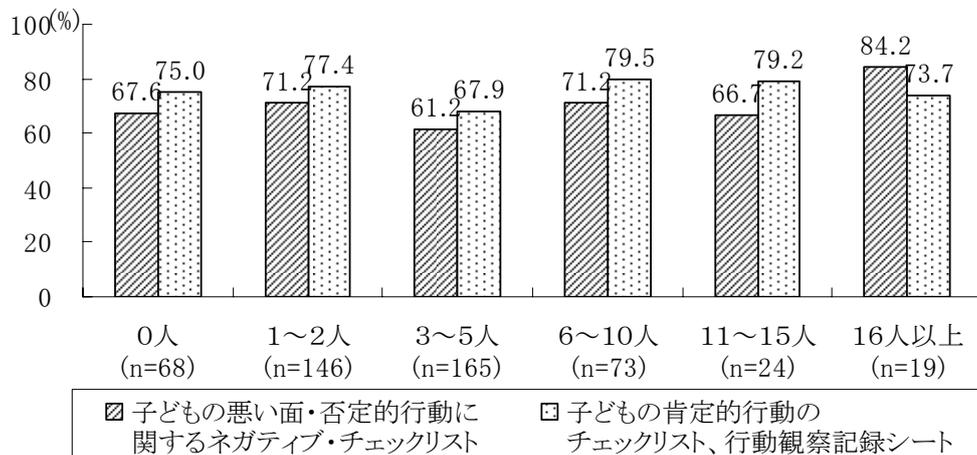
図表 95 現在の肩書き別 望ましいマニュアル等の内容(詳細、抜粋)【保育士】



図表 96 保育士としての勤続年数別 望ましいマニュアル等の内容(詳細、抜粋)【保育士】



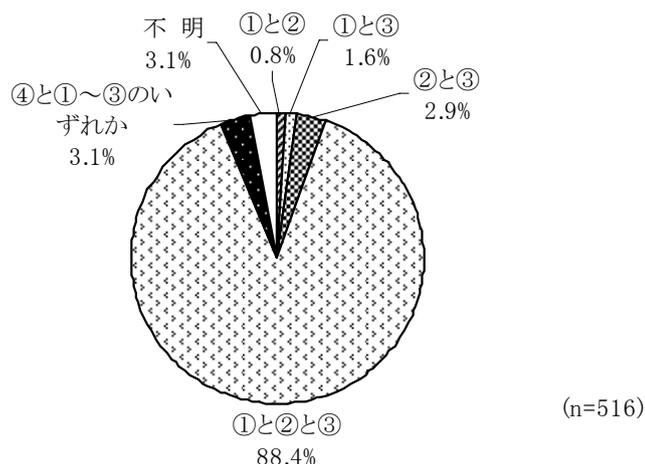
図表 97 関わったことのある遅れのある子どもの人数別 望ましいマニュアル等の内容(詳細、抜粋)【保育士】



(11)望ましいマニュアル等の内容組み合わせ【保育士】

マニュアル等に盛り込まれるべきだと考える内容の組み合わせでは、①と②と③すべて盛り込まれるべきとする保育士が 88.4%と、9 割近くを占めた。

図表 98 望ましいマニュアル等の内容(単純版)組み合わせ【保育士】



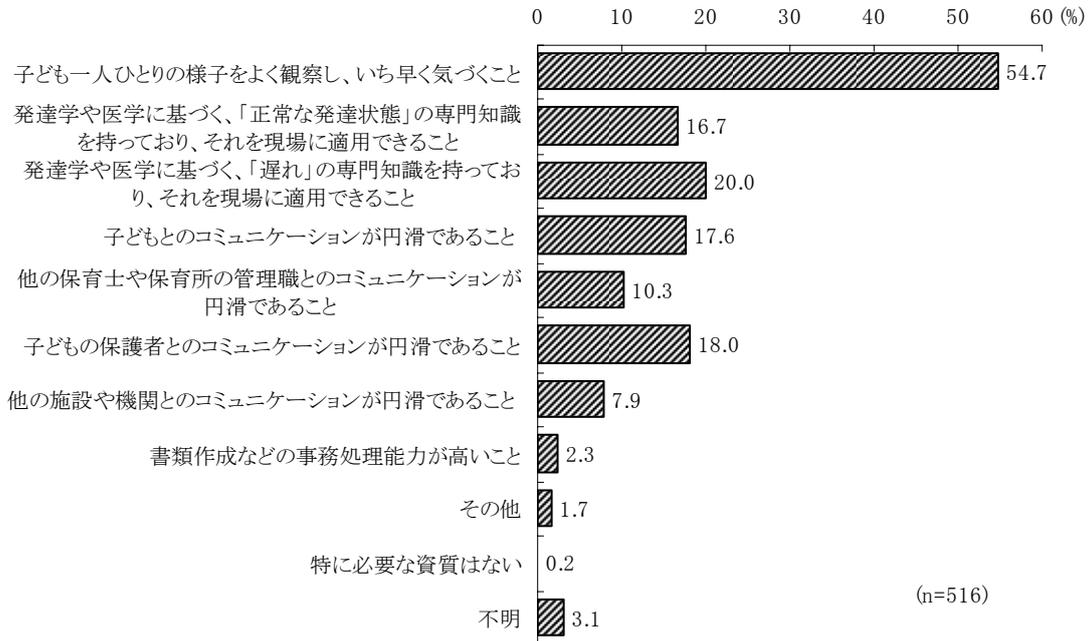
(12)マニュアル等の記入・活用に求められる資質【保育士】

※単数回答を想定した設問だったが、複数回答が多かったため、複数選択の回答も有効として集計を行った。

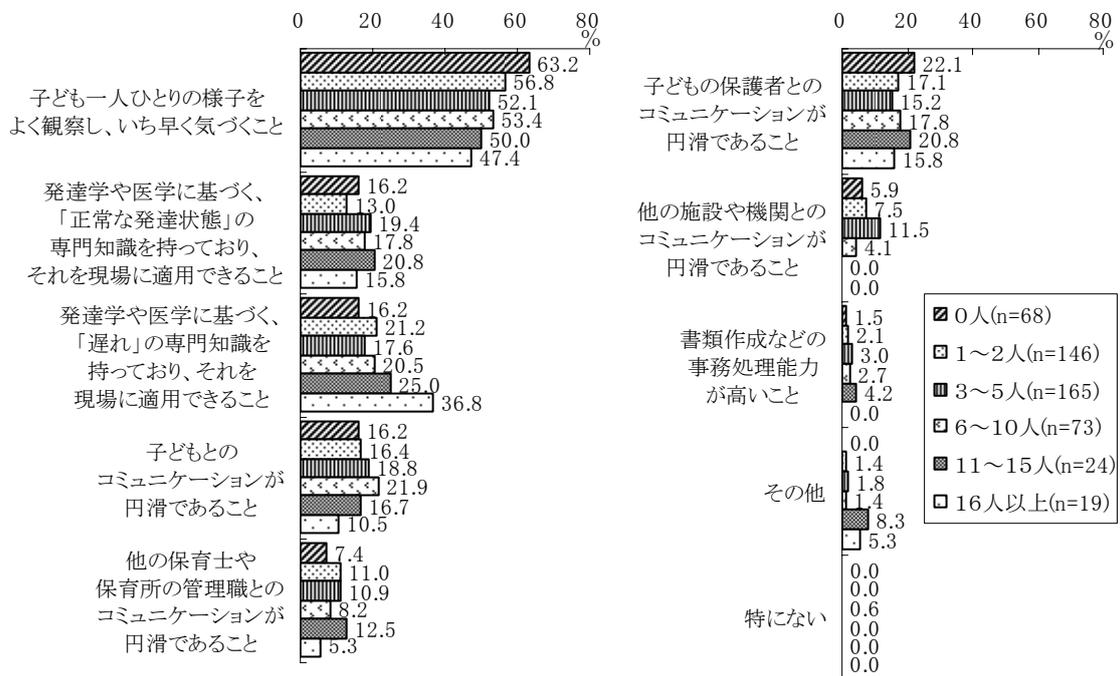
保育士がマニュアル等の記入・活用に求められる資質だと考えていることとしては、「子ども一人ひとりの様子をよく観察し、いち早く気づくこと」が全体の 54.7%と最も高い。

関わったことのある遅れのある子の人数別に見ると、「子ども一人ひとりの様子をよく観察し、いち早く気づくこと」では、関わった遅れのある子の人数が多いほど割合が低い傾向があり、「発達学や医学に基づく、「遅れ」の専門知識を持っており、それを現場に適用できること」では逆に、その人数が多いほど、割合が高い傾向を示した。

図表 99 マニュアル等の記入・活用に求められる資質【保育士】



図表 100 関わったことのある遅れのある子の人数別 マニュアル等の記入・活用に求められる資質【保育士】

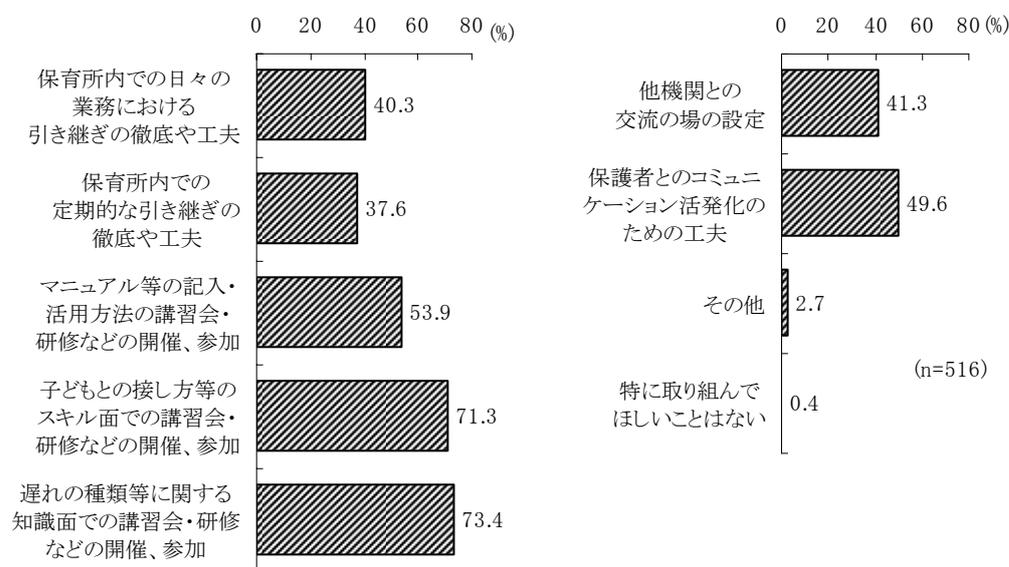


(13)資質向上のために保育所として取り組んで欲しいこと【保育士】

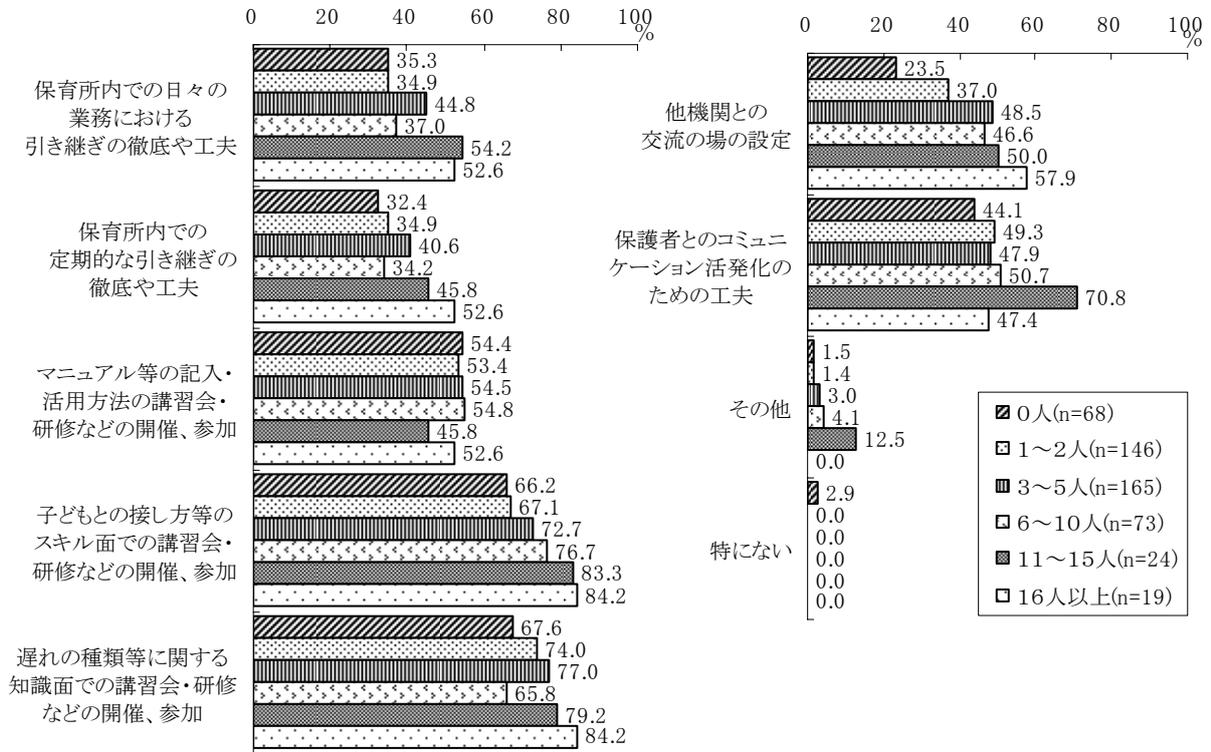
保育士が、上記の資質向上のために取り組んで欲しいと考えていることは、全体では「遅れの種類等に関する知識面での講習会・研修などの開催、参加」の割合が最も高く(73.4%)、次いで「子どもとの接し方等のスキル面での講習会・研修などの開催、参加」(71.3%)という結果を示した。

関わったことのある遅れのある子の人数別に見ると、「マニュアル等の記入・活用方法の講習会・研修などの開催、参加」では関わった遅れのある子の人数別の差は見られず、「保育所内での日々の業務における引き継ぎの徹底や工夫」と「保護者とのコミュニケーション活性化のための工夫」では関わった人数が11～15人の保育士の割合が最も高い。それ以外の項目では、人数が多いほど割合が高い傾向があった。

図表 101 資質向上のために保育所として取り組んで欲しいこと【保育士】



図表 102 関わったことのある遅れのある子の人数別 資質向上のために取り組んで欲しいこと【保育士】



第3章 実践調査の結果

1. 実践調査結果の概要

(1) 実践調査の内容

平成20年度のヒアリング調査対象保育所のうち、マニュアルの整備、保育士の資質向上の取り組み等に関して先駆的な取り組みを行っていると考えられる保育所(清水台保育園)を対象に、本年度調査では a) 保育所における保育士育成方針・マニュアルの策定・実践、b)外部関係者による検討会(マニュアル評価検討委員会)を実施した。

このうち、保育所における実践調査としては a)の調査のみである。b)の調査については、調査対象保育所は既存のマニュアル等を検討委員会に提出するだけに留めた。

(2) 保育所において策定する「保育士育成方針・マニュアル」の内容

平成21年度に受け入れる保育士実習生または外部の一般保育士を対象とした「保育士育成方針・マニュアル」の内容としては、以下の5類型が想定される。いずれの類型を選択するかは保育所側の意向・実情を反映して決定した。本年度、清水台保育園では「タイプV」のマニュアルを開発、実践することとした。

【タイプⅠ】(実習生向け研修マニュアル)

実習生対象×全般的な保育士の資質向上を主たる目的とした育成・資質向上マニュアル(一部に遅れの早期発見・支援に係わる項目を含む)

【タイプⅡ】(実習生向け一般研修および遅れの早期発見・支援研修マニュアル)

実習生対象×遅れの早期発見・支援および全般的な保育士の資質向上の双方を目的とした育成・資質向上マニュアル

【タイプⅢ】(実習生向け遅れの早期発見・支援研修マニュアル)

実習生対象×遅れの早期発見・支援に関する資質向上を主たる目的とした育成・資質向上マニュアル(一部に全般的な保育士の資質向上に係わる項目を含む)

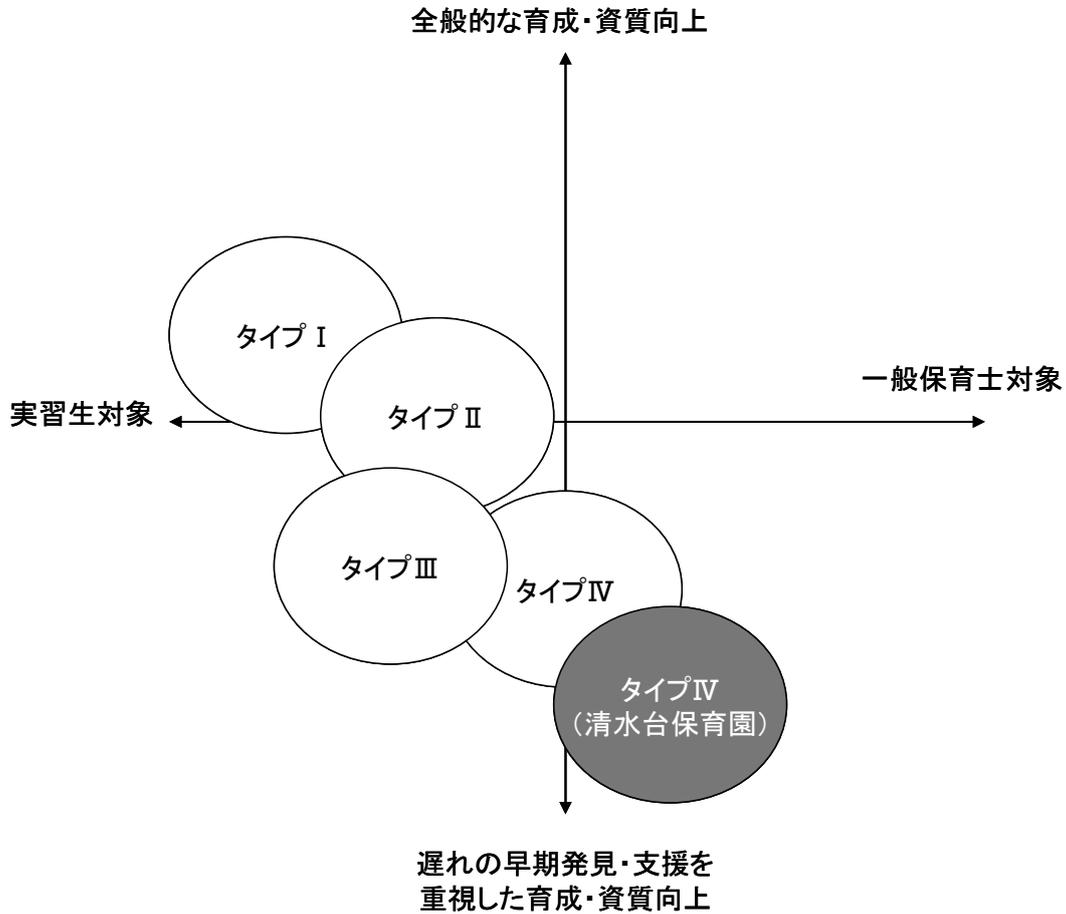
【タイプⅣ】(実習生・一般保育士向け遅れの早期発見・支援研修マニュアル)

実習生および一般保育士対象×遅れの早期発見・支援に関する資質向上を主たる目的とした育成・資質向上マニュアル(一部に全般的な保育士の資質向上に係わる項目を含む)

【タイプⅤ】(一般保育士向け遅れの早期発見・支援研修マニュアル)

主に一般保育士対象×遅れの早期発見・支援に関する育成・資質向上マニュアル

図表 103 マニュアル内容の分類イメージ



(3) 育成マニュアルの運用と成果の把握方法

育成マニュアルの運用方法については、調査対象保育所に一任するかたちとした。成果の把握方法としては以下のとおりである。

【保育士向け】

対象保育所での実践の前後において、保育士等を対象にアンケート調査またはヒアリング調査を実施する。

アンケートは各保育士を対象とし、日本総研が作成したアンケート票を実習修了時に配布・回収する。ヒアリングを行う場合は、実習修了時に日本総研担当者が保育所往訪し、保育士等に対して1時間程度のグループヒアリングを実施する。

【施設長向け】

育成方針・マニュアルが実際に保育士等の指導に関して有効に機能したかどうか、保育士による実践調査終了後、施設長に対するアンケート調査またはヒアリング調査を実施し、把握検証

する。

アンケート票は日本総研が作成し、実践調査終了時または終了後、保育所施設長宛郵送配布・回収する。ヒアリング調査を行う場合は、実践調査終了時または終了後、日本総研担当者が保育所往訪し、施設長に対して1～2時間程度ヒアリングを実施する。実践調査の実施にあたり、経験豊富な保育士を「指導担当」として置く場合は、施設長向けと合わせて、同様の内容のアンケート調査またはヒアリング調査を実施する。

アンケート調査またはヒアリング調査の内容としては次のような項目を設定した。

保育士向けアンケート (またはヒアリング) 項目案	施設長向けアンケート (またはヒアリング) 項目案
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 研修のねらい(研修期間を通して得ようとしたこと) ▶ 研修が自分の資質向上に役立ったか ▶ どのような点で向上したとを感じるか ▶ 遅れの早期発見・支援についてどのようなことに気づいたか、又は理解したか ▶ 遅れの早期発見・支援についての自分の能力が向上したとを感じるか ▶ 研修において、保育所側の指導は円滑、効果的だったか ▶ 研修内容は体系だったものであったか ▶ 研修のどこに問題点があると感じるか ▶ 自分の強みだと感じる能力及び弱みだと感じる能力(※子どもと接する能力、他の保育士等と連携する能力それぞれについて把握) ▶ (業務の中で)どのようにして能力向上を図りたいと考えるか ▶ (業務とは別に)今後どのような研修を受けてみたいか ▶ 研修全体についての満足度 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マニュアル作成時の留意点、苦労した点 ▶ マニュアル作成に要した日数・コスト ▶ マニュアルの内容(項目) ▶ 重要項目 ▶ 運用時の課題とその原因 ▶ 運用がうまくいった点とその理由 ▶ 当初想定されたマニュアルの効果 ▶ マニュアル運用の結果、実際に得られた効果 ▶ 想定された効果と実際の効果のギャップとその原因 ▶ 効果の把握方法 ▶ マニュアルの改善の方向性 ▶ 改善の必要な項目 ▶ 具体的な改善内容

(4) 実践調査結果(結果から読み取れる示唆)

①保育士向けの運用の成果と課題

今回の実践調査では、清水台保育園では新任保育士を対象にし、遅れの早期発見・早期支援に関する保育士の資質向上を目的としてマニュアルの作成と活用を行った。その結果、マニュアル作成の主たる目的である保育士の資質向上における成果と課題として、次の3点を指摘できる。

a) 子どもの遅れの実践的な体験と理解促進 ～ 意識的、集中的な学習の機会提供

一点目の成果は、マニュアルを活用することにより、新任保育士が子どもの遅れについて、意識的に把握し理解しようとするきっかけが提供され、子どもを観察する「体験」と形式的な知識が実践化されることによって理解促進が図られたことである。

新任保育士は養成機関において体系的な知識として子どもの発達を学んでいるが、実際に遅れのある子どもを観察し、教科書などに書かれた形式的な知識を実感する機会は少ない。それゆえ新任保育士は、実際に子どもを観察する経験を通して発達に対する理解を深めていくものであり、先輩保育士もそのようにして資質を向上させてきたであろう。

今回のようにマニュアルを活用することにより、資質向上のスピードが速まったといえる。つまり、マニュアルを用いて、子どもの発達に意識を集中して一定期間、子どもと接することで、短期間に多くの気づきと学習を得られたと言える。

なお、こうした集中的な資質向上を実現するためには、経験豊富な担当保育士による日々のフィードバックとアドバイスが不可欠であったと言える。新任保育士は、実践を通して自分の観察や考え方が妥当なものかどうかを確かめることで資質を向上させていくため、1日という短いサイクルでフィードバックとアドバイスを与え、新任保育士の持つ形式的な知識を経験に裏づけされたものに変質させていくことが必要である。

同時に、新任保育士の指導担当となる先輩保育士が、フィードバックに割く時間を確保できるようにするための、クラスあるいは園全体でのサポートも課題であろう。

b) 資質向上の道筋の顕在化 ～ 信頼できる目標と学習課題の設定

二点目の成果は、新任保育士が、遅れのある子どもの早期発見・早期支援について「どのように観察し、判断できるようになれば良いのか」、「今、自分に不足している視点、知識は何なのか」を、目に見える形で把握できるようになり、自らのその後の資質向上における道筋が見えるようになったことである。

今回の実践例は、遅れのある子どもの早期発見・早期支援に関する体系的な知識・技術をまとめたガイドライン形式のものを作成した。これは、先輩保育士の持つ遅れのある子どもの早期発見・早期支援における実践的な経験と知識を、できるかぎりそのまま文字化したものである。実際、本事例においては、マニュアルの作成にあたって、主任保育士を中心として複数名の保育士が試行錯誤をしてとりまとめている。

このような経緯で作成されたため、マニュアルの構成や表現自体が、先輩保育士の考え方や判断を表現した内容になっており、先輩保育士が自信を持ってマニュアルを活用できた。そのため、新任保育士は、マニュアルを、先輩保育士の経験と知識の詰まった信頼できるもの、当面自分が吸収すべき目標となるものとして捉えることができ、マニュアルの活用を通して自分が今後身につけるべき考え方や知識(=自分の学習課題)を自覚することができたと言える。

なお、このような学習効果が得られるためには、前述した「(指導にあたる)先輩保育士自身が自信を持って使うことができるマニュアルであること」に加えて、実際に先輩保育士がマニュアルを日々の保育に適用した例を見せることが重要である。つまり、新任保育士だけがマニュアルを利用するのではなく、先輩保育士も実際にマニュアルを活用してみせることで、新任保育士はその様子を見て学び、自分と先輩保育士の違い(=新任保育士にとっての学習課題)を具体的に理解する機会が得られたと言える。

c) 先輩保育士等とのコミュニケーションの円滑化と充実 ～ 言葉の共有

三点目の成果は、マニュアルを利用することで、新任保育士と先輩保育士とのコミュニケーションが円滑化になり、充実したことである。

遅れのある子どもの早期発見・早期支援では、子どもの状態を担当する保育士が共有し、園内での連携を図ることが重要だが、あいまいな状態の場合、その表現方法が保育士一人ひとりで少しずつ異なるために、情報共有に時間や手間(場合によっては誤解)が発生する場合もある。こうした“言葉の違い”は、保育の実践経験の少ない新任保育士と先輩保育士の間では、より頻繁に起こりうる。

今回の実践のように、マニュアルという客観的なツールを利用してコミュニケーションすることで、マニュアルの枠組みや表現を両者が使って情報共有するようになり、こうした“言葉の違い”を小さくすることができたと言える。保育の実践経験が豊富な指導担当保育士と、実践経験の少ない新任保育士という組み合わせだからこそ、このようなマニュアル活用のメリットがあると言えよう。

ただし、どのように表現を工夫しても理解にズレは生じる。マニュアルを作成する際に、マニュアルを主に利用する人を想定し、その人の経験や知識を踏まえ、分かりやすく、かつ普段から使う表現内容を選び取っていくことが課題となる。

②先輩保育士向けの運用の成果と課題

今回の実践調査において資質向上を図ろうとする主たる対象は新任保育士であった。しかし、マニュアルを作成したり活用したりする過程を通じて、先輩保育士にとっても以下のような成果と課題が見られた。

a) 先輩保育士の考え方や知識の整理 ～ 知識のたな卸しと振り返り

一点目の成果は、マニュアルの作成、活用の両方を通じて、先輩保育士にとっては、日々の

保育で蓄積された経験や知識をたな卸しし、自分が持つ考え方や知識を客観的に捉えなおすことができたことである。

保育士にとっては、日々の保育が最も重要な課題であり、特に遅れのある子どもの早期発見・早期支援においては、実際に接する子どものことを考え、保育を工夫し、実践することで精一杯という状況も多くあると思われる。だからこそ、一度立ち止まって振り返って考える(リフレクション)の機会を持つことが重要であろう。

今回実践調査を行った事例においては、マニュアルの作成に関わった園長、保育士から、「考え方や知識を整理する機会になった」とのコメントが聞かれた。日々の保育で感じている保育を取り巻く環境要因(少子化、核家族化、家庭の保育力の低下等)も含めてこの機会に整理することで、保育士が日々の保育に集中できるようにしたいとのコメントも聞かれた。

このような成果を得るためには、マニュアル作成をひとりでやらないこと、作成したマニュアルは園を挙げて活用することが重要となる。

作成段階で複数名の保育士が関わることで、特定の保育士の考え方や知識に偏った内容にすることを防ぐとともに、作成に関わった保育士にとっては作成過程を通じて、他の保育士の考え方や知識をじっくりと知り、学ぶ機会になる。これはマニュアルの活用段階でも同様であり、園を挙げて活用し、その結果を共有することで、保育士どうしの考え方や知識を共有する機会になろう。

ただし、マニュアルの作成は時間も労力も多大にかかるため、参考となるマニュアルの骨子あるいはマニュアル作成の進め方等が、すべての園が使えるような形で提供されることが望ましい。

b) 遅れのある子どもに関する保育指針として共有 ～ 園全体での考え方の共有

二点目の成果は、遅れのある子どもの早期発見・早期支援について、保育士がどうあるべきかの方針(ビジョン)が共有されたことである。

今回実践調査を行った事例では、遅れのある子どもの早期発見・早期支援の実践経験の豊富な主任保育士が中心になり、複数の保育士が一緒になってマニュアルを作成した。そのため、マニュアルの作成及び活用の過程を通じて、経験豊富な保育士に属していた考え方や知識が、各園にとって園全体で共有できる「遅れのある子どもの早期発見・早期支援における保育士が目指す考え方・知識」になったと言える。

さらに、園を挙げて共有できる方針(ビジョン)が作成されたことにより、遅れのある子どもの早期発見・早期支援における園全体での支援の仕組みや体制の必要性が共有されることとなるため、清水台保育園の事例では「園全体で保育士をバックアップする組織体制を整えやすくなる効果も期待できる」とのコメントも聞かれた。

これらの効果は、当初のマニュアル作成のねらい(新任保育士の資質向上)から見れば副次的なものである。しかし、特に地域ネットワークとの連携も含めた組織的な取り組みが必要な遅れのある子どもの早期発見・早期支援においては、非常に重要な効果だと言えよう。

こうした効果を得るためには、園が目指す保育のあり方や子どもの発達に対する理解まで掘り下げて考えながら、経験豊富な主任保育士等が中心となってマニュアルを作成することが重要である。ただし、誰もがこれらのマニュアル作成の知見を持つわけではないため、すべての園が利用できる、マニュアル作成の参考となる指針等の整備・普及も課題となろう。

2. 個別の実践調査結果

(1) 清水台保育園(1回目)

① 成果ヒアリング概要

ヒアリング日時	平成 21 年 12 月 15 日 13 時 30 分～16 時 30 分
ヒアリング対応者(施設側)	竹内麗子園長、玉川主任保育士、中川副主任保育士、小林副主任保育士

② マニュアルが求められていた背景

a) 遅れの早期発見・療育支援のための保育園での取り組み

(保育を取り巻く環境の変化)

- ・ 今の子どもは、3 歳児でも紙オムツをするなど排泄の自立の遅れ、身体意識の発達が未熟である。遅れの早期発見・療育支援に取り組む前提として、そうした環境の変化の影響も知っておく必要があると思う。(竹内園長)

(遅れの早期発見・療育支援の取り組み)

- ・ 新入園児は 5 月か 6 月くらいに、在園児は 8 月くらいに、MEPA-R を年 1 回作成している。3～5 歳の縦割りクラスはクラスに年齢リーダーとなる保育士が中心となって MEPA-R をつけている。(竹内園長)
- ・ 縦割りクラス(3～5 歳児)は複数の保育士がつけて検討するが、0～2 歳児はほぼ 1 人の保育士がつけている。(小林先生、中川先生)
- ・ 新任保育士も含め、現場の保育士が話し合いながら作成している。1 人ひとりについてつける部分と、集団の中での行動を見る部分とがある。その上で、大まかなムーブメントプログラムの方針を定め、方針と月齢別達成課題を踏まえて実践を行っていく。(玉川先生)
- ・ 子ども 1 人ひとりのすべての情報は個別にファイリングしている。(竹内園長)

(遅れのある子どもの早期発見・療育支援に取り組む上での課題)

- ・ MEPA は、保育に科学性・理論を持ち込んだという点で優れている。それは保育士 1 人ひとりの考え方の改革も可能にする。子どもの成長に合わせて記述できる能力を育てることが重要だと考えている。
そのためにも、MEPA-R をいかに保育の中に位置づけていくかが重要だ。健康な子どもと気になる子を見極めるには、新任の保育士にとっては各年齢の発達を理解し、保育していくことがポイントとなる。(竹内園長)

b) 遅れの早期発見と支援における保育士の資質向上に関する課題

(新任保育士の資質向上の取り組み)

- ・ 新任保育士が MEPA-R を活用するスキルを身につけるためには、実践の繰り返し、ケース検

討(事例研究)、家庭における保育との連携(保育所での集団保育を見ていただき、ミーティングを行う等)、リーダー保育士によるお手本などが必要である。(竹内園長)

- 新任保育士がプログラムを立案する際には、まず先輩保育士が書いたものを参考に使う遊具を変えるなどの自分なりの工夫を入れながら、似たプログラムを作って実践してみる。その際、先輩保育士は、一緒に考えたり参考になる文献を紹介したりして、アドバイスしている。(中川先生)
- 指導者養成機関があるので、ムーブメント教育に基づいた指導をきちんと受けることで、MEPA-R を活用する専門的な力が身につく。新任保育士が具体的に何をすれば良いか分かるように指導することが必要だ。同時に、プログラムの実践を通して、親の意見を聞いたり子どもの様子を見たりといった学びが重要だ。当園では障がい児保育の園内研修も行っている。(竹内園長)
- やり方を固めてしまうのではなく、柔軟に対応し、リーダーの補助を受けながらやり遂げることが、保育士の達成感を育てることにつながっている。(玉川先生)
- 主任保育士による新任保育士へのバックアップとして、保育ノートの交換による保育支援として一年目の保育士が毎日の保育の中で、難しさや困りごと、やりがいなどについて書き、主任保育士から意見・指導をもらい問題解決につなげている。(竹内園長)
- 新任保育士の相談に乗ることは主任やクラスリーダーの役割でもある。クラスリーダーは、新任保育士に近い年齢の保育士もいるし少し離れた年齢の保育士もいる。リーダー会は、新任保育士の抱えている課題を解決する場でもあり、組織としての支援体制を整えていることが重要である。リーダーと主任保育士のパイプも非常に重要である。保育士が自分は組織の中でどのような役割を担うべきなのかということを意識することが必要だと感じている。(竹内園長)
- リーダーが役割を発揮するためには、主任保育士がリーダー同士を細かく見て調整することが重要だ。忙しくて手が回らない場合や、誰かが不在の場合にもフォローアップできる体制も整え、1人ひとりの役割をマニュアル化(文章化)し、共有している。発達の連続性を考えると、クラス間の連携を図らなければならず、そのためにも文章化は重要である。(竹内園長)

(新任保育士の育成上の課題)

- 新任保育士には、保育士になってよかったという実感を持てる瞬間を作ってあげることが重要だろう。1年目は一人前になるための準備段階である。(竹内園長)
- できないできないというのではなく、どうしたらできるのかを考えながら行動することが重要であり、新任保育士に対しても、そのための問いかけをしてあげることが必要だ。つまり、批判ではなく、肯定をしながら保育士を育てていく姿勢が重要である。保育士の育成という点では、基本となる国の保育指針に沿って、MEPA-R の考え方をどのように結び付けて見せるかも課題だ。(竹内園長)
- 最近では心の病になってしまう保育士も多いが、そのような方に対してどのような支援をして

いくべきかも課題である。子どもの支援だけではなく、大人に対しても支援が必要になっている。認めてあげ、つまづきをフォローしてあげることが重要だ。(竹内園長)

- ・ 遅れのある子どもに関する学びについて、養成機関でどこまで学んできているかを最初の段階で新任保育士から聞き取って把握するのは難しい。実際保育に入ってはじめて、具体的な悩みについて話ができるのが実態だ。(玉川先生)
- ・ 自分が養成過程にいたときと隔たりがある。障害のある子だけではなく、気になる子との関わりは難しく、自分たち自身も難しさを感じている。新任保育士は、悩んでいるというよりも分からないのかもしれないと思う。新任保育士はいきなり「先生」という立場になるので不安だと思つため、前もって教えてあげたいとは思つが、やはり重要なのは現場でどのように対応していくかである。理解し切れていないというよりも、知識としてはあるのだが、さまざまな子どもと実際接するときに、どうしてよいか分からない、知識と実際の子どものギャップに悩むということがあるのかなと思う。子どもや子どもを取り巻く環境も変わってきており、新任保育士にとっては難しい状況だろう。(小林先生)
- ・ 子どもも先生のことを見極めるので、新任の先生は現任の先生よりも大変だとも言えるだろう。(玉川先生)
- ・ 養成過程において、多くのことを学ぶが、学んだことをどれだけ吸収しているかは疑問だ。現場が勝負であり、就職してはじめて、障害児から軽度な子、気がかりな子、家庭環境の難しい子など多様である子どもたちと出会って難しさを感じる。
そのような状況の中、保護者とのやり取りや保育で少し気になることがあつても、はっきりしていない状態で発見することは、ベテランでも難しい。(中川先生)

③ 作成するマニュアルの内容と特徴

- ・ 保育指針にあるように、発達の連続性を重視して、子どもの発達に合わせて柔軟に対応していくことが非常に重要である。発達課題の特徴を理解しながら保育を行い、何を育てるためにどのような遊具を活用するかということ盛り込みたい。教材についても、目的を明確にした上で活動内容・支援・配慮を入れる。(竹内園長)
- ・ 遅れのある子どもに気づくために、子どもの発達と障害についての知識を入れ込んでいる。そして子ども1人ひとりに向き合うために MEPA-R を活用しているということを記載する。(玉川先生)
- ・ ムーブメント教育の特徴として、人間形成の大事な時期にどのような人的・物的・自然環境を整えるかで、子どもの心身の発達により影響を与えることができること(例えば、肢体不自由の子どもが歩けるようになること等)を盛り込む。(竹内園長)
- ・ 親との関わり(保護者支援)は、序章にも含める。日々の保育の中で連携していくということを記述したい。障害についての章に親支援も含めることもできる。(竹内園長)
- ・ 理論的な記述を心がけるが、現場では専門用語を使わず分かりやすいマニュアルが求められているので、平易なマニュアルを目指す。(中川先生)

図表 104 清水台保育園「遅れのある子どもの早期発見・支援に関するマニュアル」構成

- 1.はじめに
 - ・ 子どもを取り巻く環境の変化(少子化、核家族化等)
 - ・ 地域の子育て支援の拠点としての保育園の役割
 - ・ 保育園でキャッチしている家庭環境の変化と育児力の低下
 - ・ 気がかりな行動への関わりの難しさ
- 2.今、保育園に求められる遅れのある子どもの保育支援のあり方
 - ・ 保育所保育指針(障がいのある子どもの保育と親支援)
 - ・ 集団生活の中で個の育ちを支援するための方法
 - ・ 子どもの「気がかり」なポイント
 - ・ 保育内容の充実と専門性
- 3.私どもの法人における発達・療育支援体制
 - ・ 障がいのある子どもの将来(ライフワーク)を見通した継続的な支援
(乳児期、幼児期、学童期、成人期、高齢期での支援内容)
- 4.発達障害を理解する
 - ・ 発達障害とは
(自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、ダウン症児)
- 5.早期発見・早期療育支援について
 - ・ 早期発見の流れと役割 (保育園、市行政、保健センター)
 - ・ 子どもの育ちを支えるネットワーク構築 (地域支援体制、教育センター／子育て・療育・教育の相談)
 - ・ 早期発見の重要性
 - ・ MEPA-R の活用
- 6.ムーブメント教育を保育や療育の手段とした当園の取り組み
 - ・ ムーブメント教育と出逢ったきっかけ
 - ・ 早期療育の軸となるムーブメント教育とは
- 7.早期発見・療育支援への MEPA-R の活用
 - ・ 子どもの発達の捉え方
 - ・ アセスメント—全体発達を側面から観察する
(MEPA-R の特色、構成、評価方法、結果の整理)
 - ・ 支援プログラムの作成
(年齢別プログラム、個別支援計画への接続)
 - ・ 発達支援ステップガイドの活用
- 8.子どもが楽しく動き、生活できるための保育環境とムーブメント活動
 - ・ 年齢別達成課題と教材・遊具の活用
 - ・ プログラム作成における配慮点
 - ・ ムーブメント環境の作り方
 - ・ プログラム実践例と進め方
- 9.まとめ

④ マニュアルの作成・活用を通して期待する効果

- ・ マニュアルを作成する作業自体が、竹伸会の障がいのある子どもの将来を見通した、継続的な支援とし活かすことになる。(園長)

⑤ 今後の活用・展開方法

- ・ 4月に新任保育士が着任した際に行う研修でマニュアルを活用したい。また、将来的には当園だけでなく、他園にも広げていきたい。(竹内園長)

(2) 清水台保育園(2回目)

① 成果ヒアリング概要

ヒアリング日時	平成21年3月18日11時00分～11時15分 ※事前資料に基づく電話によるヒアリング
ヒアリング対応者(施設側)	竹内麗子園長

② 作成したマニュアルの内容と特徴

- ・ 園長、主任保育士を含め、4名の保育士で分筆して作成した。保育士の視点に立って分かりやすいものを心がけ、清水台保育園での保育についてよく理解してもらいたい具体的な点まで盛り込んだ。
- ・ 最終的には記述の重複等の調整を行うが、全部で70～80頁程度のマニュアルになる予定だ。

③ マニュアルの作成・活用を通して得られた効果

(園での取り組みの具体化・体系化)

- ・ 法人(竹伸会)が取り組んでいる、障害のある子どもの将来を見通した継続的な発達・療育支援を、この機会に体系的に整理することができた。

(子どもの発達に対する理解の促進)

- ・ 子どもを取り巻く環境の変化や保育園に求められている遅れのある子どもの保育支援の有り方について、感じていることを文章化したことで、具体化できた。
- ・ 子どもの発達を要約することで、保育園における各年齢の基本的な発達を改めて理解すると共に、子どもの発達が連続的であることを改めて認識した。
- ・ 発達障がいについてまとめる中で、今まで専門書を読んで難しく感じていたこと、何となく分かっているけれどもはっきりとしていなかった障がいに対する理解と関わり方については、ムーブメント教育論を学ぶことで課題解決の糸口となった。

(地域ネットワークでの取り組みの図式化)

- ・ 保育園という集団の中では早期発見がしやすく、他機関との連携によってより療育支援内容が深まることを改めて認識した。現在、清水台保育園では、養護学校と連携して発達相談会（養護学校教諭が遅れのある子どもの親や保育士の相談に対応する会）を開催している。このように実質的な連携は進んでいるので、特に小学校との就学支援の実際を分かりやすく示すようにした。

（MEPA-R の有用性の再認識）

- ・ MEPA-R を活用することによって、子どもの育ちの長けている点、苦手とする点を把握しやすく、支援の手がかりをつかみやすいことを再認識した。
- ・ また、年齢別のプログラムの作成や個別支援計画の立案がしやすくなった。発達支援ステップガイドを併用した活用が有効だ。
- ・ 年齢別の発達課題と教材・遊具の活用についてもまとめたことで、日々のムーブメント活動を立案する際の手引きができた。これを活用することで、配慮すべき起点や環境の作り方などを参考にしやすくなった。
- ・ 本年の2月20日、21日にムーブメント教育・療法パワーアップセミナーを、北陸支部で実施し、その「子ども一人ひとりの発達と健康・幸福感を支える講座」に保育士全員が参加し、理解を深め、共有することができた。
- ・ MEPA-R のプロフィール表やクロスインデックス表のところは、結果として現れてきたものをどう活かしていくかと具体例をあげて示すとわかりやすいと感じた。

④ マニュアルの作成と今後の展開について感じた課題

- ・ 実用的なマニュアルとして、どの程度までまとめれば良いかについて、大変悩んだ。
- ・ 担当者によっては、文章を作成するために改めて専門書を参照したところ、資料によっては違う点、分かりにくい点があり戸惑いを感じたようだ。最終的には、「保育所保育指針」をよりどころにしてそれを基準にした説明・記述になるよう、統一した。
- ・ MEPA-R に関する記述については、保育所保育指針との整合も図りつつ記述するよう留意した。
- ・ 遅れのある子どもに対する気になる行動確認リストや、保護者との対応の仕方については、具体的な事例を整理し、今後の支援に活かせるようにしたい。

第4章 マニュアル評価検討委員会における検討結果

1. マニュアル評価検討委員会における検討結果の概要

(1) マニュアル評価検討委員会における検討目的

実践調査の対象保育所およびその他保育所(以下、調査対象保育所等)における、既存の遅れの早期発見・支援マニュアルや研修システムの効果・汎用性等を把握・検証するため、有識者や外部の保育所のベテラン保育士、幼稚園・小学校の教員等を構成員とする検討会を組織し、検討を行った。なお、マニュアル評価検討委員会は1回のみ開催となった。

【マニュアル評価検討委員会における検討項目】

検討項目
○ 調査対象保育所等が作成・運営している遅れの早期発見・支援マニュアル(アセスメントシート含む)の内容についての各関係者の対場からの意見・評価、改善の方向性の提示
○ 調査対象保育所等が作成・運営している保育士育成方針・マニュアルの内容についての各関係者の対場からの意見・評価、改善の方向性の提示

(2) マニュアル評価検討委員会の構成

検討会については、小林芳文氏(横浜国立大学 教育人間科学部教授)、巷野悟郎氏(社団法人母子保健推進会議会長)、山崎晃資氏(目白大学、臨床児童精神医学研究所所長)、若山望氏(社会福祉法人高原福祉会村山中籐保育園副園長)、畠山光則氏(町田市子ども家庭支援センター所長)の5名の委員のほか、オブザーバーとして厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課、事務局として日本保育協会、日本総合研究所が検討に加わった。

(3) マニュアル評価検討委員会における検討結果のポイント

以上のマニュアル評価検討委員会における検討結果は、以下の①～⑤に示すポイントに集約された。検討結果は、調査対象保育所等が作成・運営している「遅れの早期発見・支援マニュアル(アセスメントシート含む)」および「保育士育成方針・マニュアル」の内容について意見・評価、改善の方向性の提示に留まらず、今後、同様のマニュアルを他の保育所において導入・活用する際の留意点についても委員指摘があった。

①調査対象保育所のマニュアルに関する全体的な評価

調査対象保育所等のマニュアルには、子どもの遅れに関するネガティブ・チェックリスト的要素の強いものもあった。検討委員からは、こうした子どもの遅れに関するネガティブ・チェックは医療機関に任せ、保育所としてはポジティブ・チェックリストを作れるとよいとの指摘があった。また、遅れというネガティブ面の問題を超え、遅れのある子がどのように成長していくかということに目を向けるべきとの指摘もあった。

調査対象保育所等のマニュアルにおいては、遅れのある子どもの支援に向けた保育所全体での体制・取り組みの方向性が明示されている。この点について検討委員からの評価は高かった。保育所全体の体制を整備することで、職員全員が子どもについて理解することができるといった委員意見や、遅れのある子が問題・否定行動をした場合にそうした行動の理由を職員全員で考え、理解することが重要であるといった委員意見があった。

②マニュアルを通じた親支援について

検討委員会では、マニュアル等を通じた親支援の重要性も指摘された。保育所や保育士は、子どもの養育力に乏しい親の日常生活についても支援していくことが必要であり、適切な親支援のためには、保育所が家庭と連携していくことが重要であるという委員意見があった。一方で、適切な親支援のための保育士の資質向上は困難であるとの指摘もあった。

③マニュアルに基づく遅れの診断・チェックの方法について

マニュアルに基づく遅れの診断・チェックの方法については、医療的な診断マニュアルやマニュアルのみに依存した遅れの診断・チェックのあり方について、複数の委員から疑問が呈された。すなわち、保育現場で遅れが懸念される子どもについて、医療現場で用いるようなマニュアルを元に診断した場合には、かえってふさわしくない診断が下されてしまう場合もあるとの指摘のほか、知識のない人がマニュアルだけに基づいて子どもの遅れをチェックすることは望ましくないとの指摘もあった。

マニュアルの使用法としては、診断者に誤解を与えないような留意事項を明記したうえで、あくまで参考として使用するというスタンスが望ましいという意見があった。また、保育所内の多様な観察者の意見をまとめて文章化することが、保育所における「診断・チェック」であるとの指摘もあった。このほか、一時的に遅れのある状態にあっても回復できるのであればよいという考え方に基づき、子どもの正常な発育に関する定義を作ってもよいのではないかという委員からの提言もあった。

④マニュアルを通じた保育所と外部主体とのネットワーク構築・連携について

マニュアルを通じた保育所と外部主体とのネットワーク構築・連携を促進するためには、どのような要素が含まれていることが望ましいかについて、委員からいくつか指摘があった。

遅れのある子どもの小学校への引き継ぎにおいては、地域ネットワークを通じた情報共有、保育児童要録等の書類等を通じた情報共有を図っているという現状報告が委員からなされた。しかし一方で、保育所等から小学校や外部機関に情報を渡すことは、学校に対する不信感に基づく親の抵抗や学校選択制導入等の影響があり難しいといった指摘があった。

保育所と外部主体とのネットワーク構築・連携には、マニュアルのほか、保育所と親の「信頼感」が非常に重要であるとの指摘が複数の委員からあった。実際、こうした信頼感があることで、ネットワーク構築・連携が円滑になっている事例報告もあった。

⑤その他

このほか、委員からは本調査の表題にも使用されている「遅れ」という用語のあり方についても問題指摘がなされた。

「遅れ」と標記した場合、能力の発達に遅れがある印象を受けるが、自閉症の場合などは遅れというよりも「アンバランスさ」などの表現がふさわしいという意見のほか、「遅れのある子」という表記では、子ども自身に原因がある印象だが、実際の保育では、母親と子どもの相互交渉が重要であり、どうやってそれを保育所が支えていくかが課題であるとの委員指摘もあった。

また、「遅れのある子ども」あるいは「気になる子ども」という用語に関して、保育所現場や保護者、医療機関など、関係者間における言葉の定義が必ずしも共有されていない部分があることについて、こうした言葉の認識の相違は、今後、地域内の各種主体の連携を図る上で問題があるとの意見もあった。

委員からは、「遅れ」、「障害」というネガティブな印象を与える用語よりは、「ゆっくり(成長)の子どもたち」をどのように支援するかという視点で議論できるとよいという指摘もあった。

2. マニュアル評価検討委員会の検討内容詳細

マニュアル評価検討委員会の検討内容の詳細は、以下の議事録に示すとおりである。

日時	平成 22 年 2 月 1 日(月)10:00～12:00	
場所	日本保育協会 会議室	
出席者 (敬称略)	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和光大学教授 小林芳文 ・ 母子保健推進会議会長 巷野悟郎 ・ 臨床児童精神医学研究所所長、目白大学教授 山崎晃資 ・ 社会福祉法人高原福祉会村山中藤保育園櫻副園長 若山望 ・ 町田市子ども家庭支援センター所長 畠山光則
	オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課地域保育係長 平山多輝男
	事務局	日本保育協会、日本総合研究所
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿(資料 1) ・ 本年度調査の内容、マニュアル評価検討委員会の位置づけ(資料 2) ・ 遅れの早期発見・支援のためのマニュアルについての考え方(資料 3) ・ マニュアル比較表(資料 4) ・ 実践調査ヒアリングメモ(資料 5) ・ 清水台保育園のマニュアル一式(参考資料 1) ・ その他保育所のマニュアル一式(参考資料 2) 	

(1) 開会

- ・ 日本保育協会は保育所の全国団体で、研修会・調査研究・出版・年金事業等を行っている。厚生労働省からの補助事業も行っている。この事業は 4 年度目を迎え、引き続きみなさまにはよろしく願いたい。(日本保育協会)

(各自、自己紹介)

- ・ 本調査研究事業には 4 年間出席させていただいている。本年度もよろしく願いたい。(小林委員)
- ・ 私は小児科医であり、こどもの城 5 階の小児保健部でも、20 数年勤務していた。現在は嘱託で勤務していると同時に、母子保健推進会議会長を勤めている。これは母子保健法に基づき厚生労働省母子保健課が主管する全国組織で、家庭訪問などをしながら子育て支援を行っている。(巷野委員)
- ・ 私は早期療育に関心があり、いろいろと研究を行ってきた。事前に送っていただいた本検討会の資料を拝見していて、さらに検討すべき点もあると思うので、後ほど意見をさせていただきたい。(山崎委員)
- ・ 村山中藤保育園櫻の副園長、同・白樺の副園長をしている。現場一筋で現在、22 年目を迎

え、石井哲夫先生からご指導いただきながら、現場の子どもたちの支援をしている。本年度からは、当園が武蔵村山市の子ども支援センターの委託も受けている。(若山委員)

- ・ 町田市子ども家庭支援センター所長として、子どもたちのネットワーク作り、子育て相談・虐待の相談などを行っている。また、保育園の入所業務も担当している。先日も応募者 2,000 人あまりを 1,000 人強まで選定した。ただ、保育の中身については素人なので、本委員会で勉強させていただきたい。(畠山委員)
- ・ 障害児保育は、平成 15 年に一般財源化され、各自治体で創意工夫のもと実施しているところだが、さらにニーズが高まる中で、種々の要望もいただいている。本検討会で検討していただくマニュアル等に関する研究も、そのような要望の一つであり、平成 18 年度から日本保育協会で調査研究を実施している。本年、1 月 29 日に子ども・子育てビジョンが発表され、その中でも障害のある子どもに関する支援が謳われている。本件に関しては引き続きみなさまにご協議をいただきたい。(平山係長)

(2) 資料説明 (日本総合研究所より)

(3) 討議

①表題の「遅れのある子ども」という表記について

- ・ タイトルとして「遅れのある子ども」とあるが、「遅れ」とは具体的にどのようなことを指しているか。(山崎委員)
- ・ 従来は「気になる子」などと表記していたが、厚生労働省保育課の意図で、気になる子どもも含め、もう少し幅広く、そういった子どもと家庭を支援していこうという考え方の下、「遅れのある子ども」という呼び方をし、それに基づいて本年度調査も行っている。この言葉の使い方は、以前の検討会においても議論のあったところであり、アンケート調査を行った保育所からは、「遅れ」という言葉に違和感があるという指摘もあった。他に適当な言葉がないので、暫定的に「遅れのある子ども」という言い方をしている。用語について適当な代替案があればご指摘いただきたい。(日本総研)
- ・ 「遅れ」というと、能力の発達に遅れがある印象を受けるが、自閉症の場合などは遅れというよりも「アンバランスさ」などの表現がふさわしいのではないか。厳密に言うと、自閉症は発達障害には一致しない、特別な例である。それを「知能の遅れ」などと捉えられてしまうとよくないのではないか。DSM-IV-TR の項目には「社会性」という分野があり、これは重要な視点だ。(山崎委員)
- ・ 確かに「遅れ」というと、自閉症などは当てはまらないかもしれないし、その子どもの母親に「烙印を押されてしまった」という印象を与えるかもしれない。「遅れ」という言葉は、母親からよく聞かれる。例えば、1 歳で歩く子どもは実は全体の半数程度なのにもかかわらず、「1 歳になったのに、うちの子どもはまだ歩かない、遅れているのではないか」と心配する声だ。(巷野委員)

- ・ 「遅れ」という言葉は、「障害」よりはよいかもしれない。また、例えば、6歳の発達課題を10歳で達成するなどの『ゆっくり(成長)の子どもたち』をどのように支援するか」という視点で議論できるとよい。遅れ、障害というとネガティブな印象だが、アメリカで「challenged people」あるいは「challenged children」という言葉があるが、ポジティブなよい言葉だ。子どもの可能性を保育が支えられるとよいだろう。(小林委員)
- ・ 「遅れのある子」というと、子ども自身に原因がある印象だが、実際の保育では、母親と子どもの相互交渉が重要であり、どうやってそれを保育所が支えていくかが課題である。この言葉については、検討していただきたい。(山崎委員)
- ・ 5年ほど前、「気になる子」という呼び方がよく聞かれるようになった。正常な子どもでも少し「気になる」ということはよくある。(巷野委員)
- ・ 実際に発達検査をしても、実は健常児と障害児の境目というのは明確にはない。障害とまでは言えないが気になる、という場合に、保育所の生活の中で、普通に使っている言葉として「気になる子」という言葉がある。(若山委員)
- ・ 「遅れのある子ども」あるいは「気になる子ども」という用語に関して、保育所現場や保護者、医療機関など、関係者間における言葉の定義が必ずしも共有されていない部分がある。言葉の認識の相違は、今後、地域内の各種主体の連携を図る上で問題がある。早急に用語の使い方についての認識をそろえる必要がある。(日本総研)
- ・ 保育所職員が、子どもの発達について、体系的に勉強している場合は(発達段階と比較するので)「遅れ」という表現になりやすく、伝統的な保育をしているところだと(他の子どもと比較するので)「気になる」という表現になりやすいのかもしれない。いずれにしろ、子どもたちをどうやって支援していくかという視点で取り組まなければならない。(小林委員)
- ・ 今までの議論の過程を、最終的に報告書に掲載するとよいだろう。(山崎委員)

②清水台保育園のマニュアルに関して

- ・ 子どもを支援するためには、園全体での体制・取り組みが非常に重要であり、清水台保育園のマニュアルはその意味でよいと感じる。園全体の体制を整えることで、担任だけでなく、すべての職員が子どもについて理解することができる。特に遅れのある子については、何かよくない行動をしたときに、むやみに叱りつけたり止めたりするのではなく、なぜそのような行動をとったのかを、職員みんなが考え、理解することがとても大切だ。(若山委員)

③その他保育所のマニュアルに関して

- ・ ネガティブな面が強いチェックリストを使用している保育所もあるが、子どものネガティブな面のチェックは医療機関に任せるくらいの気持ちで、保育所としてはポジティブなリストを作れるとよいと思う。保育士はみな、初めは子どものネガティブな面にしか気づかないものだが、意識していれば次第にポジティブな面にも注目できるようになる。例えば自閉症の子どもが運動能力的にはすばらしい能力を持っていることなど、「ポジティブサイン」を拾えるようなり

ストであるといと思う。アメリカの IFSP¹は、医療中心の計画であり、日本型 IFSP を作るならば、保育所発信型にしたいと考えている。(小林委員)

- ・ ここ何年かで、精神科領域でも「回復力」がキーワードになっている。すなわち、今まではネガティブな面に目が行っていたが、ポジティブな面に目を向けていけば回復していくのだということが、注目を浴びている。まさに今一番必要な視点だと思う。問題(ネガティブな面)は問題として見る一方で、それを超えてその子がどのように成長していくかということに目を向け、そのためには家庭ではどのようにしなければならぬかなどを考えるべきだ。(山崎委員)
- ・ 発達段階を考慮して、子どもの成長を確認していくことは、どの子どもにとっても重要なことだと思う。しかし、例えば広汎性発達障害や自閉症の疑いを、1歳半健診で指摘されることもあるのだが、そのような子どもについてチェックをしようとするとき、なんとなく分かっている、表現がしにくい。「チェックしにくい」こと自体が、このような子どもたちの特徴だと思う。そのような子が「何に対して不安・安心、興味、快・不快を感じるのか」というようなことが、本来は重要なのに、そのあたりはなかなかチェックリストにしにくいだろう。(若山委員)
- ・ 当園では、すべての園児について、できたときにマルをつける形式のチェックリストを活用している(時期としては、4月、9月、3月)。その中で特に気になる子については、その子を理解していくにあたって、必要なことを確かめるという視点で、観察記録(個人記録)のようなものもつけている。これは、いくつかの項目を軸に沿って分け、どの軸にもあてはまらないものは「その他」の欄に記入する様式だ。例えば「10まで数えて待つ」などの行動でも、できたかできなかったかのチェックだけではなく、その子の様子を文章で詳しく書いたほうが、ニュアンスが伝わることもある。(若山委員)

④親支援について

- ・ 私が現場を見ていて「気になる」のは、最近の母親たちである。お酒を飲んだり、煙草を吸ったりしながら集まる母親はいかがなものかと思う。保育所では子育て相談も行っているが、保育士は、そういうことにも支援していく必要がある。(山崎委員)
- ・ 親支援は非常に重要だが、そのための保育士の資質向上は難しい。(若山委員)
- ・ 保育所が家庭との連携を行うことが重要だ。(小林委員)
- ・ 町田市では全公立保育所内に、地域子どもセンターがあり、子育て相談を行っている。そこにはいろいろな情報も集まってくる。保育所は、親を「共同治療者」として巻き込んで、保育・療育に組んでいくべきなのだが、親の養育力は千差万別である。親によっては、自分の子が障害児だと認めたくない人もいれば、逆にいろいろな機関を駆けずり回って戸惑っている人もいる。(畠山委員)

¹ 個別家族支援計画(Individualized Family Service Plan)

⑤マニュアルに基づく診断・チェックのしかたについて

- ・ WHO が「健康とは何か」を定義したように、「正常な発育とは何か」という定義を作ってもよい。いったん気になる状態にあっても、回復があるのであればよい、という考え方にに基づく。そうでなければ、科学が進めば進むほど、「障害」「遅れ」と定義されるものはどんどん出てくるだろう。「正常」とそれ以外を分類することは必要であり、それを文章にするときに、整理が必要になる。(巷野委員)
- ・ いろいろな観察者の意見を、誰かがまとめて文章化する。それがまさに保育所における「診断」になる。現場で「なんとなくおかしいな」と思った子どもについて、医療現場で用いるようなマニュアルを基に診断した場合には、ふさわしくない診断が下されてしまうこともある。マニュアルというものは、例えば「親や家族がどのように影響を与えていくか」というような、誤解を与えないための必要事項がしっかりと書かれており、その上で参考に使ってくださいというスタンスならよいが、素人がいきなりマニュアルを見て、それだけを基にチェックを行うことは、望ましくないだろう。(山崎委員)
- ・ どのような見立て・観察をするかは人によって異なる。表現しにくいことも含め、どのように園内や外部機関と共有していくかということは、本研究の実践調査の両園で課題とされている。(日本総研)

⑥保育所と外部主体とのネットワーク構築・連携について

- ・ 地域のいろいろな主体を巻き込んでいく中で、どのような要素がマニュアルに盛り込まれていると連携しやすいのか。(日本総研)
- ・ 20 数年前から、北陸 14 県がネットワークを組んでおり、障害児や遅れのある子どもに関する勉強会を毎月行っている。(小林委員)
- ・ 町田市では、保育関連機関に気になる子どもに関する情報を出してもらおうのだが、保育所にとっては安心感につながっているようだ。ただ、虐待についての報告以外は、共通の様式を持っているわけではなく、すべて口頭で行っている。小学校との連携においては、発育支援ノートというものを作っている。保育所・療育機関からの申し送りを、小学校に対して行う。民間保育所もネットワークには入っており、以前は情報交換を行っていたと聞いているが、現状の詳細は把握していない。(畠山委員)
- ・ 保育所等から小学校や外部機関に情報を渡すことは、親からの抵抗があり、なかなか難しい。問題のある一部の教師を見て、学校に対して不信感を抱く親も多い。小学校に併設してある幼稚園でも連携できないような事態がある。また、学校選択制になってしまった区などもあり、幼保小の連携は口で言うよりもますます難しくなっている。(山崎委員)
- ・ 村山中藤保育園は、小学校との連携がうまく取れている、よい例だ。(日本保育協会)
- ・ 今年度から、保育児童要録という形で申し送りをしなければならなくなったが、当園では昔から行っていた。特に気になる子については、通常書類に加え、添付資料を小学校に提出し、教育委員会・小学校・保育所で、それぞれ保育士や小学校教諭がお互いに交流する。

保護者には、入園時に個人情報に関する承諾書に署名してもらうのだが、その内容として調査協力をお願いなどに加え、小学校への申し送りについても盛り込んである。もし保護者が不安なことがあれば、園長まで直接相談してもよいと伝えている。園と保護者の信頼関係ができていれば、逆に保護者から「小学校等へ伝えておいてください」と依頼があるケースも多い。ケースカンファレンスで話し合った結果、「今これが大事」と職員同士で合意したことについては、保護者と必ず共有し、方向性を確認するようにしている。育成プログラムに親も参加しているような感じだ。(若山委員)

- ・ やはり、「信頼関係」ということが重要になってこよう。時代の流れの中で、そのようなキーワードを拾って、支援を行っていくことが必要だ。(小林委員)
- ・ 新保育指針では保小の連携を謳っているものの、実態としては難しい。マニュアルが保護者・地域との信頼関係を築く材料となればよい。(日本総研)

(4) 閉会 (日本保育協会より)

以上

第5章 調査結果のまとめ

1. 遅れのある子どもへの対応に関する保育所の現状と課題

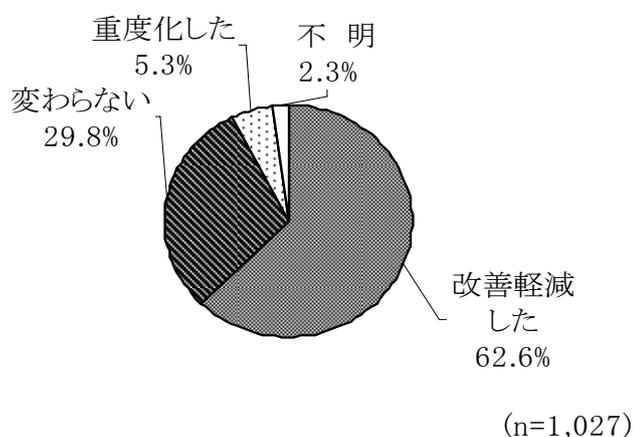
遅れのある子どもへの対応に関する保育所の現状と課題については、アンケート調査の結果から、「保育所集団保育による子どもの遅れの改善」といった成果がみられる反面、「保育所と多様な地域主体との連携の不足」、「遅れの早期発見・支援に向けた保育所内でのマニュアルの整備不足」、「遅れのある子どもへの対応に関する保育士の資質向上の取り組み不足」といった多くの課題が見られる。

過去のアンケート調査と比較して¹、本年度アンケート調査において変化が見られた点を中心に、以下に遅れのある子どもへの対応に関する保育所の現状と課題をまとめた。

(1) 保育所集団保育による子どもの遅れの改善

20年度調査に続き、21年度調査においても、保育所の集団保育が遅れの改善に役立っていることが判明した。アンケート調査を見ると、遅れの発見から卒園までの遅れの状況が「改善軽減した」と答えた保育所の割合は62.6%に上っている。こうした子どもの遅れの改善は保育所の集団保育の大きな成果であるといえる。

図表105 遅れの状況の変化(再掲)



(2) 保育所と多様な地域主体との連携の不足

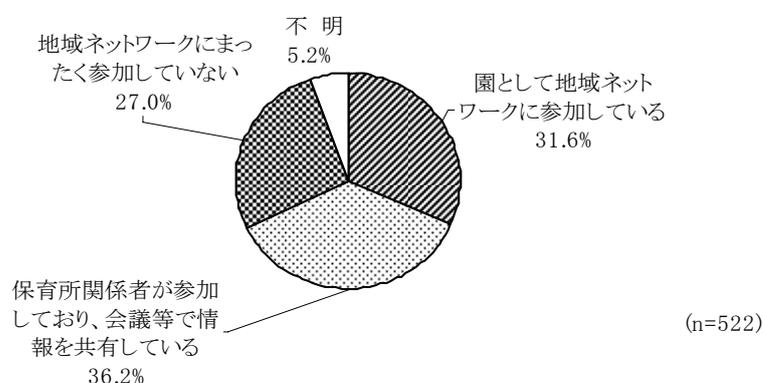
平成20年度のアンケート調査では、地域ネットワークに参加している保育所の子どもの方が、参加していない保育所の子どもに比べて、子どもの遅れが「軽減した」と回答した割合が高く、「重度化した」という回答割合が低かった。地域ネットワークの働きが、関係者の遅れのある子どもに対する認識を深めることにより、子どもの遅れの改善につながっていると考えられる。

¹ 平成20年度調査は、平成19年度において遅れのある子どもの受け入れ実績がある保育所のみを調査対象としたため、単純な比較はできないことに留意が必要である。

しかし、地域ネットワークへの参加状況を見ると、遅れのある子どもの受け入れ実績がある保育所のみを調査対象とした平成20年度調査においては、半数以上の保育所が「園としてネットワークに参加している」と回答していたのに対し、全保育所の1割を対象とした本年度調査では、園としてネットワークに参加している保育所は約3割と低い水準に留まっている(このことから、遅れのある子どもを受け入れている保育所ほど地域ネットワークに参加する傾向が高いことがうかがえる)。ただし、園としては参加していないものの、保育所関係者が参加しているケースを含めると、地域ネットワークへの参加率は7割近く(67.8%)に達する。

新保育所保育指針では、保育所が「専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること」とされていることから、こうした地域ネットワークへの参加率は今後高まることが予想される。

図表 106 地域ネットワーク参加状況

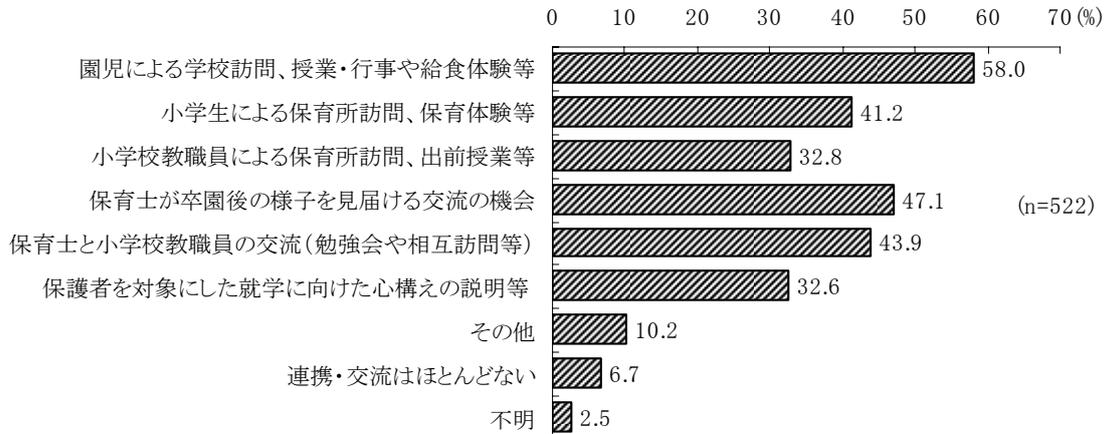


一方、本年度調査では連携の内容について進展が見られる部分もあった。保育所と小学校の連携の重要性は平成20年度調査においても指摘してきたことではあるが、新「保育所保育指針」に記載があるように、遅れのある子どもの円滑な就学にとって重要な「保育所と小学校教職員の交流(勉強会や相互訪問等)」を実施している保育所の割合は35.1%に留まっていることから、実質的な連携はまだ十分ではないと指摘していた。

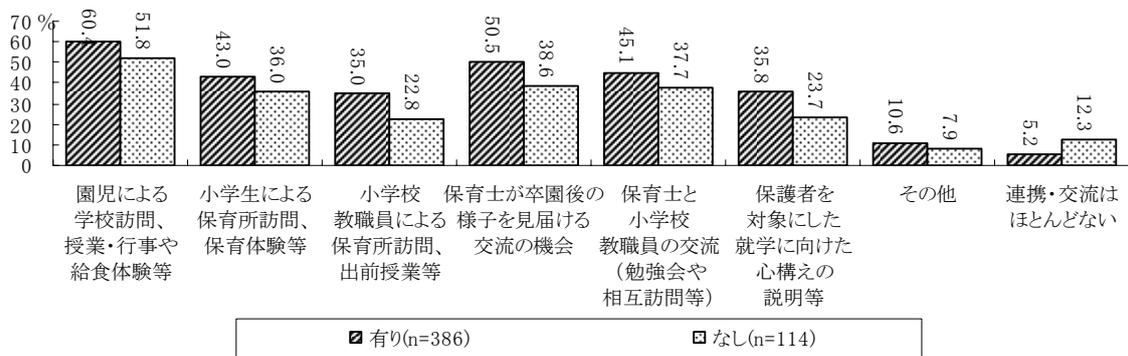
しかし、本年度調査の結果を見ると、「保育所と小学校教職員の交流(勉強会や相互訪問等)」を実施している保育所の割合は43.9%まで上昇していた。特に遅れのある子どもを受け入れている保育所では、その割合は45.1%に達している一方、遅れのある子どもを受け入れない保育所では37.7%に留まっている。

以上の点からすると、遅れのある子どもを受け入れている保育所を中心に、まだ十分なレベルではないが、保育所と小学校の実質的な連携は確実に進んできているといえる。

図表 107 小学校との連携・交流実施状況



図表 108 遅れのある子どもの有無 小学校との連携・交流実施状況



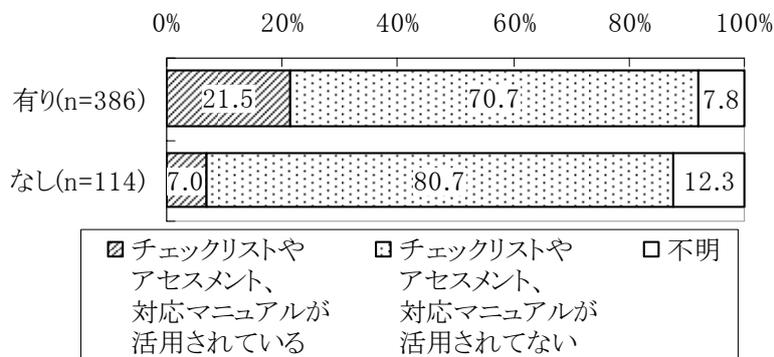
(3) 遅れの早期発見・支援に向けた保育所内でのマニュアルの整備不足

平成 20 年度調査では、遅れのある子どもを受け入れた実績のある保育所においてもマニュアル等を整備・活用しているのは約1割(11.5%)であったが、本年度調査の結果を見ると、遅れのある子どもを受け入れている保育所でのマニュアル等を整備・活用状況は 21.5%まで高まっており、マニュアルの整備が進んでいることがうかがわれる。また、平成 20 年度調査同様、遅れのある子ども・家庭の支援を目的とした地域ネットワークと連携できている保育所ではマニュアル等の整備が進んでいるという事実も判明した。

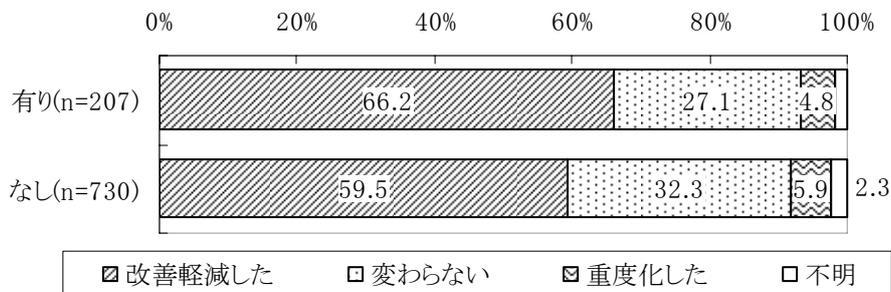
このほか、平成 20 年度調査結果からは、マニュアルの整備されていない保育所のほうが子どもの遅れの改善状況がよいという結果も見られたが、本年度調査においては、マニュアルが整備・活用されている保育所のほうが子どもの遅れの改善状況がよいという逆の結果が見られた。

このように、遅れのある子どもを受け入れ、地域ネットワークと連携している一部保育所においてマニュアルの導入・活用が進んでいることのほか、マニュアルの導入・活用の成果も明らかになったが、保育所全体で見ると、遅れの早期発見・支援に向けた保育所内でのマニュアルの整備はまだ不足している状況である(保育所全体の 17.6%)。

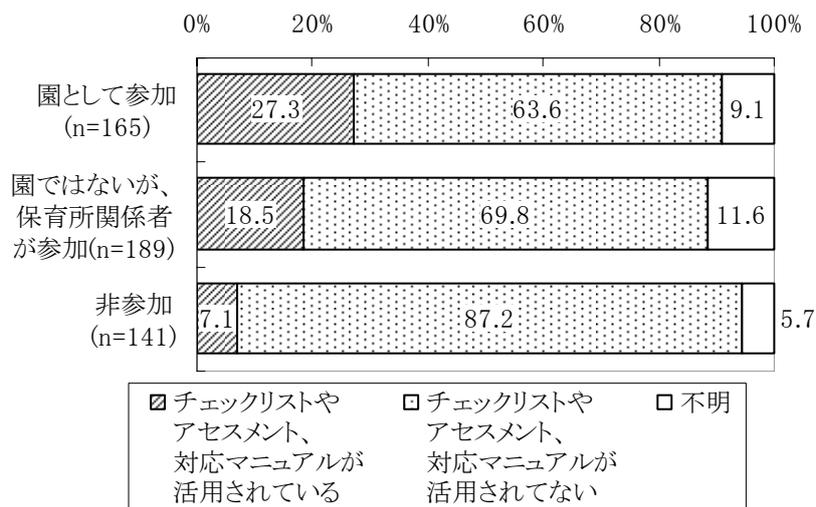
図表 109 遅れのある子どもの有無別 チェックリストやアセスメント、対応マニュアルの活用状況(再掲)



図表 110 マニュアル活用の有無別 遅れの状況の変化(再掲)



図表 111 地域ネットワークの参加状況別 チェックリストやアセスメント、対応マニュアルの活用状況(再掲)



(4) 遅れの早期発見・支援に向けたマニュアルの内容の改善・見直し

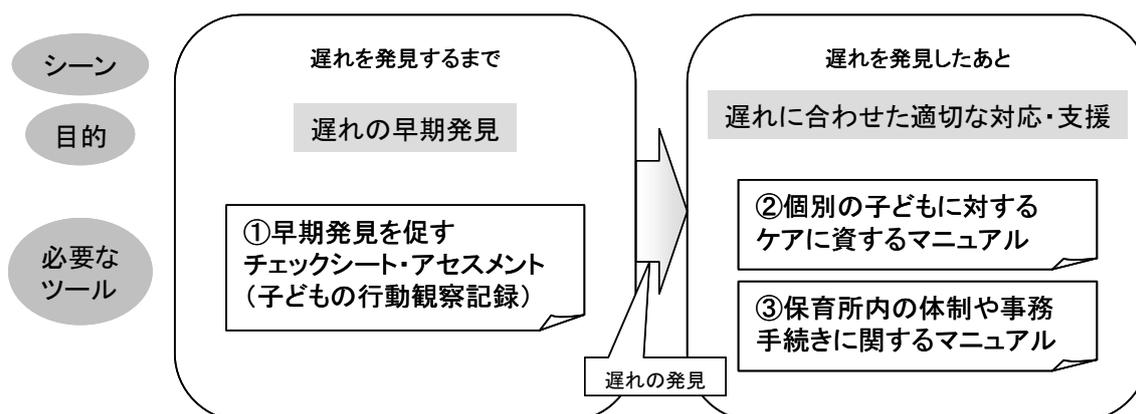
平成20年度調査では、子どもの遅れの早期発見・支援に向けた「マニュアル」について厳密な定義を行った場合、該当する事例の把握が不十分になるとの認識から、敢えて「マニュアル」の定義をあいまいにしたまま調査を実施した。

調査の結果、事例の量的な把握は可能となったものの、マニュアルの(質的)内容については回答した保育所間での共通認識が持てなかったために、分析が不十分であった。そこで本年度の調査においては、「マニュアル」の内容を以下の3つに分けて定義した。

【マニュアルの3分類】

- ①遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント
- ②遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル
- ③遅れを発見した際の、所内の体制等に関するマニュアル

図表112 「マニュアル」の3分類イメージ



すでにマニュアルを整備している保育所について、そのマニュアルの内容を見ると、「遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント」が中心的であり、早期発見に資するマニュアルの整備が進んでいる一方、遅れのある子どもの支援に資するような「遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル」の整備は相対的に進んでいない。今後は遅れのある子どもの支援・ケアに資するマニュアルの整備が課題である。

また、整備が進んでいる「遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント」の内容について、さらに詳細に見ると、「子どもの悪い面、否定的行動に関するネガティブ・チェックリスト」よりも、わずかではあるが「子どもの良い面、行動に関するポジティブ・チェックリスト」となっているケースが多かった。特に、実際に遅れのある子どもを受け入れている保育所では、ポジティブ・チェックリストをマニュアルに盛り込むべきとする声が多く聞かれた。

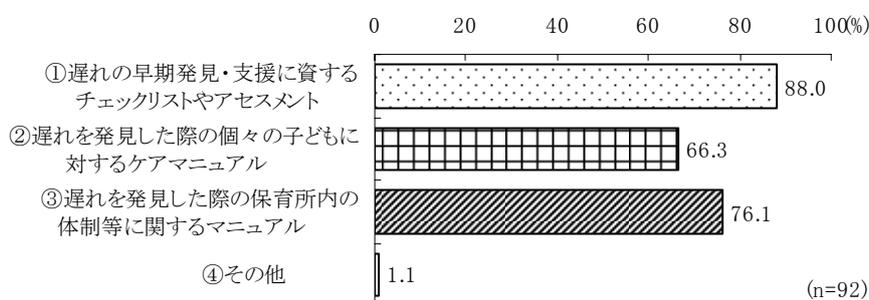
本年度調査における検討会およびマニュアル評価検討委員会においても、遅れのある子どもの早期発見・支援に際してのポジティブ・チェックリストの重要性が、有識者・委員から指摘さ

れているところである。具体的には、医師や臨床心理士の視点からすると、どうしても子どものネガティブ面を見てしまうが、保育士は医師や臨床心理士とは異なる視点を持ち、遊びなどの中から、子どもの良いところ、発達状況に気づいていけばよいという指摘である。

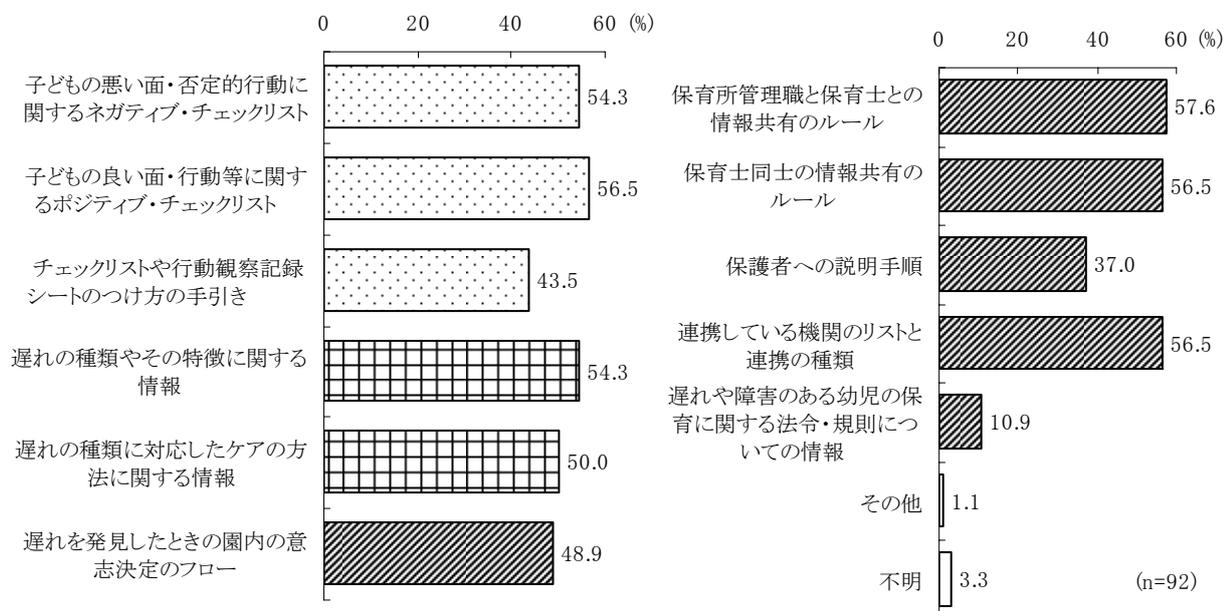
ただし一方で、遅れの早期発見のためには、ネガティブ・チェックリスト的要素の強いマニュアルを活用せざるを得ないという現場の意見もある。こうした保育所においては、遅れの早期発見・把握に際してネガティブ・チェックリストを使用するが、実際に遅れのある子どもに接する場合には、子どもの良い面に着目し、そうした面を伸ばすように接している事例もある。

マニュアルの内容の改善・見直しに際しては、上記のような視点についての配慮も不可欠である。

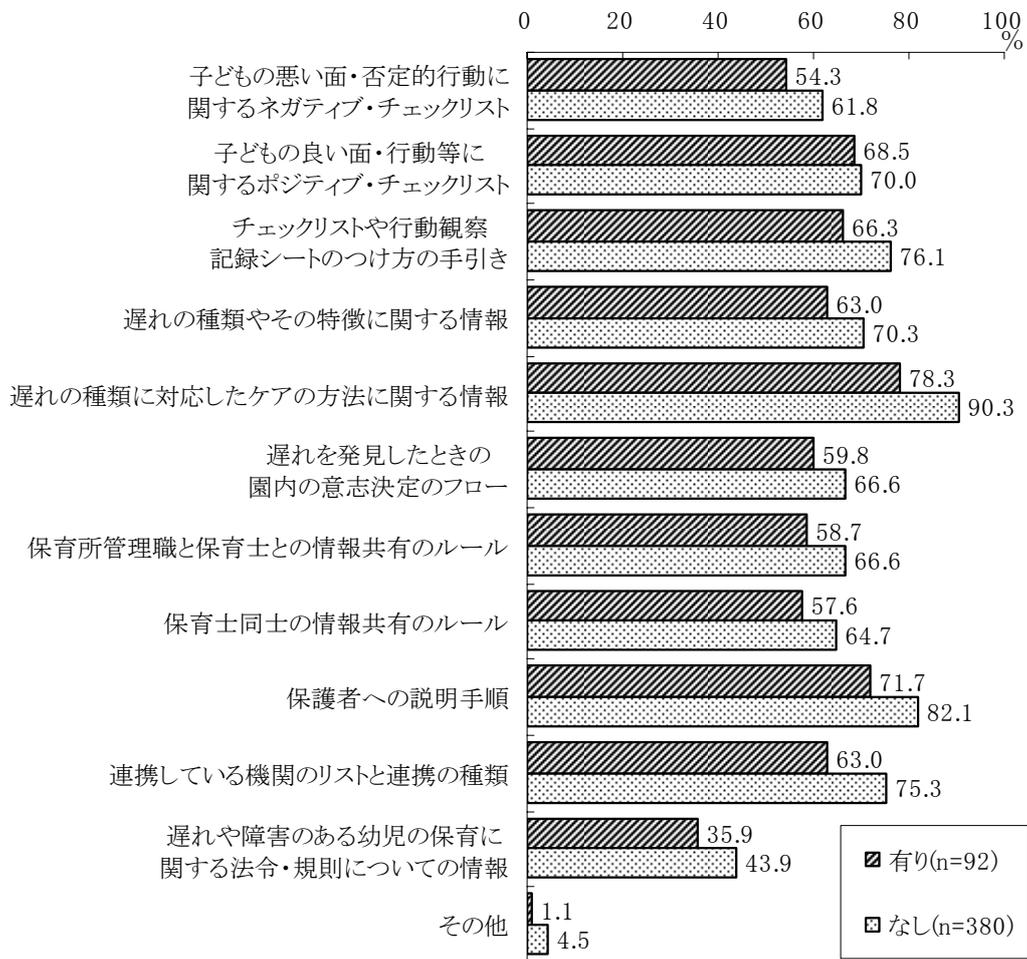
図表 113 現在のマニュアル等の記載内容(再掲)



図表 114 現在のマニュアル等の記載内容(詳細)(再掲)



図表 115 マニュアル活用の有無別 望ましいマニュアル等の内容【施設】(再掲)



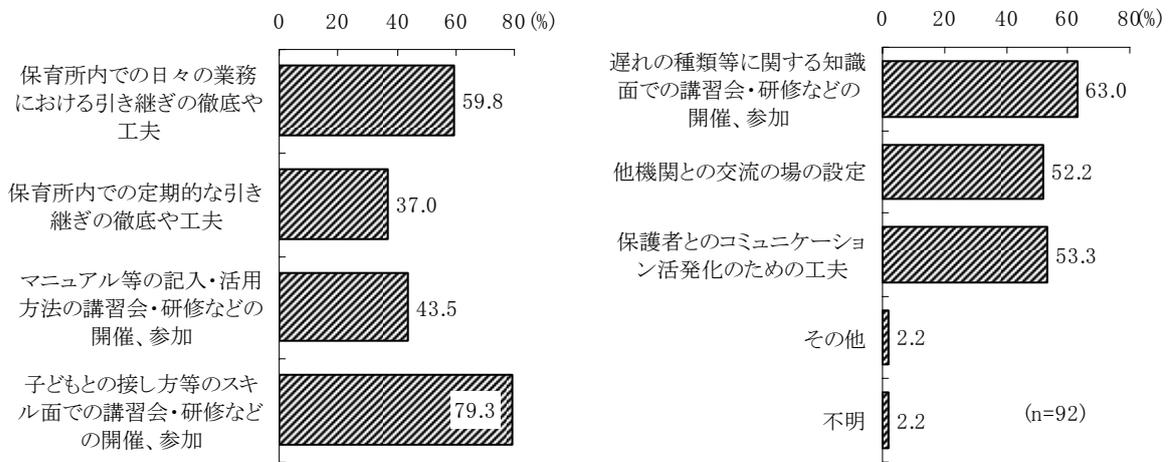
(5) 遅れのある子どもへの対応に関する保育士の資質向上の取り組み不足

平成20年度調査のヒアリング調査において一部保育所から遅れのある子どもへの対応に関する保育士の資質向上が課題として挙げられた。例えば、マニュアル等の整備やその適切な活用に向けた保育士の資質向上は、保育現場において重要な課題として認識されている。

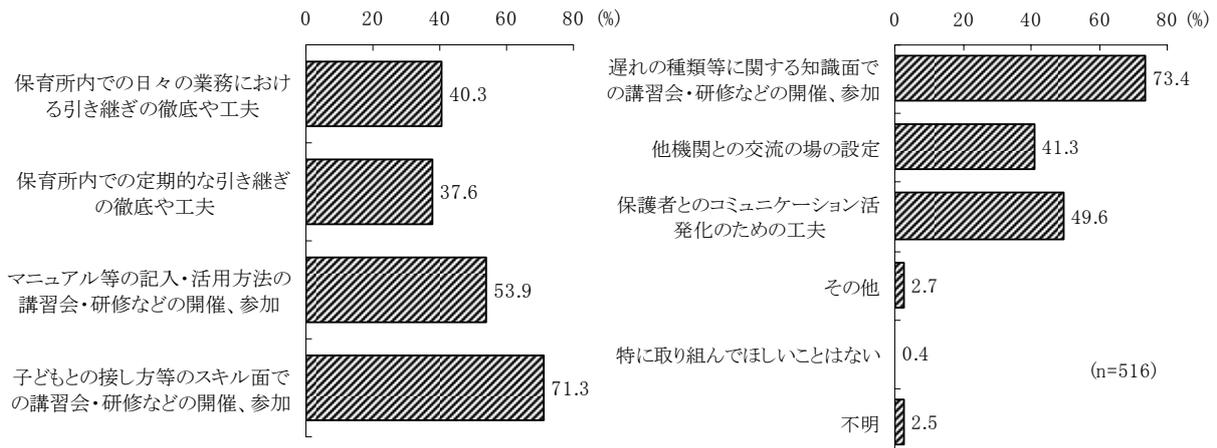
本年度調査では、遅れのある子どもへの対応に関する保育士の資質向上の取り組み状況についてアンケート調査を実施したが、その結果、保育所(施設)において求めている保育士資質と保育士自身が必要と考えている資質は共通しており、それは一人ひとりの子どもについての観察能力と早期発見能力というものであった。

一方、保育士の資質向上の実際の取り組み状況と、保育士自身が望む資質向上の取り組み内容とは、概ね合致しているものの、一部項目については、保育士ニーズに実際の取り組みが十分対応できていない状況をうかがわせるものもあった。具体的には、「マニュアル等の記入・活用方法についての講習会・研修などの開催、参加」や「遅れの種類等に関する知識面での講習会・研修などの開催、参加」といった取り組みについて、保育所側の取り組みが必ずしも十分ではないことがうかがわれる。

図表 116 保育士の資質向上のために取り組んでいること【施設】(再掲)



図表 117 資質向上のために保育所として取り組んで欲しいこと【保育士】



2. 遅れのある子どもへの対応に関する保育所の課題解決の方向性

前段で指摘した遅れのある子どもへの対応に関する保育所の課題を解決するためには、以下に述べるような取り組みが求められる。

(1) 保育所と多様な地域主体との連携の不足

保育所内で遅れのある子どもに対応する上で、地域ネットワークと連携することによるメリットが保育所側に広く認識されること、前述したように、新保育所保育指針において、保育所が「専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること」とされていることから、こうした地域ネットワークへの保育所の参加率は将来的には高まることが予想される。

しかし、当面かつ直接的に保育所と多様な地域主体との連携の不足という課題を解決するには、遅れのある子どもに対する支援等を目的とした地域のネットワークを自治体等が主導して構築するとともに、そうしたネットワークに保育所を巻き込むような取り組みが求められる。また、ネットワークにおけるコーディネーター機能の確保も非常に重要なポイントである。

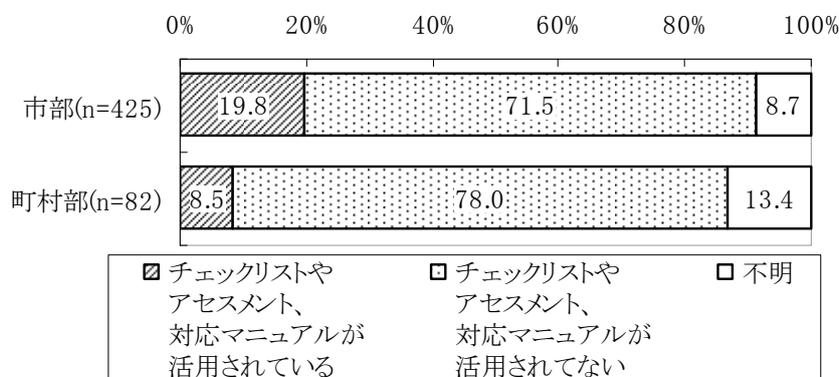
一方の保育所側においても、地域の関連主体に対する情報提供等の働きかけや、地域の関連主体等が参加する会合等への積極的な参加が求められる。

(2) マニュアルの整備促進に向けた保育所の意識転換と行政等による雛型の作成

平成 20 年度調査では、マニュアルの整備促進を図るため、保育所側の意識¹の転換、そして行政等による雛型の作成の必要性を指摘した。

現状、マニュアル等は個々の保育所、または自治体(市町村)で作成するケースが多く見られることから、マニュアルの整備促進には、上記のような取り組みを引き続き進めていく必要がある。特に町村部自治体ではマニュアル等の活用割合が低いことから、今後、かかる自治体を中心にした取り組みが重要になる。

図表 118 自治体種別 チェックリストやアセスメント、対応マニュアルの活用状況(再掲)



¹平成 20 年度調査において、保育所からは、「明文化されたマニュアルやフローチャートの必要性を感じていない」、あるいは「子どもへの対応はケース・バイ・ケースなのでマニュアル等は作成できない」という声が聞かれた。

基本的なマニュアル等の雛型(望ましいマニュアル等のあり方)に関して、今回のアンケート調査では、前述したような3分類のマニュアル整備状況、マニュアル等に盛り込むべき項目について保育所・保育士の意向を把握した。

前段の課題指摘のところでもふれたように、現在、マニュアルを整備している保育所においては遅れの早期発見に資するマニュアルの整備が進んでいる一方、遅れのある子どもを発見した後の支援に資するようなマニュアルの整備は相対的に進んでいない。こうした部分は、相当量の事例収集や専門性が求められることから、個々の保育所において整備を行うことは難しい部分もあると思われる。したがって、行政等が主導するかたちで子どもの支援・ケアに資するマニュアルを整備していくことが望ましいと思われる。

また、マニュアルの内容についてみると、現状、マニュアルを活用していない保育所においては、「遅れの種類に対応したケアの方法に関する情報」や「保護者への説明手順」、「連携している機関のリストと連携の種類」といった内容を盛り込むことについてのニーズが強くなっている。今後、行政等がマニュアルの雛形を作成する場合には、こうした要素を盛り込むことにより、保育所においてマニュアルが普及することにつながると考えられる。

(3) 遅れの早期発見・支援に向けたマニュアルの内容の改善・見直し

①改善・見直しのポイント

マニュアルの内容の改善・見直しにおけるポイントの一つは、前述した点と重複するが、遅れのある子どもを発見した後の支援に資するようなマニュアルの整備を行政等の支援を受けながら整備していくことである。

あと一つの重要なポイントは、遅れの早期発見に資するマニュアルの改善・見直しである。具体的には、課題指摘の部分でもふれたように、今後、マニュアルの内容を改善・見直ししていく場合には、ポジティブ・チェックリスト的要素の強いものに変えていくことを検討することが考えられる。

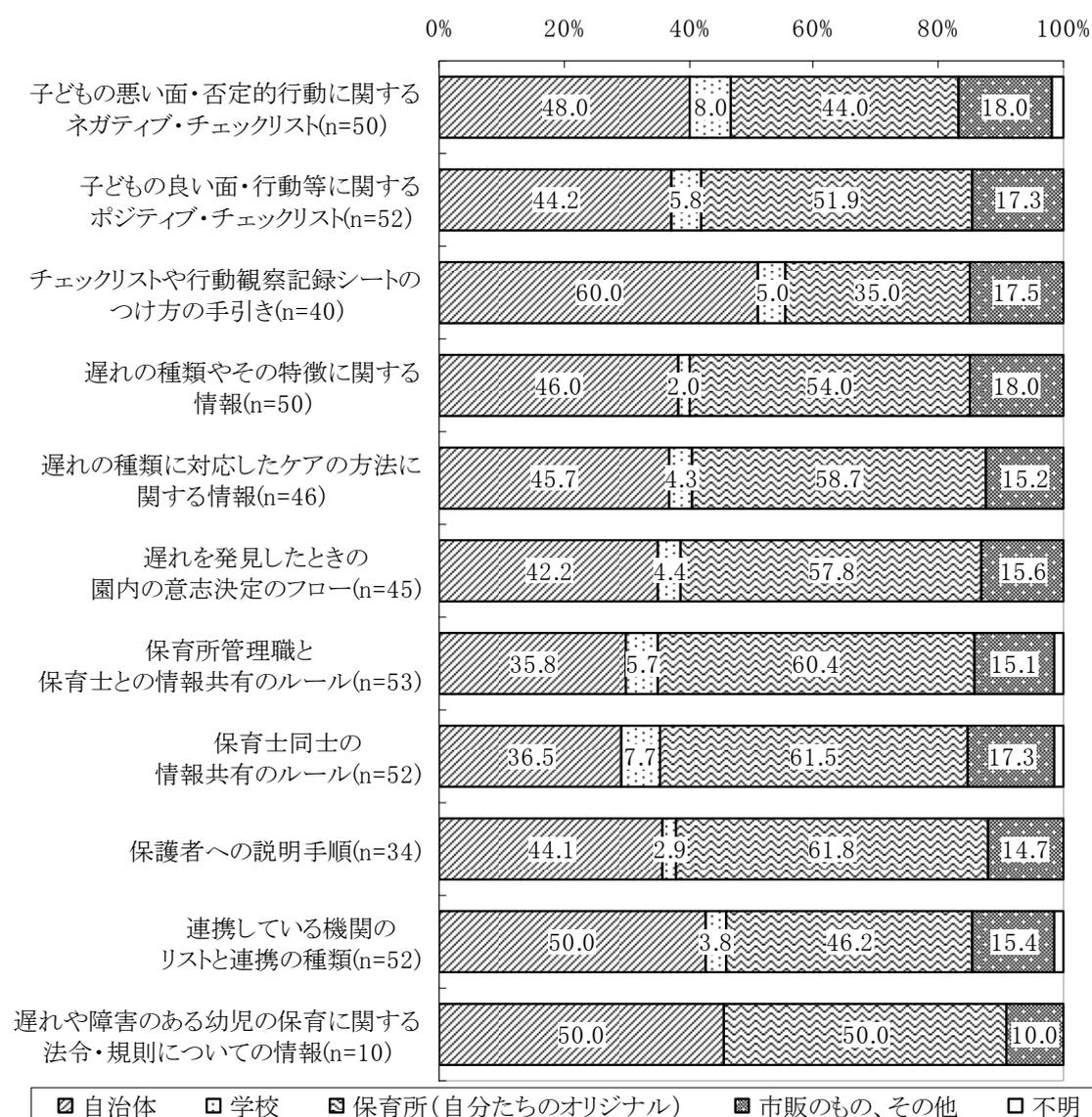
遅れの早期発見ということを重視するならば、ネガティブ・チェックリスト的要素が必要になると考えられるが、遅れの発見後の支援につなげることや、遅れのある子どもに関わる保育士や子どもの家族へのメンタル部分への影響を考慮するならば、本調査としては、やはりポジティブ・チェックリスト的要素の強いマニュアルのほうが望ましいという判断である。

子どもの遅れに関するネガティブ・チェックは外部の医療機関に任せ、保育所としてはポジティブ・チェックリストに基づいて、子どもの遅れを発見・支援していくべきであると考えられる。保育所・保育士としては、子どもの遅れというネガティブ面の問題を超え、遅れのある子がどのように成長していくかということに着目すべきである。また、ネガティブ・チェックリストに基づいて子どもの遅れを早期発見した場合でも、その後の遅れのある子どもへの対応は、遅れによるマイナスの部分の部分をいかにプラスに転じさせるかということの視点が必要である。

②マニュアル内容の改善・見直し主体

マニュアルの作成主体に着目すると、ネガティブ・チェックリストは行政等による作成割合のほうが多い。ここには医師や保健師、臨床心理士等の見解が加わってくる傾向が強く、ネガティブ・チェックの傾向がやや強く出る可能性があると考えられる。逆にポジティブ・チェックリストは保育所による作成割合のほうが多い。遅れのある子どもを発見した後の支援に資するようなマニュアルの整備については行政主導で雛型を作成することが望ましいと前述したが、遅れの早期発見に関わるチェックリスト・アセスメント部分については、保育所独自の視点に基づき、保育所自身が作成することが望ましいとも考えられる。

図表 119 マニュアルの内容別 マニュアル等の作成主体(再掲)



(4) 遅れのある子どもへの対応に関する保育士の資質向上の取り組み促進

①保育士向け研修内容の検討・見直し

平成 20 年度調査においては、遅れのある子どもへの対応に関する保育士の資質として、子どもの生育の「流れ¹」と「広がり²」を、母子健康手帳³や保護者との普段のコミュニケーションの中から抽出・分析することで、遅れを早期発見し対応する能力のほか、遅れのある子どもへの対応方法を保護者に指導できる能力が重要であることについてふれた。

上記について換言すれば、保育士は、日常における子どもの保育から子どもの成育全体を把握し、保護者等に対しカウンセリングできるような能力が求められているわけであり、保育の原点への回帰が求められているといつてよい。子どもの遅れに関する個別のチェック項目のみにとらわれ、全体像を見失うようなことは決して望ましい状況ではない(特に 3 歳未満児の成育には個人差が大きく、チェックリストのみによる全体把握は困難である)。前述したように、遅れの早期発見のためのチェックリスト等は、あくまで参考程度に使用すべきであり、それをもって子どもの全体像を把握しないよう、留意が求められる。

平成 20 年度調査における提言の繰り返しにはなるが、以上のような保育士の能力・資質向上のためには研修が不可欠であり、保育所あるいは市町村側における各種研修等の企画、保育士に対する研修機会の提供などが求められる。行政としては先駆的な研修プログラム等の開発に関して、保育所等を対象に各種調査・実践や経済・人材・環境面での支援を行うことが求められる。情報をどのように収集し、分析・活用するかを学ぶための研修は、保育士「集団」でなく「個人」に注目するものであるべきである。研修を実施する場合にはこうした視点についての配慮も必要である。

このほか、前述したように、保育士ニーズと保育所の取り組み状況についてのギャップが見られる「マニュアル等の記入・活用方法についての講習会・研修」、「遅れの種類等に関する知識面での講習会・研修」については、今後特に保育所においてそうした研修機会の検討の是非を検討する必要がある。

②遅れの早期発見・支援マニュアルの活用

このほか、本年度調査においては保育士の資質向上のための実践調査を実施したことから、そこからいくつかの示唆も得られた。以下、本年度の実践調査結果から、保育士の能力・資質向上に必要な取り組み等の内容について述べる。

今回、実践調査の対象となった保育所においては、保育士の能力・資質向上を図るため、そ

¹生育の流れとは、「現状どうか」、「これからどうするか」ということだけでなく、妊娠中の状況や出生時の状況・子どもの体重など、「これまでどのように育ってきたか」を理解することである。

²生育の広がりとは、「からだ(身体)」、「あたま(知能)」、「こころ(精神)」の発達のことである。

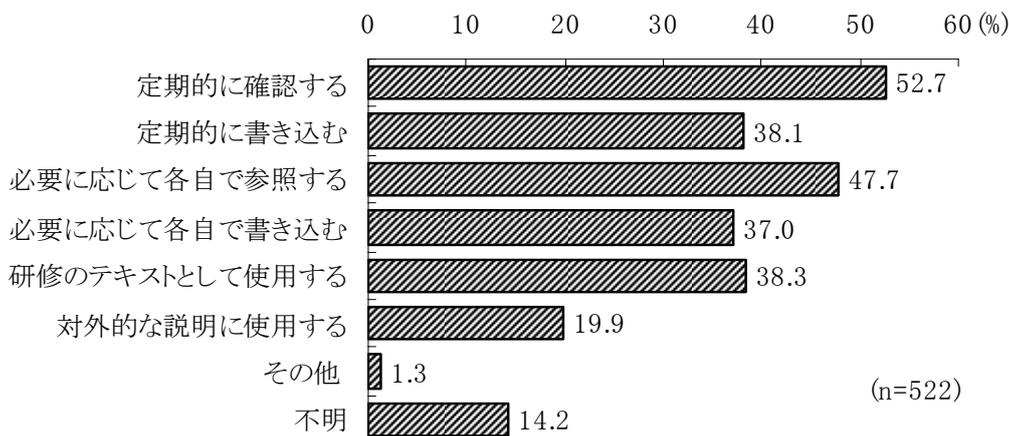
³母子健康手帳の活用促進のためには、保育所あるいは行政の側において、母子健康手帳の活用を遅れの早期発見・支援のプロセスの中に盛り込むことが求められる。また、保育所と保健所の連携を一層密なものとし、母子健康手帳の保育所における活用について、保健所から保護者等に趣旨を説明し、保育所に対する情報の提供を呼びかけるなどの取り組みも必要である。

れを目的としたマニュアルを保育所内において開発し、活用するという取り組みを行った。前述したように、清水台保育園においては、保育所内の一般保育士を対象とした「遅れのある子どもの早期発見・支援に関するマニュアル」を作成し、遅れのある子どもの早期発見・早期支援に関する知見を体系的に整理するとともに、同保育所で使用しているアセスメントシート(MEPA-R)を基に具体的なプログラムに反映する方法だけでなく、アセスメントシートの活用が必要な背景や法人全体における支援の体制を盛り込むことで、新任保育士に必要性の理解を促すとともに、1人で抱え込まなくて良い(=法人としてバックアップしている)ことを伝えるようにしている。一方、一部の保育所では、保育士等(実習生含む)の能力・資質向上を図るため、遅れのある子どもの早期発見に資する専用マニュアルを保育所内において開発し、実際に保育士等に記録させるという方法で資質向上を図った。

いずれにおいても保育士の能力・資質向上に対する一定の効果が認められていることから、現状、各保育所で導入・活用している遅れのある子どもの早期発見・支援のためのマニュアルの内容を一部変更し、保育士の実地研修の場において活用することで、保育士の資質向上を図ることが可能になると考えられる。

現状、マニュアルの活用機会として、「研修のテキストとして使用する」というケースはまだ少ない。マニュアルが遅れの早期発見・支援につながるだけでなく、遅れのある子どもに関わる保育士の資質向上にも活用できるとするならば、保育所におけるマニュアルの整備あるいは内容の見直し等は今後さらに進展するものと考えられる。

図表 120 マニュアルの活用機会(再掲)



③保育士の資質向上の取り組みに対するフォローアップ

保育士の資質向上の取り組みを一過性のものとせず、持続的に保育士の資質を向上させていくためのフォローアップの仕組みも重要である。

本年度の実践調査の対象施設となった清水台保育園が参加している広域地域ネットワークにおいては、遅れのある子どもの早期発見・支援に向けた保育士の資質向上の取り組みに対

するフォローアップ体制が整備され、継続的な活動を行っている。かかる保育士の資質向上についての継続的な取り組みは、一つの保育所だけの対応には限界がある。複数の保育所や専門機関(家)等のスーパーバイザーから構成される地域ネットワークの存在が求められる部分である。行政は、地域の実態に合わせ、広域地域連携の体制づくりやスーパーバイザー等の派遣等を通じて、保育士の資質向上に役立つようなネットワークの構築・運営を適切に視線していくことが望まれる。

(5) 課題解決に向けた事例研究・調査の継続

今回の調査では過去の調査に引き続き、保育所における遅れのある子どもへの対応に関して、前述のような課題とその解決の方向性を提示した。前回および今回調査で提示した解決方策の妥当性を検証するとともに、より実効性の高い具体的な解決方策を見出すためには、過去の調査結果を踏まえ、今後も全国規模の事例研究・調査を引き続き実施していくことが重要である。

具体的には、本年度調査と同じく、①自治体独自の「遅れのある子どもに関するマニュアル」の整備状況についての全国調査、②遅れのある子どもの受け入れに関して先駆的な取り組みを行っている保育所を対象とした保育士の資質向上への取り組みについての調査、③遅れのある子どもの受け入れに関して先駆的な取り組みを行っている保育所における、保育士の資質向上への取り組みの実践等の調査の方向性等が考えられる。

このほか、前述したような、保育士の資質向上の取り組みに対するフォローアップ体制づくりにおける現状と課題の把握、地域特性に応じた望ましい資質向上のための ネットワーク構築のあり方等に対する検討も求められる。

以上

遅れのある子どもへの支援に関する調査

保育所 各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

今日、政府においては、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策の充実を図っているところですが、遅れのある子どもを含む障害児保育についても支援等の拡充が求められており、保育所は遅れのある子どもの早期発見とその対応において重要な役割を担っています。

本アンケート調査は、遅れのある子どもの受け入れ経験をお持ちの全国の公立・民間保育所を対象に、遅れのある子どもの小学校進学状況や、「遅れ」の発見後の保育所における対応状況、遅れの早期発見・支援のためのマニュアルの整備状況等を把握する目的で、厚生労働省の助成を受け、社会福祉法人日本保育協会が実施するものです（調査実施主体は株式会社日本総合研究所）。調査結果は今後の国の障害児保育の施策等に反映されます。

ご多忙のところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成21年8月

今回、調査の表題を「遅れのある子ども」とした経緯は、保育所を利用している子どものうち、通常より支援を必要とするケースも含めて実態を把握するために、通常使用されている「発達障害」という言葉は使用せずに、「遅れのある子ども」としたもので、その分類についても、「言葉の遅れ」、「知能の遅れ」、「行動の遅れ」、「運動の遅れ」としましたのでご理解をお願いします。

なお、「発達障害」とは、発達障害者支援法において、「自閉症」、「アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」及び「その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されており、今回の調査対象者に含まれているものと考えております。

新しい言葉ではありますが、通常、保育所で実践されていることについて、より多くの事例を集計するために、今回の調査の表題としましたことをご理解の上、調査へのご協力をお願い申し上げます。

【ご回答方法等】

- ・ アンケートは「施設票」と「保育士票」の2種類です。**施設票はこの依頼状の後ろに付属しています。**
- ・ 「施設票」は保育所の保育所長あるいは施設全体のことが分かる方がご回答ください。
- ・ 「保育士票」は遅れのある子どもの担当経験のある保育士の方、あるいは主任保育士の方など、貴保育所内において適当と思われる方1名を任意にご選定いただいた上で、その保育士の方がご回答ください。
- ・ ご回答いただいた「施設票」と「保育士票」は一緒に同封の封筒に入れ、**9月11日(金)までにご投函ください。**
- ・ 施設票の回答は、平成21年4月1日時点の状況をお答えください。
- ・ アンケートの回答は、特にことわりがないかぎり、番号に1つだけ○をつけてください。
- ・ 「その他」を選択された場合は、具体的な内容をご記入ください。
- ・ 本調査結果は上記の目的以外では利用いたしません。また集計は機械的に処理いたします。

遅れのある子どもの早期発見・支援に関する調査票（施設票）

貴保育所の施設の状況についてお伺いします。

Q1. 貴保育所名称			
Q2. 所在地	1. 都道府県・指定都市名 ()	2. 市区名 ()	3. 町村名 ()
Q3. 経営主体	1. 市町村などの公営		2. 社会福祉法人などの民営
Q4. 児童定員数	() 人		
Q5. 入所児童数	() 人		

Q6. 貴保育所には身体障害(肢体不自由・視覚・言語聴覚障害など)、知的障害児、自閉症児がいますか。

1. 現在いる () 人	2. 過去3年間にいたことがある () 人	3. いない
------------------	---------------------------	--------

Q7. 貴保育所には遅れのある子ども(言葉・知能・行動・運動などに遅れが見られ、通常より支援を必要とする子ども等)がいますか。

1. 現在いる () 人	2. 過去3年間にいたことがある () 人	3. いない
------------------	---------------------------	--------

Q8. 現在、貴保育所に存在する、遅れのある子どものケアに資する設備・備品等について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. トイレ、出入口、廊下等の手すり・スロープ	5. エレベーター
2. 玩具、教具、食器等	6. 昇降装置等が付いた送迎用バス
3. トランポリン等の大型遊具	8. その他 (具体的に:)
4. 室内プール	9. 特に遅れのある子どものケアに資する設備・備品等はない

2. 貴保育所に在籍している（していた）遅れのある子どもについて個別にお伺いします。

該当する子どもが1～3人の場合は、すべての子どもについてそれぞれお答えください。
 該当する子どもが4人以上の場合は、入園時期が直近の子ども3人についてご回答ください。
 過去に遅れのある子どもを受け入れた実績のない保育所の方は、Q14にお進みください。

Q9. その子どもについて、性別をお答えください。

子ども a	1. 男	2. 女
子ども b	1. 男	2. 女
子ども c	1. 男	2. 女

Q10. その子どもについて、生年月日と平成21年4月1日現在の満年齢をお答えください。

	生年月日(和暦)			(月)			(日)			平成21年4月1日現在の年齢
	平成		年		月		日		(歳)	
子ども a	平成		年		月		日		(歳)	
子ども b	平成		年		月		日		(歳)	
子ども c	平成		年		月		日		(歳)	

Q11. その子どもについて、現在(または卒園時)「遅れ」があるのはどの分野ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

子ども a	1. 言葉の遅れ	2. 知能の遅れ	3. 行動の遅れ	4. 運動の遅れ
子ども b	1. 言葉の遅れ	2. 知能の遅れ	3. 行動の遅れ	4. 運動の遅れ
子ども c	1. 言葉の遅れ	2. 知能の遅れ	3. 行動の遅れ	4. 運動の遅れ

Q12. その子どもの遅れを発見したのはその子が何歳のときですか。

子ども a	1. 0歳	2. 1歳	3. 2歳	4. 3歳	5. 4歳	6. 5歳以上
子ども b	1. 0歳	2. 1歳	3. 2歳	4. 3歳	5. 4歳	6. 5歳以上
子ども c	1. 0歳	2. 1歳	3. 2歳	4. 3歳	5. 4歳	6. 5歳以上

Q13. 遅れを発見してから現在(または卒園)までのあいだに、子どもの遅れの状況はどのように変化しましたか

子ども a	1. 改善軽減した	2. 変わらない	3. 重度化した
子ども b	1. 改善軽減した	2. 変わらない	3. 重度化した
子ども c	1. 改善軽減した	2. 変わらない	3. 重度化した

3. 遅れのある子どもの早期発見・支援のための地域ネットワークについてお伺いします。

Q14. 貴保育所は遅れのある子どもの早期発見・支援を目的とした地域ネットワークに参加されていますか。

1. 園として地域ネットワークに参加している
2. 園として直接ネットワークに参加しているわけではないが、保育所関係者が参加しており、会議等で情報を共有している
3. 地域ネットワークにまったく参加していない →Q17へ

Q15、16は、何らかの形で地域ネットワークに参加されている保育所の方のみにお尋ねします。

Q15. そのネットワークはどの程度の範囲をカバーするものですか。最も近いものにひとつだけ○をつけてください。

※ 遅れのある子ども支援のネットワークが複数ある場合は、最も活動的・効果的なものについてお答えください。

1. 小学校区 程度	2. 中学校区 程度	3. 市区町村 程度	4. 複数市町 (例:○県東部地域など)	5. 都道府県 程度	6. 広域
---------------	---------------	---------------	-------------------------	---------------	-------

Q16. Q15で回答された地域ネットワークには、どのような団体等が参加していますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 他の保育所	10. 障害児通所施設(障害児通園施設、児童デイサービス等)
2. 幼稚園	11. 発達支援センター
3. 小学校	12. 児童相談所・児童相談センター
4. 中学校	13. 一般医
5. 高校	14. 「遅れ」の専門医
6. 大学・研究機関	15. 保健所・保健センター
7. 特別支援学校	16. 市区町村
8. 自治会・町内会	17. 特定非営利活動法人(NPO)、子育てサークル等の任意団体
9. 障害児入所施設(各種障害児施設・療育センター)	18. その他(具体的に:)

※貴保育所が属しているネットワークを示した図等があれば、写しをこのアンケート票と一緒にご返送ください。

Q17. 貴保育所では、小学校とどのような連携・交流を行っていますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 園児による学校訪問、授業・行事や給食体験等	5. 保育士と小学校教職員の交流(勉強会や相互訪問等)
2. 小学生による保育所訪問、保育体験等	6. 保護者を対象にした就学に向けた心構えの説明等
3. 小学校教職員による保育所訪問、出前授業等	7. その他(具体的に:)
4. 保育士が卒園後の様子を見届ける交流の機会	8. 連携・交流はほとんどない →Q18へ

Q18は、Q17で「小学校との連携・交流はほとんどない」と答えられた保育所の方のみにお尋ねします。連携・交流がある保育所の方はQ19にお進みください。

Q18. 小学校との連携をしていない理由は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 連携・交流するための時間的余裕がない	5. 連携・交流について保護者の理解が得られない
2. 連携・交流するための人的余裕がない	6. 連携・交流について学校側の理解が得られない
3. どの小学校と連携すればよいかわからない	7. 連携・交流の必要性やメリットを感じない
4. 連携・交流をコーディネートしてくれる人がいない	8. 特に理由はない

4. 遅れの早期発見・支援を目的としたマニュアル等についてお伺いします。

Q19. 貴保育所では、遅れのある子どもの早期発見・支援を目的としたチェックリストやアセスメント、遅れを発見した際の保育所内での対応方法を記したマニュアル(以下、マニュアル等)が活用されていますか。

- | |
|---|
| 1. チェックリストやアセスメント、対応マニュアルが活用されている |
| 2. チェックリストやアセスメント、対応マニュアルは活用されていない →Q29 へ |

以下のQ20～28は、前問でマニュアル等を活用されていると答えられた保育所の方にのみにお尋ねします。マニュアル等を活用されていない保育所の方はQ29にお進みください。

Q20. 遅れのある子どもの早期発見・支援のためのマニュアル等の内容には、どのような内容が盛り込まれていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

①遅れの早期発見・支援に資するチェックリスト、アセスメント	1. 子どもの悪い面・否定的行動(攻撃、逸脱など)に関するネガティブ・チェックリストや行動観察記録
	2. 子どもの良い面・行動等に関するポジティブ・チェックリストや行動観察記録
	3. チェックリストや行動観察記録シートのつけ方の手引き
②遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル	4. 遅れの種類やその特徴に関する情報
	5. 遅れの種類に対応したケアの方法に関する情報
③遅れを発見した際の、保育所内の体制等に関するマニュアル	6. 遅れを発見したときの園内の意思決定のフロー
	7. 保育所管理職と保育士との情報共有のルール
	8. 保育士同士の情報共有のルール
	9. 保護者への説明手順
	10. 連携している機関のリストと連携の種類
④その他	11. 遅れや障害のある幼児の保育に関する法令・規則についての情報
	12. その他(具体的に:)

Q21. マニュアル等の作成主体は誰ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 自治体	4. 市販のもの、その他(市販・配布団体名をご記入ください)
2. 学校	
3. 保育所(自分たちのオリジナル)	

Q22. マニュアル等を最初に発案・指示した主体は誰あるいはどの団体でしたか。

最も近いものの一つだけ○をつけてください。

1. 保育士	4. 市町村
2. 保育所内の管理職	5. 都道府県
3. 保育所内のその他の職種	6. その他(具体的に:)

Q23. マニュアルの最新版を作成した時期をお答えください。

1. 今年	2. 昨年	3. 3年前	4. 4～5年前	5. 6～9年前	6. 10年以上前	7. 把握していない
-------	-------	--------	----------	----------	-----------	------------

Q24. マニュアルは、どのくらいの頻度で更新されていますか。最も近いもの一つだけ○をつけてください。

1. 毎年	2. 2年に1度	3. 3～5年に1度	4. 6年以上に1度	5. 更新に関するルールはない	6. 把握していない
-------	----------	------------	------------	-----------------	------------

Q25. 貴保育所においてマニュアル等を主に記入・活用しているのは誰ですか。最も近いものに一つだけ○をつけてください。

1. 園長	4. 遅れのある子どもの担当保育士
2. 副園長	5. その他()
3. 主任保育士	6. 特に担当は決まっていない

Q26. マニュアル等の記入・活用を行ううえで求められる保育士の資質としては、どのようなものがあるとお考えですか。最も必要であると思われるもの一つだけに○をつけてください。

1. 子ども一人ひとりの様子をよく観察し、いち早く気づくこと
2. 発達学や医学に基づく、子どもの「正常な発達状態」に関する専門的知識を持っており、それを現場に適用できること
3. 発達学や医学に基づく、子どもの「遅れ」に関する専門的知識を持っており、それを現場に適用できること
4. 子どもとのコミュニケーションが円滑であること
5. 他の保育士や保育所の管理職とのコミュニケーションが円滑であること
6. 子どもの保護者とのコミュニケーションが円滑であること
7. 他の施設や機関とのコミュニケーションが円滑であること
8. 書類作成などの事務処理能力が高いこと
8. その他(具体的に:)
10. 特に必要な資質はない

Q27. マニュアル等の記入・活用を行ううえで求められる保育士の資質を向上させるために、保育所として取り組んでいることは何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 保育所内での日々の業務における引継ぎの徹底や工夫
2. 保育所内での定期的な引継ぎの徹底や工夫
3. マニュアル等の記入・活用方法についての講習会・研修などの開催、参加
4. 子どもとの接し方などのスキル面での講習会・研修などの開催、参加
5. 遅れの種類等に関する知識面での講習会・研修などの開催、参加
6. 他機関との交流の場の設定
7. 保護者とのコミュニケーション活発化のための工夫
8. その他(具体的に:)
9. 特に取り組んでいることはない

Q28. 貴保育所においてマニュアル等の活用が、遅れの改善に役立った例はありますか。

1. ある	2. ない
-------	-------

Q28-1. Q28で「1. ある」と答えられた方は、具体的なエピソードについて、ご自由にご記述ください。

以下の質問からは、回答者の方全員にお尋ねします。

Q29. 遅れのある子どもの早期発見・支援のためのチェックシートやアセスメント、マニュアルの内容には、どのような内容が盛り込まれているべきだと思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

①遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント	1. 子どもの悪い面・否定的行動(攻撃、逸脱など)に関するネガティブ・チェックリストや行動観察記録
	2. 子どもの良い面・行動等に関するポジティブ・チェックリストや行動観察記録
	3. チェックリストや行動観察記録シートのつけ方の手引き
②遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル	4. 遅れの種類やその特徴に関する情報
	5. 遅れの種類に対応したケアの方法に関する情報
③遅れを発見した際の、所内の体制等に関するマニュアル	6. 遅れを発見したときの園内の意思決定のフロー
	7. 保育所管理職と保育士との情報共有のルール
	8. 保育士同士の情報共有のルール
	9. 保護者への説明手順
	10. 連携している機関のリストと連携の種類
	11. 遅れや障害のある幼児の保育に関する法令・規則についての情報
④その他	12. その他(具体的に:)

以下のQ30、31について、マニュアル等を整備されている保育所の方はそのマニュアル等の現在のかたちを、マニュアル等が整備されていない保育所の方はマニュアル等について望ましいかたちを、それぞれお答えください。

Q30. マニュアル等の活用方法についてお尋ねします。

マニュアル等は、誰(あるいはどの団体)に配布されていますか(配布されるべきだと思いますか)。

当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 保育士	6. 児童相談所
2. 保育所内の管理職	7. 保健所・保健センター
3. 保育所内のその他の職種	8. 学校
4. 関連する法人内の児童福祉施設等の職員	9. その他の行政機関
5. 保護者	10. その他(具体的に:)

Q31. マニュアルは、どんなとき、どのように活用されていますか(活用されるべきだと思いますか)。

当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 定期的に確認する	5. 研修のテキストとして使用する
2. 定期的に書き込む	6. 対外的な説明に使用する
3. 必要に応じて各自で参照する	7. その他
4. 必要に応じて各自で書き込む	(具体的に:)

※貴保育所で上記のようなマニュアル等が活用されている場合、当該マニュアル等の写し(ページが多い場合は目次のみ)をこのアンケート票と一緒にご返送ください。

質問項目は以上です。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

地域ネットワーク図、マニュアルの写しを同封してお送りいただける場合は、
下の欄内に✓印をつけてご返送ください。

ネットワーク図の写しを同封します。

マニュアル等の写しを同封します

遅れのある子どもの早期発見・支援に関する調査票（保育士票）

1. 最初に、あなた自身についてお伺いします。

Q1. お勤め先の保育所名称			
Q2. 性別	1. 男	2. 女	
Q3. 保育士としての勤続年数	(年)		
Q4. うち、現在の保育所での勤続年数	(年)		
Q5. 現在の肩書き	1. 主任保育士	2. 保育士	3. その他()
Q6. 直近 5 年で関わった、遅れのある子ども(言葉・知能・行動・運動などに遅れが見られ、特別な支援が必要な子ども等)の人数 (※いない場合は「0」と記入)	(人)		

2. 遅れの早期発見・支援を目的としたマニュアル等についてお伺いします。

遅れのある子どもの早期発見・支援を目的としたチェックリストやアセスメント、遅れを発見した際の保育所内での対応方法を記したマニュアル(以下、マニュアル等)は、現在、いくつかの保育所において導入・活用されています。

※ただし、ここで言う「マニュアル等」には、以下の3種類があります。

①遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント 子どもの行動のチェックリスト、行動観察記録シートや、それらのつけ方の手引き
②遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル 遅れの種類や特徴に関する情報、それに対応したケアの方法に関する情報
③遅れを発見した際の、所内の体制等に関するマニュアル 遅れを発見したときの園内の意思決定のフロー、保護者への説明手順についてのルール、 保育所管理職と保育士、あるいは保育士同士の情報共有のルール、 連携している機関のリストと連携の種類、遅れや障害のある幼児の保育に関する法令・規則についての情報

Q7. あなたの保育所ではこうしたマニュアル等を活用されていますか。それぞれお答えください。

①遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント	1. 活用されている →Q7-1もご回答下さい	2. 活用されていない
②遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル	1. 活用されている →Q7-2もご回答下さい	2. 活用されていない
③遅れを発見した際の、所内の体制等に関するマニュアル	1. 活用されている →Q7-3もご回答下さい	2. 活用されていない

→すべて「2. 活用されていない」と回答された方は、Q8にお進みください。

Q7-1は、Q7で「①遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント」を活用されていると答えられた方のみお尋ねします。

Q7-1. チェックシート、アセスメントは、あなたにとって使いやすいですか。また、それが子どもの遅れの早期発見・支援に役立っていますか。それぞれの項目について、当てはまるところに○をつけてください。

	あてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	まああてはまる	あてはまる
①使いやすい……………	1	2	3	4	5
②遅れの早期発見・支援に役立つ……………	1	2	3	4	5

→Q7-1でいずれか一つでも「1. あてはまらない」または「2. あまりあてはまらない」と答えられた方は、Q7-4にもご回答下さい。

Q7-2は、Q7で「②遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル」を活用されていると答えられた方のみお尋ねします。

Q7-2. 遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアルは、あなたにとって使いやすいですか。また、遅れのある子どものケア・支援に役立っていますか。それぞれの項目について、当てはまるところに○をつけてください。

	あてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	まああてはまる	あてはまる
①理解しやすい……………	1	2	3	4	5
②遅れのケア・支援に役立つ……………	1	2	3	4	5

→Q7-2でいずれか一つでも「1. あてはまらない」または「2. あまりあてはまらない」と答えられた方は、Q7-4にもご回答下さい。

Q7-3 は、Q7 で「③遅れを発見した際の、保育所内の体制等に関するマニュアル」を活用されていると答えられた方のみお尋ねします。

Q7-3. 遅れを発見した際の保育所内の体制等に関するマニュアルは、あなたにとって使いやすいですか。また、遅れのある子どもについての保育所内外の関係者の連携・情報共有、保育所内での各種手続きの円滑化など、保育所における対応体制の構築に役立っていますか。それぞれの項目について、当てはまるところに○をつけてください。

	あてはまらない	あまりあてはまらない	どちらともいえない	まああてはまる	あてはまる
	1	2	3	4	5
①理解しやすい……………	┌──────────────────┐				
②対応体制の構築に役立つ……………	└──────────────────┘				

→Q7-3 でいずれか一つでも「1. あてはまらない」または「2. あまりあてはまらない」と答えられた方は、Q7-4 にもご回答下さい。

Q7-4 は、Q7-1～Q7-3 のいずれかで、「1. あてはまらない」または「2. あまりあてはまらない」と答えられた方のみお尋ねします。

Q7-4. チェックシートやアセスメント、マニュアルが、あなたにとって使いにくい、あるいは本来の目的を果たしていない理由は、何に原因があると思いますか。もっとも当てはまるもの一つだけ○をつけ、その具体的な内容をご記入ください。

1. 自分自身の資質に原因	<small>※具体的に（「遅れ」についての知識がない、記録をつけるだけの時間的余裕がない、など）</small> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div>
2. マニュアル等の内容自体に原因	<small>※具体的に（○×記入のみで具体的に記述できない、記録・記述すべき部分が多すぎる、など）</small> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div>
3. その他の原因	<small>※具体的に（子どもの遅れはケースバイケースでマニュアル等では対応できない、など）</small> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 90%; margin: 0 auto;"></div>

Q8以下の設問は、貴保育所でのマニュアル等の導入・活用の有無にかかわらずご回答ください。

Q8. 遅れのある子どもの早期発見・支援を目的としたマニュアル等の内容について、あなた自身はどのようなものが盛り込まれていると良いと思いますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

①遅れの早期発見・支援に資するチェックシート、アセスメント	1. 子どもの否定的行動(攻撃、逸脱など)のチェックリスト、行動観察記録シート
	2. 子どもの肯定的行動(発達度合い、個性など)のチェックリスト、行動観察記録シート
	3. チェックリストや行動観察記録シートのつけ方の手引き
②遅れを発見した際の、個々の子どもに対するケアに資するマニュアル	4. 遅れの種類やその特徴に関する情報
	5. 遅れの種類に対応したケアの方法に関する情報
③遅れを発見した際の、所内の体制等に関するマニュアル	6. 遅れを発見したときの園内の意思決定のフロー
	7. 保育所管理職と保育士との情報共有のルール
	8. 保育士同士の情報共有のルール
	9. 保護者への説明手順
	10. 連携している機関のリストと連携の種類
	11. 遅れや障害のある幼児の保育に関する法令・規則についての情報
④その他	12. その他(具体的に:)

Q9. マニュアル等の記入・活用を行ううえで求められる保育士の資質としては、どのようなものがあるとお考えですか。最も必要であると思われるもの一つだけに○をつけてください。

1. 子ども一人ひとりの様子をよく観察し、いち早く気づくこと
2. 発達学や医学に基づく、子どもの「正常な発達状態」に関する専門的知識を持っており、それを現場に適用できること
3. 発達学や医学に基づく、子どもの「遅れ」に関する専門的知識を持っており、それを現場に適用できること
4. 子どもとのコミュニケーションが円滑であること
5. 他の保育士や保育所の管理職とのコミュニケーションが円滑であること
6. 子どもと保護者とのコミュニケーションが円滑であること
7. 他の施設や機関とのコミュニケーションが円滑であること
8. 書類作成などの事務処理能力が高いこと
9. その他(具体的に:)
10. 特に必要な資質はない

Q10. マニュアル等の記入・活用を行ううえで求められる保育士の資質を向上させるために、保育所として取り組んでほしいと思うことは何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 保育所内での日々の業務における引継ぎの徹底や工夫
2. 保育所内での定期的な引継ぎの徹底や工夫
3. マニュアル等の記入・活用方法についての講習会・研修などの開催、参加
4. 子どもとの接し方などのスキル面での講習会・研修などの開催、参加
5. 遅れの種類等に関する知識面での講習会・研修などの開催、参加
6. 他機関との交流の場の設定
7. 保護者とのコミュニケーション活発化のための工夫
8. その他(具体的に:)
9. 特に取り組んでいることはない

質問項目は以上です。 ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

参考資料 2：マニュアル評価検討委員会における検討資料

(参考資料 1-1)MEPA-R

※平成 20 年度調査「遅れのある子どもの支援に関する事例調査」にて掲載済みのため掲載省略

(参考資料 1-2)清水台保育園基本方針書

※目次のみ抜粋。検討会においては本文部分も一部提示。

目次	
policybook	
shimizudai nursery	
社会福祉法人 竹和会 清水台保育園 基本方針書	
子どもを伸ばす保育環境	
7	8 子どもにとって必要な環境とは… 24 施設環境 57 自然環境 61 地域環境 67 乳幼児期の安全環境
子どもの育ちとデイリープログラム	
75	76 なぜ大切なの?子どもの「生活リズム」と「あそび」 94 0歳児の生活とデイリープログラム 100 1歳児の生活とデイリープログラム 106 2歳児の生活とデイリープログラム 112 3・4・5歳児の生活とデイリープログラム 126 通常保育時間以外のデイリープログラム
秘められた可能性を引き出す特別な保育内容	
131	132 多様な保育活動 156 「自由を子どもに…」一人ひとりの子どもを生かすモンテッソーリ教育 182 「思わぬ手を出したくなるあそびの環境」～ムーブメント教育～
保育園ならではの年間行事を考える	
213	214 園生活の中の行事とは?～清水台保育園が考える行事～ 216 保育園の一年 217 伝承行事～季節を感じ、日本の文化を知る～ 229 社会行事～記念行事を知ったり、感謝の心を育てる～ 232 園行事～喜びと期待を抱いて～ 246 園行事～子どもと家庭と保育園がつながって～ 263 行事によってどう変わるか?
食育 ～子どもの心とからだ～	
267	268 食を営む力 270 食と栄養 275 食と健康 278 食と子ども 288 子どもの発育・発達と食育 293 清水台保育園では 302 家庭への発信
保護者ととともに健やかな子どもの育ちを願って	
307	308 子どもにとって望ましい人的環境とは 310 共に育ち合う 314 保育者として 322 地域の中の保育園 328 子育て支援センター 332 清水台保育園の願い

(参考資料 1-3) 清水台保育園マニュアル骨子

遅れのある子どもの早期発見・支援に関するマニュアル 目次

清水台保育園

1. はじめに

子どもの取り巻く環境の変化(少子化、核家族)
地域の子育て支援の拠点としての役割
保育園でキャッチする家族環境と育児力が乏しい
気がかりな行動への関わりが難しい

2. 今、保育園に求められる遅れのある子どもの保育支援のあり方

保育所保育指針の中から(障害のある子どもの保育と親支援)
集団生活の中で個の育ちを支援するための方法
子どもの何が気がかりなのか
保育内容の充実と専門性

3. 私共の法人における発達・療育支援体制

障害のある子どもの将来(ライフワーク)を見通した継続的な支援
(乳児期、幼児期、学童期、成人期、高齢期での支援内容)

4. 発達障害を理解する

発達障害とは

- ・ 自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群
- ・ ADHD
- ・ ダウン症児

5. 早期発見、早期支援について

早期発見の流れと役割(保育園、市行政、保健センター)
子どもの育ちを支えるネットワーク構築(地域支援体制、教育センター)
(子育て、療育、教育相談)
早期発見の重要性について
MEPA-R の活用

遅れのある子どもの支援に関する実践調査報告書

平成 22 年 3 月

編集 株式会社 日本総合研究所
発行 社会福祉法人 日本保育協会

無断転載を禁じます